

令和6年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	9	月	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第52号から議案第57号 ・ 議案審議（内容説明） 議案第58号から議案第64号まで ・ 議案審議（報告及び監査委員意見書説明） 報告第5号、監査委員の意見書説明 ・ 議案審議（内容説明） 議案第65号から議案第71号まで
第2日		10	火	休会	・ 各常任委員会（午前10時より）
第3日		11	水	午前10時	・ 一般質問（3名）
第4日		12	木	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（質疑・討論・採決） 議案第58号から議案第71号まで ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） 議案第72号、発議第2号 ・ 閉会

第 1 号

9 月 9 日 (月)

令和6年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月9日（月）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---------------|--|-------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 2番 平野 保弘 議員 | 3番 吉住 淳一 議員 |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | (1) 議長
(2) 町長
(3) 総務文教常任委員会
(4) 監査委員
(5) 宇城広域連合議会議員 | |
| 日程第4 | 町長提出議案の一括上程 | (議案第52号から議案第72号及び報告第5号) | |
| 日程第5 | 町長提出議案の提案理由説明 | | |
| 日程第6 | 議案第52号 | 専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについて | |
| 日程第7 | 議案第53号 | 損害賠償の額の決定及び和解することについて | |
| 日程第8 | 議案第54号 | 刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | |
| 日程第9 | 議案第55号 | 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第10 | 議案第56号 | 美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議案第57号 | 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第58号 | 令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第13 | 議案第59号 | 令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第14 | 議案第60号 | 令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第15 | 議案第61号 | 令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第16 | 議案第62号 | 令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第17 | 議案第63号 | 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第18 | 議案第64号 | 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 日程第19 | 報告第5号 | 令和5年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | |

日程第20		監査委員の意見書説明
日程第21	議案第65号	令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）
日程第22	議案第66号	令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第67号	令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第68号	令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第69号	令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第70号	令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第71号	令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員（10名）

1番	村 崎 公 一 君	2番	平 野 保 弘 君
3番	吉 住 淳 一 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高 田 美千子 君	6番	坂 田 竜 義 君
7番	濱 田 憲 治 君	8番	福 田 秀 憲 君
9番	今 田 政 行 君	10番	上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	澤 山 誠 君	税 務 課 長	松 永 栄 作 君
住民生活課長	宮 崎 博 文 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	中 川 利 加 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 係 長	増 永 和 浩 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	管 理 係 長	平 川 浩 一 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	会 計 課 長	島 田 昌 臣 君
こども応援課長	隈 部 尚 美 君	社 会 教 育 課 長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	立 道 誠 君	書 記	野 田 ま や 君
---------	---------	-----	-----------

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和 6 年第 3 回美里町議会定例会を開会します。

お知らせします。説明員の富永建設課長より、本定例会への欠席届が提出されております。なお、富永課長の代理として、平川管理係長並びに増永建設係長が説明員として出席されております。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、2 番、平野保弘議員、3 番、吉住淳一議員を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

8 月 26 日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、今田政行議員。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。議会運営委員会を開きましたので、その報告をいたします。

令和 6 年第 4 回美里町議会運営委員会報告。

8 月 26 日、午前 10 時より、中央庁舎議会委員会室におきまして、令和 6 年第 4 回議会運営委員会を開催をいたしましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案・請願・陳情・意見書等について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）執行部提出議案について。条例関係 4 件、決算関係 7 件、補正予算関係 7 件、その他 4 件、合計の 22 件の説明を受けました。

次に、（２）議員提出議案・請願・陳情・意見書等について。請願書 1 件、陳情書 4 件の受付がありましたが、請願書 1 件「現行健康保険証についての当面の間の存続を求める意見書の提出について」を受理し、発議第 2 号としました。

次に、（３）一般質問について。受付順で福田秀憲議員、坂田竜義議員、吉住淳一議員の３名から通告があり、抽選の結果、１番、福田秀憲議員、２番、吉住淳一議員、３番、坂田竜義議員の順番に決定をいたしました。

次に、（４）日程・会期等について。会期予定表のとおり、９月９日（月曜日）より９月１２日（木曜日）までの４日間とする会期といたしました。日程の内容につきましては、議案集の「令和６年第３回美里町議会定例会会期予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和６年第３回美里町議会定例会議事日程により、日程第３、諸般の報告、次に、日程第４、町長提出議案の一括上程（議案第５２号から議案第７２号及び報告第５号）を上程し、日程第５、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第６、議案第５２号、専決処分事項「令和６年度美里町一般会計補正予算（第６号）の報告及び承認を求めることについて」から、日程第１１、議案第５７号「美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第１２、議案第５８号「令和５年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第１８、議案第６４号「令和５年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までを、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

次に、日程第１９、報告第５号「令和５年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び「監査委員の意見書説明」の後、日程第２１、議案第６５号「令和６年度美里町一般会計補正予算（第７号）から、日程第２７、議案第７１号「令和６年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第１号）までを、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決を議会最終日に行います。

終了後は散会といたします。

議会２日目、９月１０日火曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会３日目、９月１１日水曜日は、一般質問を行います。質問順については、福田秀憲議員、吉住淳一議員、坂田竜義議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会最終日、９月１２日木曜日は、各常任委員会委員長の報告と質疑を行います。

その後、議案第５８号「令和５年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第７１号「令和６年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」までを再度上程し、内容説明は終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。

次に、議案第72号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を上程し、内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、発議第2号「現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出について」の内容説明後、採決を行います。

その後、議員派遣の件、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、8月26日に行われました美里町議会運営委員会の報告といたします。美里町議会運営委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月9日から9月12日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月9日から9月12日までの4日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から6月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入っておりますので、主なものだけ報告します。

まず、6月12日、まだ議会中ではございますが、令和6年度第7回議会全員協議会が行われましたので、議員の皆様とともに出席しております。

6月14日、議会最終日の夕刻でございますが、甲佐町のやな開きにご案内がございましたので、町長とともに出席しております。

6月20日、九州各県町村議会議長会協議会が沖縄県でございましたので、出張しております。

6月25日、宇城広域連合におきまして、例月現金出納検査に出向いております。

7月9日、東京で、西日本地区各県町村議会議長会協議会並びに、全国議長会等の会議がございましたので、出張しております。

7月10日は、令和6年度三期成会合同定期総会が人吉市でございましたが、私が出席できませんでしたので、副議長に代わりまして出席いただいております。

7月11日、ふるさと祭り実行委員会会議、やまびこ祭り実行委員会会議が行わ

れましたので、出席しております。

7月19日、宇城広域連合の例月現金出納検査に出席しております。当日午後からは、熊本テルサにおいて、国土調査70周年記念講演会、同じく、令和6年度阿蘇熊本空港国際線振興協議会の通常総会に出席したところでございます。

7月21日、割烹さかぐちにおいて、YFA50周年記念祝賀会にご案内がありましたので、出席しております。

7月22日、令和6年度第3回議会臨時会並びに全員協議会に議員の皆様とともに出席しております。

7月23日は、総務文教常任委員会が開かれましたので、委員の皆様とともに出席いたしております。なお、また午後は、常任委員長・議会運営委員長研修が行われまして、私は、自治会館のほうに出向いております。

7月25日は、令和6年度第1回公有財産管理運用等審議会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。夕刻は、美里町商工会本所において、令和6年度宇土法人会砥用支部会員会議に出席し、その後、社会を明るくする運動美里町民の集いに議員の皆様とともに出席したところでございます。

8月2日、令和6年第1回宇城広域連合議会全員協議会並びに宇城広域連合議会臨時会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

8月3日は、令和6年度熊本県手をつなぐ育成大会宇城・宇土大会に出席しております。なおまた、夕刻からは萱野区のふれあい祭りにご案内がありましたので、出席しております。

8月9日は、中央庁舎の駐車場において、熊本県消防操法大会出場激励式に出席したところでございます。

8月13日は、一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の総会に、今田副議長とともに出席しております。

8月15日、熊本市市民会館におきまして、令和6年(第53回)熊本県戦没者追悼式に参加しております。

8月19日、自治会館におきまして、熊本県市町村総合事務組合の監査を町長とともに行っております。

8月20日、山都町の総合体育館におきまして、令和6年度九州中央自動車道建設促進地方大会に出席しております。

8月21日から23日までは、総務文教常任委員会並びに合同常任委員会で、鳥取県の智頭町並びに島根県の隠岐の島のほうに研修に行っております。

8月25日は、エコイトやつしろ駐車場において、第35回熊本県消防操法大会の応援に出向いております。

8月26日は、第4回の議会運営委員会がございましたので、委員の皆様とともに出席しております。

8月27日、宇城広域連合の例月現金出納検査並びに正副議長研修会が行われております。オンラインで行われておりますが、私は自治会館のほうに出向いております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 改めまして、おはようございます。

6月定例会後の諸般の報告をさせていただきます。主なものを報告をさせていただきます。

6月14日、閉会后、甲佐町のやな場のやな開きに参加をいたしております。また、その後、令和6年度第2回美里町嘱託会の役員会に参加をいたしております。

6月17日、九州地方整備局への要望活動を行っております。

6月19日、第74回社会を明るくする運動の美里町推進委員会に参加をしております。また、その後、ふるさと納税返礼品の事業者説明会に参加をいたしております。

6月20日、宇城地域木材需要拡大協議会の総会、お昼から、熊本県農業会議令和6年度通常総会に参加をいたしております。

6月21日、熊本宇城農業協同組合第28回の通常総代会に参加をし、午後から、故長嶺興也氏の位記伝達式を町長室で行っております。

6月23日、美里町ひとり親会の通常総会。

6月24日、第16回美里町青色申告会の通常総会に参加をいたしております。

6月25日、美里まちづくり公社第24回の取締役会、その後、令和6年度佐俣の湯の総会に参加をいたしております。

6月26日、国保連合会の監事の監査を行っております。

6月28日、令和6年度宇城地区保護司会の定期総会に参加をいたしております。7月です。

7月2日、社会を明るくする運動の趣意書伝達式を朝から行い、その後、DX推進本部会議を行っております。

7月の4日、熊本県簡易水道協会の会長として、要望活動を行っており、国土交通省・総務省・それから本県選出の国会議員の方々に要望活動を行っております。

7月の6日、第33回美里町ナイター陸上記録会に出向いております。

7月9日、令和6年度熊本県道路利用者協会の理事会に参加をいたしております。

7月の10日、九州ハイランド活性化協議会の総会。

7月11日、第2回子ども・子育て会議の事前レク、これはWEBで事前レクを受けております。その後、ふるさと祭り、やまびこ祭りの実行委員会に出席をいたしております。

7月12日、熊本県町村会の評議員会、また、その日の午後は、美里町砥用地区和牛生産改良組合の総会に出席をいたしております。

7月16日、不知火鮎について、浜根氏（不知火鮎を見つけられた教授）とWEBで対談を行っております。

7月17日、第2回子ども・子育て会議。

7月18日、令和6年度第1回緑川改修期成会の要望活動を東京、国土交通省・財務省に行っております。

7月21日、YFA50周年記念祝賀会に出席をし、その日の夕方、堅志田地区の地蔵祭りに出席をいたしております。

7月22日、令和6年第3回議会臨時会、その後、令和6年第8回議会全員協議会に出席をいたしております。また、午後からは、指定管理施設選定委員会の委嘱状交付を行っております。

7月23日、美里まちづくり公社の第25回取締役会、その後、宇土税務署長の着任挨拶を受けております。そして午後からは、熊本県国保連合会の通常総会に出席をいたしております。

7月24日、令和6年度井手祭り、これは土地改良区の西台地事業部の井手祭りに出席をいたしております。そして午後からは、令和6年度第1回美里町地域公共交通活性化協議会に出席をいたしております。

7月25日、令和6年度第1回公有財産管理運用等審議会に出席をし、その後、熊本県治山林道協会の会長として、コンクールの審査会に出席をいたしております。その後、令和6年度宇土法人会砥用支部会員会議に出席をし、その後に社会を明るくする運動美里町民の集いに出席をいたしております。

7月26日、新人の職員の研修会に出席をし、その後、熊本運輸支局長の来客対応を行っております。そして午後からは、熊本県デジタル戦略担当理事の訪問を受けており、その後、県土地改良連合会の常務の来客対応を行っております。

7月26日、引き続き、夜には新人職員の研修会後の交流会に出席をいたしております。

7月27日、文化協会主催事業「七夕コンサート」に出席をし、夕方は三溪地区の役員の方々との意見交換会に出席をいたしております。

7月28日、美里町土地改良区東部事業部の水天宮祭に出席をいたしております。8月です。

8月1日、宇城地域振興局の管内出先機関主要事業説明会に出席をいたしております。

8月の2日、宇城地域農業活性化協議会の総会、午後から、令和6年第1回宇城広域連合議会全員協議会、そしてその後、令和6年第1回宇城広域連合の議会の臨時会に出席をいたしております。

8月3日、第54回肥後っこスマイルサマーキャンプが元気の森かじかで行われましたので、出席をいたしております。夜は、萱野区のふれあい祭りに出席をいたしております。

8月の5日、第3回子ども・子育て会議の事前レクをWEBで受けております。

8月7日、第二美里地区中山間地域総合整備事業地域環境情報会議に出席をし、午後から、令和6年度熊本県自治体DX推進トップセミナーに出席をいたしております。

8月の8日、宇城上益城統一畜産共振会の総会に出席をし、8月の9日、令和6年度全国過疎地域連盟熊本県支部の総会に支部長として出席をいたしております。また、午後からは、農業委員会の会議に出席をし、夜は、熊本県消防操法大会の激励式に出席をし、その後、激励会にも出席をいたしております。

8月10日、第51回宇城地区人権教育研究大会に出席をいたしております。

8月の13日、令和6年度一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の役員会、その後の総会に出席をし、午後から、宇城地域肉用牛振興協議会の総会に出席をいたしております。

8月の14日、水上・迫地区の夏祭りに出席をいたしております。

8月の13日に、水上・迫地区の夏祭りに出席、これ、土と書いてありますが、そのままの火曜日であります。

8月の15日、令和6年（第53回）熊本県戦没者追悼式に出席をいたしております。

8月19日、令和5年度熊本県市町村総合事務組合の監査、またその後、令和6年度熊本県治山林道協会の理事会に出席をいたしております。

8月の20日、令和5年度決算審査報告の対応を行っており、午後から、令和6年度美里町中学生との意見交換会を行っております。

8月21日、子ども・子育て会議の事前レクを受けております。

8月22日、佐俣の湯温泉祭りの会議、その後午後から、県道囲砥用線の現地視察を両県議とあと宇城の振興局の土木部の皆さんと視察を行っております。

8月23日、美里まちづくり公社の第26回取締役会、その後、商工会の事業継承連携協定の打合せを行っております。

8月24日は、土喰地区の地藏祭りに出席をいたしております。

8月25日、第35回熊本県消防操法大会に出席をし、8月26日、令和6年第4回の議会運営委員会に出席をいたしております。

9月です。

9月の1日、美里町スポーツ協会軟野支部の体育祭に出席をいたしております。

9月の2日、美里町畜産育成管理品評会。

9月の3日、熊本県治山林道協会の総会。

9月の6日、第3回子ども・子育て会議に出席をいたしております。

9月の8日、東部支部の球技大会、その後、大沢水区の敬老会に出席をいたしております。

以上で、6月定例会後の私の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会に報告を求めます。総務文教常任委員会、濱田憲治委員長。

○7番（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。閉会中開催しました総務文教常任委員会の報告をいたします

令和6年7月23日火曜日、午前10時30分より中央庁舎議会委員会室にて行っております。参加者は、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。教育委員会から、宮寄教育長、野尻絹子教育委員、佐々木聡教育委員、西島聡教育委員、霍本輝子教育委員の参加者でございます。

目的としましては、教育委員会との意見交換ということとなっております。

テーマとしまして、①教育委員会の活動内容（学校教育・社会教育・社会体育）の取り組み状況、②幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の児童・生徒の関連（引継ぎ）等です。③に、学校と地域の取り組み、④として、意見交換としております。

まず、説明をいただきました①から③については、宮寄教育長より「美里町教育大綱」美里町第2次教育振興基本計画（2023年から2027年）について説明を受けております。

施策の大綱（4つの基本的方向性）を定められ、（1）家庭や地域の中で生きる力の基礎を育む「就学前教育」、（2）確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む「学校教育」、（3）社会教育を推進する「社会教育」、（4）スポーツ活動を推進する「社会体育」とされております。

④の意見交換では、いじめ問題や挨拶の大切さ、幼児教育の大切さが主なテーマとなり、今回は幼児教育の就学前教育について議論を深めたところであります。

佐々木教育委員より、核家族が多く地域性が薄くなり、地域が人を育てる環境が激変している。今、一番必要なものは、幼児教育に携わる保育者の人材育成ではないか。ここに注目されている自治体がございます。行政主導で幼児教育の保育者（幼稚園・保育園）の資質を向上されている自治体があり、美里町も取り入れる必要があるのではないかと、ということです。プラスして、核家族化した保護者を支援する体制が望まれています。美里町の幼稚園・保育園の現状としても、各園で温度差を感じている。児童は、1日7時間から8時間、長い子では11時間を園で過ごされております。園での影響は大きくなっていると思います。幼児が園で過ごす中、うれしくて喜びのある経験を保育者とともに共有できれば、乗り越える力が育むと実証されており、「三つ子の魂百まで」と言われるように、大事な学びの一つであります。

美里町では、教育大綱の中に、就学前教育の充実があり、今後どのように就学前教育の実践をしていくのか、大きな課題でもあります。保育者が「あれせい、これせい、ちゃんとせい」という指示命令が多く見受けられますが、保育者が学び、子供たちの伸び代を引き出すことが大事ではないでしょうか。

美里町にとっても、幼児教育が大事であり、保護者、子育てする人を支え、保育者の学びを充実し実践すれば、子育てで選ばれる自治体にもなれるという提言でありました。

最後に、霍本教育委員、西島教育委員、野尻教育委員、宮寄教育長から感想を出していただき、総務文教委員からも一言ずつ発言を求め、今回は、こどもたちの教育環境の様々な諸問題のテーマを絞り、次回開催できればということで、意見交換を閉じております。

このほかに、8月21日水曜日、鳥取県の智頭町、次の日の22日木曜日、島根県の隠岐の島町を、これは合同委員会で視察をしております。

詳細につきましては、報告書を提出いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。5番、高田美千子議員。

○監査委員（高田美千子君） 皆様、おはようございます。例月現金出納検査について報告をいたします。端末のトップページの③の3、例月現金出納検査6月から8月をお開きください。美里監第9号の公文でございます。読み上げます。

美里監第9号、令和6年6月26日

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂、美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和6年5月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をいたします。

1、検査対象は、会計管理者及び企業出納員所管の一般会計、特別会計、生活排水事業会計、簡易水道事業会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期。令和6年6月25日火曜日。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次のページをめくっていただきますと、例月現金出納検査調書の表紙になります。次のページからは、その内容になります。令和5年度、6年度5月分の出納計算書でございます。またページをめくっていただきますと、5月末現在の基金積立金調書です。次のページは同じく、5月末現在の基金積立金金融機関別明細書となっております。なお、次のページからは、令和6年6月分の例月現金出納検査についての報告書です。令和6年7月19日金曜日に、大西茂監査委員とともに実施しております。令和6年7月22日付の美里監第13号の公文とともに例月現金出納検査調書が記載してございますので、ご確認ください。

同じく、令和6年7月分の出納検査を、令和6年8月27日火曜日に、大西監査委員とともに行っており、8月28日付の美里監第20号の公文とともに、調書を添えて上田議長に報告いたしております。

付されておりますそれぞれの調書の内容についてご確認をお願いいたします。

ただいまご報告いたしました令和6年6月・7月分の例月現金出納検査の検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正・不当な出納はなく、確実なものと認めたところでございます。

以上で、令和6年度6月から8月の例月現金出納検査の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、宇城広域連合議員の報告をいたします。

令和6年第1回宇城広域連合議会臨時会が、令和6年8月2日金曜日、午後3時より開会しております。場所は、宇城広域連合2階交流プラザでございます。参加者として、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員5名、宇土市議会議員広域議員3名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務

局、消防本部出席のもと、開会をされております。

議題としまして、選第１号、宇城広域連合議会議員長の選挙について、宇城市議会議員が交代をされたことで、宇城広域連合議会議員長の選挙が必要となり、宇城広域連合副議長が仮議長となり、指名推薦での選挙を実施し、指名推薦で、宇城市議会議員である豊田紀代美氏を全員賛成により、議長として選出をしております。

次に、議案第１１号、宇城広域連合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、採決の結果、全議員により賛成、可決でございます。

議案第１２号、宇城広域連合財産の取得について、北消防署高規格緊急自動車（１０年経過）の車を取得価格２,９１２万２,４６０円（税込みでございます）、採決の結果、全議員賛成により、可決をしております。

議案第１３号、宇城広域連合財産の取得について、北消防署救助工作車（１７年経過しておる車であります）取得価格１億４,５３１万９,０１０円（税込み）、採決の結果、全議員賛成により、可決をしております。

議案第１４号、宇城広域連合財産の取得について、屈折型高所作業消防自動車（はしご車であります）２０年経過をし、１億６,３７３万３５０円（税込み）の金額です。採決の結果、全員賛成で可決をしております。

議案第１５号、宇城広域連合財産の取得に係る契約金額の変更について、美里分署消防ポンプ自動車の契約金額から８,２００円を減額し、変更後の契約額５,４９４万３,８５１円であります。採決の結果、全議員により賛成可決であります。

議案第１６号、工事請負契約の締結について、宇城クリーンセンターごみ焼却施設解体工事。契約金額８億２,２８０万（税込み）、契約の相手方：株式会社前田産業、工事期間：契約締結日の翌日から令和８年３月２５日まで。採決の結果、全員賛成により可決しております。

議案第１７号、工事請負契約の締結について、消防緊急デジタル無線設備部分更新工事。契約金額２億５７０万（税込み）、契約の相手方：株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部。契約の方法として、随意契約であります。採決の結果、全議員により可決をしております。

報告第１号、令和５年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告があっております。

以上で、第１回宇城広域連合議会臨時会の報告とし、広域連合議員の報告といたします。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第４、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第５２号から議案第７２号及び報告第５号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①表紙、会期・議事予定表の３ページをお開きください。読み上げます。

議案第５２号 専決処分事項（令和６年度美里町一般会計補正予算（第６号））
の報告及び承認を求めることについて

議案第５３号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

議案第５４号 刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

議案第５５号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５６号 美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第５７号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第５８号 令和５年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第５９号 令和５年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

議案第６０号 令和５年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
次のページをご覧ください。

議案第６１号 令和５年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６２号 令和５年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６３号 令和５年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第６４号 令和５年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

報告第５号 令和５年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に
ついて

議案第６５号 令和６年度美里町一般会計補正予算（第７号）

議案第６６号 令和６年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第 6 7 号 令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号 令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 9 号 令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 0 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 1 号 令和 6 年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 4 件、決算認定 7 件、補正予算 7 件、その他 4 件の計 22 件でございます。

はじめに、議案第 5 2 号、専決処分事項、令和 6 年度美里町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、水稻栽培における灌漑応急対策事業に係る経費といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 75 億 5,448 万 5,000 円とすることにつきまして、専決処分をいたしましてので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第 5 3 号、損害賠償の額の決定及び和解することにつきましては、令和 6 年 5 月 15 日に、町道船津今村線、船津隧道において発生した事故について、地方自治法の規定により、損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 5 4 号、刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定から、議案第 5 7 号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の一部が施行されたことに伴い、関係規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第 5 8 号、令和 5 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第 6 4 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定までにつきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものでございます。

次に、報告第 5 号、令和 5 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報

告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

続きまして、議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）につきましては、主に4月以降に実施しました人事異動に伴います人件費の補正のほか、歳入におきましては、令和5年度からの繰越金や普通交付税の確定に伴いまして、増額補正をいたしております。また、歳出におきましては、地方自治法の規定による令和5年度決算剰余金の基金積立や、本年10月から開始します高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチン予防接種などの経費に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6,424万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億1,872万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第66号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）までにつきましては、前年度決算に伴う繰越金の増額や、一般会計繰出金など必要経費を補正いたしております。

次に、議案第72号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開を11時5分とします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第52号 専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第52号、専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第52号につきまして、ご説明申し上げます。

す。システム内の⑤議案第52号をお開き願います。

議案第52号、専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるが、緊急に干害応急対策に所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第7号の専決処分書でございます。令和6年8月14日付で専決処分を行っております。

それでは、次のページの専決第7号、令和6年度美里町一般会計補正予算書（第6号）の1ページををご覧ください。

専決第7号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号）、令和6年度美里町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,448万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月14日専決 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。2の歳入でございます。

款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算の事業実施に伴います財源といたしまして、100万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。3の歳出でございます。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の6農地費につきましては、7月25日から連続する干天日数が20日以上続いたため、干ばつ対策としまして、干害応急対策事業補助金100万円を計上いたしております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 今、総務課長から説明いただきました、議案52号についてお尋ねいたします。

今年は異常な暑さというようなかたちで、各地区、水田で、個人的な設置でポンプで水を給水されている方々が非常に多く見受けられるようなかたちです。この緊急補助として100万円なんです、20日以上で降水量の基準があるということはわかりました。あとは、その対象者になられる方々、個人なのか団体なのか組織なのか、そういう内容を詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

補助金の対象ということでお尋ねでございますので、補助金の対象者といたしましては、区・農協・水利組合又は共同の施工者、共同の施工者につきましては、1団体2人以上です、施工に関わるものということで、一応団体という形です、設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 団体という縛りがあるということですが、個人的には数が相当多くなるということもわかりますけども、实际的に予算が100万円ということで、支給された金額の実績というのはわかられるのでしょうか。お尋ねします。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

今現在ではですね、申請のほうは上がってきてはいるものの、電気料とか、燃料費につきましては、その口座引き落とし等もございしますので、なかなか今現在ではですね、把握をしていないところでございますけれども、議員おっしゃられますとおり、結構数的にはですね、上がってくるのではないかというふうに思っております。

一応、補助につきましては、40%で上限が10万円というかたちになっておりますので、一応お知らせのほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（濱田憲治君） 議長、これで終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第52号、専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第52号、専決処分事項（令和6年度美里町一般会計補正予算（第6号））の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第7 議案第53号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第53号、損害賠償の額の決定及び和解することについてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第53号につきまして、ご説明申し上げます。システム内の⑥議案第53号をお開き願います。

議案第53号、損害賠償の額の決定及び和解することについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

1 和解の相手方は、住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED]

2 事故の概要につきましては、令和6年5月15日午前9時頃、町道船津今村線船津隧道において、隧道内の最下部（3.65メートル）に、ダンプトラックの上部が引っかかり、運転席上部及び積載部を損傷したものでございます。

道路法第45条において、車両制限令第10条に規定される基準（高さ4.1メートル）未満の場合、制限の対象となる道路標識の設置が義務付けられており、本隧道は、トンネル台帳に高さ4.7メートルと記載されていたため、道路標識を設置していなかったものです。しかし、実測では、最下部が3.65メートルと基準を満たしていなかったため、今回の事故につながったものと考えられます。

3 損害賠償の額は、202万1,292円で、内訳としまして、(1)事故車両修繕費142万8,000円、(2)事故車両休車補償59万3,292円。なお、町の過失割は7割でございます。

4 損害賠償金の補てんにつきましては、町加入の保険会社から全額補てんされます。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

損害賠償の額を決定し和解したいので、提案するものでございます。

今回の事故につきましては、道路法、車両制限令で規定されている高さ基準(4.1メートル)を下回っていたにもかかわらず、道路標識を設置しなかったことで、事故につながった過失が町に発生するものでございます。

次のページをお開き願います。事故現場、船津隧道の写真でございます。上段が接触箇所の近景で、下段が最下部の高さを示しております。

次のページをお開き願います。事故車両の写真でございます。損傷した運転席上部及び積載部を示しております。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長(上田 孝君) 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、吉住淳一議員。

○3番(吉住淳一君) ただ今の議案第53号について、質問をいたします。

ただ今総務課長のほうから説明がありましたが、これ、大変重大なことかなというふうに私は思っています。

トンネル自体がですね、ちょっと上部のほうがいびつになって、高さがなかなかわからない部分があったのかなと思いますけども、これはほかの所についてもですね、こういったことがある可能性もあるわけです。ほかの所についての調査とかはなされているのか、質問をいたします。

○議長(上田 孝君) 増永建設係長。

○建設係長(増永和浩君) ご説明申し上げます。

ほかの所の箇所についてですけど、美里町には、現在このトンネルを含めまして、合計で6トンネルございます。今回の事故の後の受けたのもありますけど、通常の維持管理等をし、点検も法定点検を行っております。ほかのトンネルにつきましては、有効高さのほうは全て4.1以上でございますということを確認はいたしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） はい、一応調査をしてあるということですが、トンネルだけではなくてですね、道路も含めて、基準を満たしているのかというのは、これは大事なことです、しっかり調査をしていただいでですね、今後こういったことがないように、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第53号、損害賠償の額の決定及び和解することについては、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第53号、損害賠償の額の決定及び和解することについては、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第54号 刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第54号、刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第54号につきまして、ご説明申し上げます。システム内の⑦議案第54号をご覧ください。

議案第54号、刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）が令和７年６月１日に施行されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

第１条では、美里町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正、第２条では、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第３条では、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、第４条では、美里町個人情報保護法施行条例の一部改正、第５条では、美里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正とし、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

本条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑が創設されるため、美里町の関係条例においても、同様に懲役又は禁固と規定しているものを、拘禁刑に改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、別紙、新旧対照表によりご説明させていただきます。

システムの４ページをお開き願います。

まず、１枠目、美里町職員の分限の手續及び効果に関する条例の新旧対照表で、整理条例の第１条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

改正条例の第５条でございます。第５条第１項中、「禁固刑」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、その下の枠の美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表で、整理条例の第２条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、改正条例の第１６条の２でございます。第１６条２第３項中、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第１６条の２第４号及び第１６条の３第１項第１号中、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第１６条の３第３項第１号中、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、その下の枠の、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の新旧対照表で、整理条例の第３条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改

正後となっております。

改正条例の第4条でございます。第4条第1号中、「禁固」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、3つ目の枠の、美里町個人情報保護法施行条例の新旧対照表で、整理条例の第4条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

次のページをお開き願います。

改正条例の附則、第3条第5項及び第6項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

2枠目をお願いいたします。

美里町議会の個人情報の保護に関する条例の新旧対照表で、整理条例の第5条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

次のページをお開き願います。

改正条例の第53条から第55条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

再度、議案書の2ページをお開き願います。

附則でございます。第1条で、この条例は令和7年6月1日から施行するとしております。第2条から第4条までは、経過措置を規定しております。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第54号、刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第54号、刑法等一部改正法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 5 5 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 5 5 号 美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第 5 5 号について、ご説明申し上げます。⑧議案第 5 5 号をご覧ください。

議案第 5 5 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の一部の施行により、現行の健康保険者証が廃止されることに伴い、美里町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険条例（平成 1 6 年美里町条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。以下、改正規定でございますが、新旧対照表によりご説明いたします。

次のページをご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

第 1 1 条につきまして、罰則の適用の規定でございますが、改正法により、国民健康保険法第 9 条の届出等の規定において、被保険者証等の用語を使用している部分について削られることになったため、第 9 項を第 5 項に改め、また国民健康保険法第 1 2 7 条第 1 項の罰則の規定から、被保険者証の返還に応じない者に対する 1 0 万円以下の過料の規定が削られることになったため、もしくは虚偽の届出をし、または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により、「被保険者証の返還を求められ、これに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改めております。

再度、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例をお開き願います。

附則でございますが、施行期日として、第 1 項におきまして、この条例は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行するとしております。

また、経過措置として、第 2 項におきまして、「施行日前にした行為に対する罰則の適用、及び施行日に現に交付されている有効期限のある被保険者証の返還につ

いては、従前の例による」といたしております。

以上で、議案第 55 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 55 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 55 号、美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 56 号 美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 10、議案第 56 号 美里町地域包括支援センターの職
員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 56 号について、ご説明を申し上げます。⑨議案第
56 号をご覧ください。

議案第 56 号、美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支

援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例となります。以下は、改正規定でございます。

詳細につきましては、次の美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例新旧対照表により、ご説明いたします。左の欄は改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の主な改正は、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化するものでございます。

まず、1ページの第1条の改正は、現行の介護保険法の該当規定に合わせたものでございます。第3条第1項は、被保険者という言葉自体には、介護保険の被保険者という意味がなく、この条例が介護保険の保険給付について、正面から定める条例ではないことから、「各被保険者」から「介護保険の各被保険者」へ改めております。同条第2項につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（以下、一部改正省令と申し上げます）が公布され、その一部改正省令では、第140条の6第1号については、イ・ロ・ハの構成となり、イに規定される地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこととされたことによるものです。

また、改正前の美里町地域包括支援センター運営協議会は、現行ではその設置根拠及び名称が「美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例（令和4年3月11日条例第1号）」により、美里町地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会とされているため、所要の改正を行うものです。

1ページから2ページにかけての第4条第1項は、常勤の職員及びその員数について、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービスに関する運営委員会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる旨の改正となります。

同第3号は、主任介護支援専門員の配置規定になりますが、今回の一部改正処理の対象ではありませんが、現行省令へ合わせる所要の改正でございます。

次の第4条第2項は、第3条第2項同様、美里町地域包括支援センター運営協議会を美里町地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会へ改めております。

なお、2 ページから 3 ページになりますが、同行の表中、人員配置基準を地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数に改めますのは、改正後の第 4 条第 1 項の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数に倣い、併せて本項に定める基準が必ずしも常勤の職員の配置を求めるものではないことによるものです。そのほか、表中の所要の改正を行っております。

お戻りいただきまして、美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第 5 6 号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 5 6 号、美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 5 6 号、美里町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 1 議案第 5 7 号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 1、議案第 5 7 号 美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第57号について、ご説明申し上げます。⑩議案第57号をご覧ください。

議案第57号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例となります。以下、改正規定でございます。

詳細につきましては、次の美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表によりご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。

今回の主な改正は、地域包括支援センター運営協議会の定義について改正するものでございます。

まず、1ページの第5条第3項につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が公布され、地域包括支援センター運営協議会の定義については、省令第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会とされたことによるものです。

1ページから2ページにかけての第14条第1項第1号につきましては、改正前

の第14条第1項第1号の美里町地域包括支援センター運営協議会は、現行ではその設置根拠及び名称が、美里町地域包括支援センター及び美里町地域密着型サービス運営委員会設置条例により、美里町地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会とされていることと併せまして、地域包括支援センター運営協議会は、省令中第140条の66以外の規定においても用いられている用語であり、その定義が条例に委任されていないために、所要の改正を行うものでございます。

お戻りいただきまして、美里町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしてしております。

以上で、議案第57号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第57号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第57号、美里町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第58号 令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 59 号 令和 5 年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 60 号 令和 5 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 61 号 令和 5 年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 62 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 63 号 令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 64 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第 12、議案第 58 号 令和 5 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程 18、議案第 64 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 7 案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。議案第 58 号から議案第 64 号までの 7 案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 58 号から議案第 64 号までの 7 案件を一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 58 号から議案第 64 号までの決算の認定についてを一括して議題とします。

議案第 58 号から議案第 64 号まで、続けて内容説明を求めます。会計管理者、島田会計課長。

○会計課長（島田昌臣君） システムの⑪から⑰をご覧ください。議案第 58 号から議案第 64 号までの内容につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、一般会計決算書 i P a d 上部の P D F ページ 4 ページ、もしくは製本された決算書の 1 ページをご覧ください。

議案第 58 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 58 号、令和 5 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度美里町一般会計歳入歳出

決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付さなければならぬため、提案するものでございます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システムの22ページ、決算書の19ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額84億8,924万6,990円に對しまして、歳出総額79億8,267万436円となっており、歳入歳出差引額は5億657万6,554円となっております。

翌年度へ繰越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額2億6,913万9,178円となっております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億3,743万7,376円となっており、令和6年度への繰越金となります。

また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第58号の説明を終わります。

次に、国民健康保険特別会計決算書、システムの233ページ、決算書も同じページでございます。

議案第59号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第59号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システムの243ページ、決算書も同ページとなっております。ご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額14億4,092万1,215円に對しまして、歳出総額14億760万3,540円となっております。歳入歳出差引額は3,331万7,675円となっております。実質収支額は3,331万7,6

75円となっており、令和6年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第59号の説明を終わります。

次に、土地取得特別会計決算書、システムの274ページ、決算書の277ページをご覧ください。

議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第60号、令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町土地取得特別会計
歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システムの282ページ、決算書の285ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額10万446円に対しまして、歳
出総額307円となっており、歳入歳出差引額は10万139円となっております。
実質収支額は10万139円となっており、令和6年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第60号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計決算書、システムの297ページ、決算書の303ページ
をご覧ください。

議案第61号につきまして、説明申し上げます。

議案第61号、令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町介護保険特別会計
歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システムの309ページ、決算書の315ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額20億9,813万3,502円に
対しまして、歳出総額19億8,565万6,705円となっており、歳入歳出差引
額は1億1,247万6,797円となっております。実質収支額は1億1,247
万6,797円となっており、令和6年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。
これで、議案第61号の説明を終わります。

次に、生活排水特別会計決算書、システムの343ページ、決算書の353ページをご覧ください。

議案第62号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第62号、令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町生活排水特別会計
歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

次に、システムの351ページ、決算書の361ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億8,489万8,231円に
対しまして、歳出総額1億7,912万7,044円となっております。歳入歳出差引
額につきましては577万1,187円となっております。実質収支額は577万
1,187円となっており、令和6年度より地方公営企業法が適用されたことに伴
い、同法の規定による会計へ引き継がれております。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第62号の説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算書システムの371ページ、決算書の385
ページをご覧ください。

議案第63号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第63号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町後期高齢者医療特
別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていた
きます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

それでは、システムの379ページ、決算書の393ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億7,401万347円に
対しまして、歳出総額1億7,152万3,294円となっており、歳入歳出差引額につ

きましては248万7,053円となっております。実質収支額は248万7,053円となっております、令和6年度への繰越金となります。

次のページから、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

次に、簡易水道事業特別会計決算書、システムの398ページ、決算書の415ページをご覧ください。

議案第64号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第64号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第58号と同じでありますので、省かせていただきます。

次のページから、総括表及び決算書となっております。

それでは、システムの406ページ、決算書の423ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億4,153万3,774円に對しまして、歳出総額3億2,462万2,488円となっており、歳入歳出差引額は1,691万1,286円となっております。実質収支額は1,691万1,286円となっており、令和6年度より、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による会計へ引き継がれます。

次のページからは、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第64号の説明を終わります。

以上で、議案第58号から議案第64号までの、決算認定に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第58号から議案第64号までの内容説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時10分とします。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 19 報告第 5 号 令和 5 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の
報告について

○議長（上田 孝君） 日程第 19、報告第 5 号、令和 5 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、報告第 5 号につきましてご説明申し上げます。
システム内の⑱報告第 5 号をお開き願います。

報告第 5 号、令和 5 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 5 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和 6 年 9 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

次のページをお開き願います。健全化判断比率の報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

表をご覧ください。一般会計の赤字の程度を示す、実質赤字比率及び全ての会計を合算し、その赤字の程度を示します連結実質赤字比率につきましては、共に赤字ではないため、比率が算定されませんので、ハイフンで表示をいたしております。

次に、地方債の返済の比重を示す実質公債費比率につきましては、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増や普通交付税等の増などにより、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年平均で 8.1 %と前年度より 1.4 ポイント上昇しておりますが、早期の財政健全化の基準となる 25 %を下回っております。

次に、地方債残高のほか、一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の程度を示します将来負担比率につきましても、地方債等の将来負担額を財政調整基金等の充当可能な財源等が上回っておりますので、将来負担比率は算定されず、ハイフンで表示をいたしております。

次のページをお開き願います。資金不足比率の報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

表をご覧ください。資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとに、資金不足の比率を報告するもので、表に記載しております 2 つの公営企業会計に準ずる特別会計につきましては、いずれも資金不足は生じておりませんので比率は算定されず、全てハイフンで表示をさせていただいております。こちらも健全な範囲にある

と認識をいたしております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、報告第5号、令和5年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

-----○-----

日程第20 監査委員の意見書説明

○議長（上田 孝君） 日程第20、監査委員の意見書説明を求めます。5番、高田美千子議員。

○監査委員（高田美千子君） 皆様、こんにちは。それでは、令和5年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書について、ご説明を申し上げます。システムのトップページの⑩決算審査意見書（R5年度）をお開きください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。

I. 美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書、II. 財政健全化審査意見書、III. 経営健全化審査意見書という大きな3つの項目になっております。順を追って説明をいたします。

次のページは、令和6年8月20日付の美里監第18号の公文でございます。読み上げます。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、美里町監査委員、高田美千子。令和5年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、そのほか政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

次のページから、審査の内容について述べてまいります。

1. 審査の対象は、令和5年度美里町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書と、それらの実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する証書類について審査をいたしました。

2. 決算書の調整並びに提出時期については、地方自治法第233条第1項及び第2項に沿って、決算整理事務が適正かつ迅速に行われ、法定期間内に提出されています。

3. 審査の期間は、令和6年7月23日から8月19日までの実働13日間で行いました。

4. 審査の範囲については、各会計の関係諸帳の作成が関係法令に準拠しているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算執行が適正かつ効率的であるか、

等に主眼を置き、関係諸帳簿や証書類の照合、また関係各課の資料提出や関係職員の説明などを随時求めて、計数の正確性等の審査をいたしました。

次、2ページは審査の結果です。

(表1)におきまして、各会計別に歳入歳出決算額及び予算に対する執行率並びに令和4年度との増減と対前年度比率も記載してございます。各会計の決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の様式を備え、計数は関係帳簿と符合し、正確であると認められます。予算執行に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められ、基金の運用状況についても適正と認められました。

次、3ページです。一般会計の歳入決算額の状況につきましては、(表2)に示してあります。歳入総額は84億8,924万6,990円で、前年度に比べて6,310万9,168円の減額となります。歳入の主なものは、地方交付税で35億6,259万9,000円、国庫支出金12億470万3,013円などであり、構成比が示してありますのでご確認ください。

前年度との増減欄を見ていただきますと、増額となった繰入金、地方交付税、繰越金などの科目があるものの、国庫支出金、町債、県支出金などの減額が大きかったために歳入総額は3年連続の減額となりました。収入未済額につきましては、4ページの(表3)に示してございます。収入未済額総額は3億4,949万690円となっており、前年度より1億1,363万1,250円の増額となります。

次、5ページです。(表4)で、自主財源・依存財源の状況と構成比が示してございます。自主財源21億6,473万1,012円に対し、依存財源63億2,451万5,978円となり、歳入合計における自主財源率は25.5%となります。

(表5)では、最近5か年間の地方交付税交付状況が示してございますので、ご確認くださいませ。

6ページです。(表6)は、歳出決算額の状況となっております。歳出総額は79億8,267万436円で、前年度に比べ4,820万2,322円の増額となっています。前年度と比べてみますと、増額となったのは、総務費、公債費、商工費などであり、農林水産業費、衛生費、土木費などが減額となりました。

7ページを開いていただきますと、(表7)で、ここ5年間の財政諸指数の推移が示してありますのでご覧ください。財政力指数は、必要な財源をどのくらい自立調達できるかの指標ですが、前年度より0.01%落ち込んでおります。経常収支比率は、財政の弾力性を判断するもので、前年度に続き要注意とされる80%を超えており、これからも財政の弾力性を失わないように注意する必要があります。

同じく、(表8)にも、歳出決算額の状況が示してあり、予算額に対する執行率

は89.5%と前年度に比べ1.2ポイント増加し、繰越明許費は6億9,126万5,935円となっております。

8ページからは、特別会計の歳入歳出決算状況について説明をまいります。

(1) 国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計は、(表9)のとおり、歳入決算総額が14億4,092万1,215円となっており、前年度より3,656万7,385円の減額となります。

ページをめくっていただきますと、(表10)のとおり、歳出決算総額が14億760万3,540円となり、実質収支は3,331万7,675円の黒字となりました。しかし、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では2,594万1,269円の赤字となります。

令和6年3月末の被保険者数は2,138人、保険給付件数は5万118件、被保険者一人当たりの給付費は49万621円となり、被保険者数と保険給付件数は減少し、一人当たりの給付費は3年連続増加しております。

(2) 土地取得特別会計。土地取得特別会計については、(表11)・(表12)に示してあるとおり、歳入総額は10万446円、歳出総額307円であり、実質収支は前年と同額の10万139円となるため、単年度実質収支はゼロとなりました。

(3) 介護保険特別会計、10ページです。介護保険特別会計については、(表13)のとおり、歳入決算総額が20億9,813万3,502円となっております。また、(表14)のとおり、歳出決算総額は19億8,565万6,705円となっており、実質収支は1億1,247万6,797円の黒字となっております。令和6年3月末の被保険者数は4,216人、介護認定受給者数は765人、保険給付件数は2万7,108件、一人当たりの給付費は41万5,579円で、前年度に比べ、いずれも減少している現状です。

(4) 生活排水特別会計。11ページをご覧ください。生活排水特別会計については(表15)・(表16)で歳入決算額・歳出決算額の状況が示されております。歳入決算総額は1億8,489万8,231円、歳出決算総額は1億7,912万7,044円となります。生活排水特別会計は、地方公営企業法の適用によりまして、3月末での打ち切り決算となったために、使用料、国庫支出金の収入未済額が発生しております。

令和6年3月末の浄化槽管理基数は、前年より16基増加して、1,812基となっております。

(5) 後期高齢者医療特別会計、12ページです。後期高齢者医療特別会計については、(表17)・(表18)をご覧ください。歳入決算総額は1億7,401万

347円、歳出決算総額は1億7,152万3,294円となっており、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。

令和6年3月末の被保険者数は2,377人、保険給付件数は7万3,935件、被保険者一人当たりの給付費は前年度よりも4,972円減少したものの、100万3,693円と依然として高額となっております。

(6) 簡易水道事業特別会計。簡易水道事業特別会計につきましては、13ページの(表19)・(表20)に歳入決算額・歳出決算額の状況が記載されております。

歳入総額は3億4,153万3,774円、歳出総額は3億2,462万2,488円となっております。簡易水道事業特別会計につきましては、地方公営企業法の適用によって、3月末での打ち切り決算となったために、重要な財源である使用料の減と収入未済額の増加が見られました。令和6年3月末の加入戸数は1,928戸、給水人口は4,165人と前年度に比べるとともに減少しております。

以上、各会計の歳入歳出決算の状況について、ご説明を申し上げます。

次に、14ページから15ページをご覧いただきたいと思います。財政運営の状況について、まとめております。

一般会計の実質収支は、2億3,743万7,376円の黒字となります。しかし、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では、40万8,101円の赤字となります。また、ここには、歳入歳出の増減の主なものについて記載してございます。

15ページです。続いて、予算の流用状況について述べてまいります。

節外流用は、一般会計で85件、国民健康保険特別会計で1件、生活排水特別会計で1件あり、予算流用における事務手続きは、美里町財務規則に則って処理されておりました。しかし、流用した額以上の不用額がある科目が見られ、執行に当たっては支出見通しの精査と適正な額の流用が望まれます。

不用額と予備費の充用については、16ページに示してございます。

本年度の予備費を除いた不用額は、一般会計で2億2,612万6,587円のほか、各特別会計の不用額を記載しております。

予備費の充用につきましては、各会計において、前年度に比べて、件数、充用額ともに減少しておりますが、一般会計の2件について充用した額以上の不用額があり、節内・目内の執行見込を精査の上、予備費の充用が真に必要なか検討されたいとしております。

続いて、契約・入札関係について記載してございますので、ご覧ください。

また、17ページでは、指摘・要望事項の自主的実行について、詳細が記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。

18ページです。ここには総括的意見が記載されてございますので、読み上げま

す。「令和５年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況の審査の結果については、証書類・諸帳簿等も整理され、計数に誤りもなく正確であることを認めた。ただ、予算の執行については、工事費の支払いや補助金支出に関する事務において、不適切と思われる処理が数件見受けられた。いずれも関係法令等に則って適正な事務処理に努められたい。また、令和６年度から、公営企業会計に移行する生活排水特別会計及び簡易水道事業特別会計は打ち切り決算により、多額の未収金及び未払い金が発生している。今後の適正な財政運営に努められたい。」と述べております。

続いて、主な事務事業につきましては、款ごとに区分して内容を記載しております。

総務費では、デジタル活用による住民サービスの向上として、コンビニ収納・コンビニ交付サービス、公金ステーション、セミセルフレジ、テレビ窓口システムなどが導入されました。地域デジタル化の推進、移動型スマホ教室、集合型スマホセミナーが開催されました。③物価高騰対応ＬＰガス使用世帯支援事業補助金、④有安地区旧工場跡地解体工事及び調査業務委託料、⑤美里バスについて、それぞれ事業内容の記載がございます。

１９ページです。民生費については、①物価高騰対策、②子育て世帯生活支援、③高齢者の健康と福祉の増進のためのｅスポーツ、④こども応援課およびこども家庭センター開設準備等について記載しております。

衛生費においては、①子ども医療費扶助、②新型コロナウイルスワクチン接種事業、③出産・子育て応援給付金について述べてあります。

次のページです。農林水産業費においては、農業振興地域整備計画、②有害獣及び鳥獣被害防止対策、③担い手育成事業、④食味分析機の導入について等。

また商工費におきましては、①森林体験公園施設、②地域通貨補助事業について述べております。

その他、土木費、消防費、教育費などにつきまして、款ごとに多くの重要な事業の中から、主なものをピックアップして内容を記載しております。

最後に、本町の財政状況に触れ、今後の中・長期的計画に基づいた効果的・効率的な財政運営を促して、決算審査意見書の結びとしております。

ページを繰っていただきますと、令和６年８月２０日付の美里監第１９号の公文がございます。読み上げます。

美里町長、上田泰弘様。美里町監査委員、大西茂、美里町監査委員、高田美千子。

令和５年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年7月23日付で審査に付された令和5年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

22ページに、令和5年度財政健全化審査意見書が示してございます。

審査の結果、審査に付された関係書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率のいずれも健全な範囲にあると認められ、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次のページから、それぞれの総括表が付されておりますのでご覧ください。

次に、27ページに令和5年度経営健全化審査意見書が示してございます。

審査の結果につきましては、審査に付された簡易水道事業特別会計・生活排水特別会計の関係書類はいずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足がないことから、資金不足比率は算定されませんでした。ただし、それぞれ年度末の決算見込みについては、十分に精査をし、予算の編成・執行をされることを求めています。

以上で、令和5年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書及び令和5年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の説明を終わります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第65号 令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）

日程第22 議案第66号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第67号 令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第68号 令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第69号 令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第70号 令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第71号 令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第21、議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）から、日程第27、議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算7案件について、一括して議題としたいと思

います。

お諮りします。議案第65号から議案第71号までの7案件について、一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号から議案第71号までを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第65号から議案第71号までを一括議題とします。

まず、議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第65号につきましてご説明申し上げます。システム内の㊟議案第65号をお開きください。

議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度美里町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,424万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,872万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。はじめに、事項の美里バス運行費補助金につきましては、期間を令和7年度から令和7年度までとし、限度額を604万4,000円と設定いたしております。

次に、その下の、Pテレフォンリース料（砥用中）につきましては、期間を令和7年度から令和11年度までとし、限度額を17万6,000円と設定いたしております。

続きまして、6 ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、過疎対策事業、観光振興事業の290万円を追加いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債補正の変更でございます。

起債の目的の、旧合併特例事業（福祉事業）から、一番下の臨時財政対策債までの9事業につきまして、限度額の総額2億5,692万7,000円を3億2,960万8,000円に変更いたしております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

続きまして、9 ページをお開き願います。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書により、主なものにつきましてご説明いたします。

まず、2の歳入でございます。

1つ目の枠の、款の9 地方特例交付金におきまして、説明欄の2行目、減収補てん特例交付金（定額減税）1,704万8,000円の増額につきましては、交付決定により増額するものでございます。

次に、2つ目の枠の、款の10 地方交付税におきまして、説明欄の普通交付税5,008万4,000円につきましては、交付決定により増額するものでございます。

次に、4つ目の枠の、款の14 国庫支出金、項の1 国庫負担金、目の1 民生費国庫負担金の児童手当交付金1,598万1,000円につきましては、令和6年10月から児童手当制度改正に伴います増額補正をするものでございます。

次の段の、目の3 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（R6 災害分）446万8,000円につきましては、梅雨前線豪雨災害に伴う関連工事に係る国庫負担金を計上いたしております。

次に、その下の枠の、款の14 国庫支出金、項の2 国庫補助金、目の1 総務費国庫補助金の説明欄の1行目、デジタル基盤改革支援補助金（情報システムの標準化・共通化）3,899万5,000円につきましては、補助金の上限額見直しに伴いまして、増額するものでございます。

また、次のページをお開き願います。

1 枠目の1 段目の説明欄の、保育対策総合支援事業費補助金（保育所等事務効率化推進事業分）227万5,000円につきましては、保育所等ICT化推進事業に伴う補助金でございます。

次の段の、目の4 土木費国庫補助金の説明欄1行目、社会資本整備総合交付金1,

207万6,000円の減額につきましては、交付決定により減額するものでございます。

次に、4つ目の枠の、款の15県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節の3老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5,382万8,000円につきましては、主に介護施設等の大規模改修の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入事業に対する県補助金でございます。

次に、その枠の3段目の、目の4農林水産業費県補助金、節の1農業費補助金の説明欄の3行目でございますが、土地改良施設突発事故復旧事業補助金242万円につきましては、大井早揚水機械組合所有の揚水ポンプ故障に伴います補助金でございます。

次のページ、11ページをお開き願います。

3つ目の枠の、款の18繰入金、項の1基金繰入金の説明欄の財政調整基金繰入金5,509万1,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、基金へ繰り戻すものでございます。

次に、4つ目の枠の、款の18繰入金、項の2特別会計繰入金の説明欄の2行目の、介護保険特別会計繰入金1,818万8,000円につきましては、前年度精算額といたしまして繰り入れるものでございます。

次に、その下の枠の、款の19繰越金、説明欄の前年度繰越金2億1,743万7,000円につきましては、令和5年度からの繰越金が2億3,743万7,376円となりますので、当初予算との差額を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

1つ目の枠の、款の20諸収入、項の5雑入、目の3雑入の説明欄の2行目の、宇城圏域市町相談支援事業負担金111万4,000円につきましては、相談支援事業に係る構成市町（宇城市・宇土市）からの負担金を計上いたしております。

また、その下の、宇城圏域市町相談支援事業負担金（消費税等補償金分）403万3,000円と、その下の、宇城圏域基幹相談支援センター負担金（消費税等補償金分）323万2,000円につきましては、相談支援事業所及び基幹相談支援センターの消費税修正申告に伴います構成市町（宇城市・宇土市）からの負担金を計上いたしております。また、その下のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金1,909万円につきましては、高齢者等の新型コロナワクチン予防接種に係る助成金でございます。

次のページ、13ページをお開き願います。

3の歳出でございます。歳出におきましては、関係科目におきまして、4月以降に実施いたしました人事異動に伴う人件費の補正をそれぞれに計上いたしております。

す。

初めに、2 枠目の、款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費の節の1 2 委託料のDX人材育成業務委託料2 9 8 万1, 0 0 0 円につきましては、町職員のDX推進リーダーの育成を行い、これからのDX推進を図るものでございます。

次に、4 段目の目の6 企画費の節の7 報償費の地域おこし協力隊報償金4 8 0 万円の減額につきましては、一部の協力隊員において、本年1 0 月以降の任用形態の移管に伴い、報償金から委託料へ組み替えるものでございます。

次に、同一目の節の1 1 役務費の説明欄の2 行目、シティプロモーション広告料1 2 0 万円の減額と、次のページの節の1 2 委託料のシティプロモーション委託料1 2 0 万円の増額につきましては、広告出稿だけでなく、販売戦略などを含めたワンストップでプロモーションを図るため、役務費から委託料へ組み替えるものでございます。

次に、その下の、企業派遣型地域おこし協力隊委託料7 8 0 万円につきましては、一部の地域おこし協力隊において、本年1 0 月以降の任用形態の移管を行い、協力隊員の任務及び指揮命令を明確にするために、委託料に組み替えるものでございます。

次に、節の1 4 工事請負費の美里暮らし体験住宅付属工事1 2 5 万円につきましては、消防法や旅館業法等の法令に基づき、自動火災報知機や防災カーテン等の附帯工事費でございます。

次に、節の1 8 負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊活動助成金3 0 0 万円の減額につきましても、協力隊員の本年1 0 月以降の任用形態の移管に伴い、委託料へ組み替えるものでございます。

次に、3 段目の、目の1 1 財政調整基金費の説明欄の1 行目、財政調整基金積立金1 億4, 0 0 0 万円につきましては、地方財政法の規定により、令和5 年度決算剰余金の2 分の1 以上を積み立てるものでございます。

1 6 ページをお開き願います。

2 段目の、款の3 民生費、項の1 社会福祉費、目の2 高齢者福祉費の節の1 8 負担金、補助及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金5, 3 8 2 万8, 0 0 0 円につきましては、地域密着型サービス施設等の整備や介護施設等の大規模改修に併せて行います介護ロボットICTの導入に必要な経費を補助するものでございます。

次に3 段目の、目の3 障害者福祉費の節の1 2 委託料の宇城圏域市町相談支援事業委託料1 4 1 万円につきましては、委託事業所が消費税課税事業所であったため、令和6 年度の委託料を再計算し、増額するものでございます。また、その下の節の

21 補償、補填及び賠償金の相談支援・基幹相談支援事業消費税等補償金 889 万 6,000 円につきましては、相談支援事業所及び基幹相談支援事業所が以前から消費税課税事業所であったため、平成 30 年度から令和 5 年度分までの消費税相当額が追徴されるため補償するものでございます。

次に、5 段目の目の 7 社会福祉施設費の節の 10 需用費の修繕料 222 万 8,000 円につきましては、高齢者地域ふれあいセンターの経年劣化により、浴室及び個室等を改修するものでございます。

次のページをお開き願います。

3 つ目の枠の 2 段目、款の 3 民生費、項の 3 児童福祉費、目の 2 児童措置費の節の 18 負担金、補助及び交付金の保育所等 ICT 化推進事業費補助金 341 万 3,000 円につきましては、保育士等の業務負担軽減を図るため、業務の ICT 化に係る補助金でございます。

次に、その下の節の 19 扶助費の児童手当 1,751 万 5,000 円につきましては、令和 6 年 10 月からの児童手当制度の拡充に伴い、増額補正するものでございます。

次のページをお開き願います。

2 枠目の 2 段目、款の 4 衛生費、項の 1 保健衛生費、目の 2 予防費の節の 12 委託料の予防接種委託料 2,583 万円と次の 18 節の負担金、補助及び交付金の予防接種補助金 246 万円につきましては、令和 6 年 10 月に接種が開始します高齢者等の新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料及び補助金でございます。

次に、その枠の 4 段目、目の 5 環境衛生費の節の 18 負担金、補助及び交付金の説明欄の 3 行目でございますが、生活排水事業会計補助金 1,445 万円につきましては、生活排水事業会計職員の人事異動に伴います増のほか、同事業会計の健全な財政運営に伴います補助金でございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の目の 7 水道施設整備費の節の 18 負担金、補助及び交付金の説明欄の 2 行目、簡易水道事業会計補助金 1,777 万円につきましては、光熱費の上昇に伴う増額や、突発的な修繕料、そのほか簡易水道事業会計の健全な財政運営に伴います補助金でございます。

次に、その下の節の 24 積立金の水道事業基金積立金 5,000 万円につきましては、今後の水道事業の財源としまして積み立てるものでございます。

次に、3 つ目の枠の 3 段目、款の 5 農林水産業費、項の 1 農業費、目の 6 農地費の節の 18 負担金、補助及び交付金の町単独土地改良事業費補助金 355 万 8,000 円につきましては、各地区で整備されます農道等の整備や、農地小災害等への

補助金でございます。また、その下の土地改良施設突発事故復旧補助金 287 万 6,000 円につきましては、大井早揚水機械組合の揚水ポンプ取替えに係る補助金でございます。

次のページ、20 ページをお開き願います。

1 つ目の枠の款の 6 商工費、項の 1 商工振興費、目の 2 観光振興費の節の 12 委託料の甲佐平トイレ新設工事設計業務委託料 295 万円につきましては、甲佐平中岳地区に建設予定のキャンプ場に設置するトイレの工事設計委託料でございます。

次に、3 つ目の枠の 2 段目、款の 7 土木費、項の 2 道路橋梁費、目の 2 道路維持費の節の 14 工事請負費、説明欄の 1 行目でございますが、町道維持工事 2,500 万円につきましては、町道下平線ほか 7 路線の維持工事費を増額するものでございます。次に、その下の行の社会資本整備総合交付金事業 400 万円の減額につきましては、当交付金の決定に伴い減額するものでございます。

次に、3 段目の、目の 3 道路新設改良費の節の 14 工事請負費、説明欄の 1 行目、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）200 万円の減額につきましても、当交付金の決定に伴い減額するものでございます。次に、その下の行の単独改良事業 400 万円につきましては、町道中川原甲佐岳線改良事業に伴います増額補正をするものでございます。また、その下 3 行目の社会資本整備総合交付金事業（一般改良）1,000 万円の減額につきましても、当交付金の決定により減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

1 枠目の同目の 3 道路新設改良費の節の 16 公有財産購入費の用地購入費（社交金）200 万円の増額につきましては、町道船津金木線の用地購入費不足に伴い増額するものでございます。また、その下の節の 21 補償、補填及び賠償金の立木等補償費（社交金）200 万円の減額につきましては、町道船津金木線の用地購入費へ組み替えるものでございます。

次に、2 枠目の款の 7 土木費、項の 3 河川費、目の 2 河川維持費の節の 14 工事請負費の河川維持工事 200 万円につきましては、河川の浚渫工事を増額するものでございます。

次に、3 つ目の枠の款の 7 土木費、項の 4 住宅費、目の 1 住宅管理費の節の 10 需用費の町営住宅修繕料 377 万円につきましては、御前浜団地フェンス等の修繕に伴います増額補正するものでございます。

次に、4 つ目の枠の款の 8 消防費、項の 1 消防費、目の 2 消防施設費の節の 18 負担金、補助及び交付金の防火用施設構築補助金 233 万 4,000 円につきましては、境地区の防火水槽補修等に係る補助金でございます。

次のページ、２２ページをお開き願います。

款の８消防費、項の１消防費、目の４災害対策費の節の１４工事請負費のＪアラート自動起動装置更新工事４８４万円の減額につきましては、今回整備します防災行政無線機器更新工事に含めまして更新工事を行いますので、全額を減額するものでございます。

次に、２枠目の款の９教育費、項の１教育総務費、目の２事務局費の節の１８負担金、補助及び交付金の物価高騰対策給食費補助金２７０万円につきましては、給食食材の高騰に伴う補助金でございます。

次のページをお開き願います。

１枠目の款の９教育費、項の４社会教育費、目の１社会教育総務費の節の１４工事請負費の川越社会教育センター解体工事４，５００万円につきましては、川越社会教育センター体育館・プール・旧保育所の解体に係る工事費でございます。

次に、２枠目の２段目でございますが、款の９教育費、項の５保健体育費、目の２体育施設費の節の１４工事請負費のＢ＆Ｇ海洋センタープール屋根等撤去工事１１０万円につきましては、照明用高圧コンデンサー等のＰＣＢ検査等に係る追加工事のため、増額するものでございます。

次に、３つ目の枠の款の１０災害復旧費、項の１農林水産業施設災害復旧費、目の１農用地等災害復旧費の節の１４工事請負費の農用地等災害復旧工事（Ｒ６災害分）１００万円につきましては、７月１０日から１５日の梅雨前線豪雨災害の災害復旧工事費を増額補正するものでございます。

次のページ、２４ページをお開き願います。

１枠目の款の１０災害復旧費、項の２公共土木施設災害復旧費、目の１町単独災害復旧費の節の１１役務費の災害応急対応等手数料２２０万円につきましては、７月１５日の梅雨前線豪雨災害に伴います町道中川原甲佐岳線ほか４路線の崩土除去等の手数料を増額補正するものでございます。

次に、２段目の目の２国庫負担災害復旧費の節の１４工事請負費の災害復旧工事（Ｒ６災害分）９００万円につきましては、７月１０日から１５日の梅雨前線豪雨災害復旧工事に係る不足額を増額補正するものでございます。

次に、２枠目の款の１１公債費におきまして、目の１元金の町債償還元金９８８万９，０００円の減額及び目の２利子の町債償還利子４１万２，０００円の減額につきましては、今年度の償還額の確定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

以上で、議案第６５号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第６５号の内容説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１４時２０分とします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 7 分

再開 午後 2 時 2 0 分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 6 6 号、令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第 6 6 号について、ご説明申し上げます。㊸議案第 6 6 号の 1 ページ目をお開きください。

議案第 6 6 号、令和 6 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 1, 0 6 3 万 4, 0 0 0 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

4 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

2 つ目の枠の款の 6 繰越金につきましては、3 3 1 万 7, 0 0 0 円を追加しております。令和 5 年度の決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

5 ページをお開きください。3、歳出でございます。

3 つ目の枠の款の 8 諸支出金、項の 3 繰出金、目の 1 一般会計繰出金につきましては、令和 5 年度の事務費繰入金の確定に伴い、一般会計の繰出金として 9 4 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

以上で、議案第 6 6 号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 6 6 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 6 7 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、議案第 6 7 号につきましてご説明申し上げます。

システム内の㊸議案第 6 7 号をお開き願います。

議案第 6 7 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算書（第 1 号）の 1 ペ

ージをお開き願います。

議案第 67 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 万 3,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

4 ページをお開き願います。まず、2 歳入でございます。

はじめに 1 枠目、款の 1 財産収入、項の 1 財産運用収入、目の 1 利子及び配当金におきましては、土地開発基金利子としまして 2,000 円を計上いたしております。

次の枠の款の 2 繰越金、項の 1 繰越金におきましては、前年度繰越金を 9 万 9,000 円増額いたしております。

5 ページをお開き願います。3 の歳出でございます。

1 枠目の款の 1 諸支出金、項の 1 土地開発基金費、目の 1 土地開発基金費の積立金 2,000 円につきましては、土地開発基金利子を積み立てるものでございます。

次に、2 枠目の款の 2 予備費、項の 1 予備費におきまして、予備費を 9 万 9,000 円増額いたしております。

以上で、議案第 67 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 67 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 議案第 68 号についてご説明申し上げます。㉓議案第 68 号をご覧ください。

令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）の 1 ページをお願いいたします。

議案第 68 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,

242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,181万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

1つ目の枠、款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節の1現年度分の9万3,000円の増額から、3つ目の枠、款の5県支出金、項の2県補助金、目の1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節の1現年度分の4万6,000円の増額につきましては、いずれも歳出側の一般介護予防事業費の増額分37万2,000円に対してそれぞれの交付率に応じて交付されるものになります。

一番下の枠の款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、同様に一般会計の法定負担分として12.5%を繰り入れるものでございます。

目の5その他一般会計繰入金は、歳出側の事務費の減額によるものとなります。

7ページをお願いいたします。

款の8繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金につきましては、前年度決算剰余金を繰越金として1億1,247万5,000円を増額しております。

8ページをお願いいたします。3、歳出でございます。

1つ目の枠、款の1総務費、項の1総務管理費から、2つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費までにつきましては、それぞれ事務費分における減額補正でございます。

なお、2つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費、目の1介護認定調査費、節の18負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金20万7,000円の減額は、主に宇城広域連合の介護認定審査会事務を行う職員の人事異動に伴う人件費等の組み替えによるものでございます。

3つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1一般介護予防事業費、目の1一般介護予防事業費、節の7報償費につきましては、住民主体健康教室活動報償費を介護予防事業活動報償費へ一本化するとともに、介護予防事業活動報償費の温泉ほのぼの教室へのサポーター派遣回数を増加することで、デイサービス職員の介護予防実態把握事業へ従事する時間の確保のほか、対応の柔軟性を図るために37万2,0

〇〇円を増額しております。

４つ目の枠、款の４基金積立金、項の１基金積立金、目の１介護給付費基金積立金、節の２４積立金につきましては、財産運用収入による利子積立のほか、一般財源である繰越金のうち３,０００万円を介護給付費基金へ積み立てるものでございます。

一番下の枠で、８ページから９ページにかけましての、款の５諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の２償還金、節の２２償還金、利子及び割引料につきましては、令和５年度の実績報告に基づく、それぞれの精算額として返還すべき額を計上しております。

９ページの２つ目の枠、款の５諸支出金、項の２繰出金、目の１他会計繰出金、節の２７繰出金につきましては、令和５年度の一般会計からの繰入金の精算に伴うものでございます。

最後の枠、款の７予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして、６２０万円を増額しております。

以上で、議案第６８号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第６８号の内容説明を終わります。

次に、議案第６９号、令和６年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） 議案第６９号についてご説明申し上げます。㊤議案第６９号の１ページ目をお開きください。

議案第６９号、令和６年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和６年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９８万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億６４２万６,０００円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年９月９日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものをご説明いたします。

４ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。

款の４繰越金につきましては、９８万７,０００円を追加しております。令和５年度の決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

5 ページをお開きください。3、歳出でございます。

1 つ目の枠の款の2、項の1、目の1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年度分の後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴い、精算分26万5,000円を計上しております。

2 つ目の枠の款の3 諸支出金、項の2 繰出金、目の1 他会計繰出金につきましては、令和5年度の事務費繰入金の確定に伴い、一般会計の繰出金として、25万5000円を計上しております。

以上で、議案第69号について説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

次に、議案第70号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第70号について、ご説明を申し上げます。システム②議案70号をご覧ください。

次のページ、1 ページをご覧ください。

議案第70号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）第1条、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、令和6年度美里町生活排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、企業債270万円を20万円補正し、290万円を借り入れる。

収入。科目、第1款浄化槽事業収益、既決予定額1億9,221万3,000円、補正予定額1,445万円、計2億666万3,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億1,821万8,000円、補正予定額1,445万円、計1億3,266万8,000円。

支出。科目、第1款浄化槽事業費用、既決予定額1億9,615万8,000円、補正予定額514万3,000円、計2億130万1,000円。第1項営業費用、既決予定額1億9,051万2,000円、補正予定額503万8,000円、計1億9,555万円、第2項営業外費用、既決予定額357万6,000円、補正予定額10万5,000円、計368万1,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目1 職員給与費、既決予定額556万4,000円、補正予定額494万2,000円、計1,050万6,000円。

他会計からの補助金。第4条、予算第9条に定めた生活排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を7,335万4,000から8,780万

4,000円に改める。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、システムの上部ページ7ページ、予算書の6ページ、最終ページをご覧ください。

収益的収入の他会計補助金は、一般会計からの補助金であります。

次に、収益的支出においては、職員の給与関係が主な支出計上となっておりますが、手数料の公金取扱手数料につきましては、主にコンビニ振込手数料が不足すると見込まれますので、9万6,000円を計上しております。また、公営企業会計の性質上、収入の合計金額と支出の合計金額は必ずしも一致しないことを念のため、申し添えておきます。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

次に、議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） 議案第71号について、ご説明申し上げます。システム②議案71号をご覧ください。

次のページをご覧ください。

議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）第1条、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度美里町簡易水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款水道事業収益、既決予定額2億3,989万9,000円、補正予定額1,777万円、計2億5,766万9,000円。第2項、営業外収益、既決予定額1億2,451万3,000円、補正予定額1,777万円、計1億4,228万3,000円。

支出。科目、第1款水道事業費用、既決予定額2億4,211万8,000円、補正予定額508万9,000円、計2億4,720万7,000円。第1項、営業費用、既決予定額2億2,027万1,000円、補正予定額610万5,000円、計2億2,637万6,000円。第2項、営業外費用、既決予定額1,500万円、補正予定額101万6,000円の減、計1,398万4,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,140万6,000円は、引継金1,645万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,494万8,000円で補填する。」に改め、資

本格的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入は、変更ありません。

支出。科目、第1款資本的支出、既決予定額6億7,252万4,000円、補正予定額268万1,000円、計6億7,520万5,000円。第1項建設改良費、既決予定額5億8,206万5,000円、補正予定額268万1,000円、計5億8,474万6,000円。

他会計からの補助金。第4条、予算第10条に定めた簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、1億1,173万3,000円から1億2,950万3,000円に改める。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

なお、詳細につきましては、最終ページ、予算書の4ページをご覧ください。

収益的収入の一般会計補助金は、一般会計からの補助金です。収益的支出の水道事業費用の営業費用、総係費の光熱水費、電気料の高騰に伴う不足見込額113万4,000円、委託料、ろ過機リース料（保守点検分）166万5,000円の減額につきましては、内山浄水場前処理ろ過機リース料に一本化するために減額をするものです。

次に、コンビニ収納等収納外構事業委託料11万円、及びコンビニ収納等委託料8万円につきましては、公営企業会計移行に伴い、現在の美里町の契約に合わせ、公営企業会計分の委託料が追加で発生するものです。修繕料543万5,000円につきましては、漏水箇所等の不足見込額を計上しております。

次の、営業外費用の支払い利息101万6,000円の減額につきましては、内山浄水場前処理ろ過機リース料に伴う支払利息を減額し、保守点検分と合わせ、リース料一本化にするための減額でございます。

次の、資本的収入の計上はございません。

次に、資本的支出の建設改良費のリース資産購入費の内山浄水場前処理ろ過機リース料268万1,000円につきましては、収益的支出の水道事業費用から、資本的支出の建設改良費に組み替え、リース料の一本化を図るものです。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日10日火曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会してい

ただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日１０日火曜日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が大会議室をご利用ください。

明後日１１日水曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後２時４５分

第 2 号

9 月 1 1 日（水）

令和6年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月11日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 8番 福田 秀 憲 議員

(2) 3番 吉 住 淳 一 議員

(3) 6番 坂 田 竜 義 議員

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君

2番 平 野 保 弘 君

3番 吉 住 淳 一 君

4番 隈 部 寛 君

5番 高 田 美千子 君

6番 坂 田 竜 義 君

7番 濱 田 憲 治 君

8番 福 田 秀 憲 君

9番 今 田 政 行 君

10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君 副 町 長 吉 住 慎 二 君

教 育 長 宮 寄 幸 仁 君 総 務 課 長 坂 村 浩 君

美しい里創生課長 澤 山 誠 君 税 務 課 長 松 永 栄 作 君

住民生活課長 宮 崎 博 文 君 福 祉 課 長 谷 口 信 也 君

健康保険課長 中 川 利 加 君 農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君

森づくり推進課長 安 達 浩 一 君 建 設 係 長 増 永 和 浩 君

上下水道課長 酒 井 博 文 君 管 理 係 長 平 川 浩 一 君

学校教育課長 中 川 幸 生 君 社 会 教 育 課 長 長 井 一 浩 君

こども応援課長 隈 部 尚 美 君 会 計 課 長 島 田 昌 臣 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め60分以内となっておりますので申し添えます。

8番、福田秀憲議員の一般質問を行います。福田秀憲議員。

○8番（福田秀憲君） 先に提出しておきました通告書の2項目について、質問をいたします。

まず1つは学校給食について、2つ目は宅地開発について、この2項目について質問をいたします。

まず、学校給食について質問をいたします。この学校給食は、平成16年の合併時にどうするかということをごすね、いろいろ検討して、その結果、調理員さんたちの熱意と言いますか熱望がありまして、従来どおりに学校ごとに給食をつくろうということになったわけでありまして。調理された温かいうちに食べてもらえるというのは、児童生徒、先生にとっても好評なところであります。

私たち、以前、議会の常任委員会の中で試食会を行ったことがあります。そのときに食べさせていただきましたが、質・量、私にとっては食べきれないぐらいの量があったわけですが、十分なところで、これなら給食としてすごいなというふうに思ったところであります。その学校給食について、質問をいたします。

現在、小中学校給食の体制はどういうふうになっているのか、というのをお尋ねをしたいと思います。

これは、月間の献立づくりをされる方、また食料品の調達、それを調理される方、いろいろおられると思いますけれども、その人員は今どういう配置になっているのか、その体制について、お伺いをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

現在、町内の小中学校におきましては、自校調理方式による学校給食を児童生徒、先生方に提供しています。小学校においては、町の給食調理員8名により給食が提

供されています。中学校においては、平成30年4月から外部委託を行い、今年で7年目を迎えています。ここも7名の調理員によりまして、児童生徒の食物アレルギー等にも対応し、安心安全な学校給食が提供されている状況です。

学校給食は、毎月1回の学校給食献立会議において、栄養教諭を中心に毎月の献立が検討されており、会議には、各小学校の給食調理員、両中学校の外部委託先の調理員も参加し、給食についての話し合いがなされています。

給食づくりの体制としましては、砥用小学校103名の児童に対し給食調理員3名、励徳小学校31名に対して給食調理員2名、中央小学校139名に対して3名の給食調理員が勤務しており、給食調理員が勤務できない状況が生じた場合には代替職員を2名登録し、対応しております。

また、中学校においては、砥用中学校74名の生徒に対して3名、中央中学校96名に対して、栄養士を含む4名の外部委託の調理員が勤務しており、町内学校の給食づくりの体制としましては問題なく、安全な給食が提供されているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） ただいま教育長から説明がありましたとおりに、管理栄養士として1人の人が献立をつくって、その献立について、いろいろ調理の人たちと打合せて食料の調達を各学校でやる、それと中学校については、委託をしておりますので、委託業者がそれを請け負っているということでもあります。

その人員については、調理業務については、中央小学校3名、砥用小学校3名、励徳小学校が2名ということで、中学校につきましては、中央中学校が4名、砥用中が3名というような話をいただきました。

この人数で、なかなか休暇を取りにくいというような話がありまして、その代替といえますか、交代される方が2名ということでもあります。業者さんのシダックスさんの勤務されてる所も、なかなか休暇を取りにくいというような状態を聞いているところであります。

小学校に話を戻しますと、小学校の給食の調理をされている方は、今8名おられますが、その中で職員として勤務されている方は5人、あとは再任用と会計年度採用の職員さんですか、の3名で賄われているということでもあります。

この調理業務におきまして、その衛生管理というか、調理の話を聞いたところによりますと、調理の段階でいろいろな処理があるそうですけれども、下処理とか調理とか配膳とかいろいろありまして、その時々によって手袋とか、あとまた食材によって包丁・まな板等も取り替えているというような話であります。

中学校の委託業者さんにつきましては、さらにですね、衣類なんかも取り替えたりなんかして厳しい管理をされているところであります。

先ほど、調理員さんの5名おられるということで話をしましたけれども、その5名の方ですか、うちの当初の予算書、この付録のところを見ますと、平均年齢がですね、57.8歳だったかな、というような、確か見たような感じがするんですよ。そうすると、今60定年ですけども、段々定年延ばしてますけれども、60に近いというようなことですよね。平均でそういうことから、ということで、一応それを頭に置いていただきます。

それから、その食材につきまして、地産地消というのは昔はですね、相当厳しいというか、盛んに言われておりましたけれども、近頃は定着したのか、そのことがあまり言葉に出ませんけれども、推進をされてると思いますけれども、その推進状態というのはどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、学校給食の充実及び食育の推進を図ることが学校給食法で定められております。

また、「食料の生産、流通及び消費等について、正しい理解に導く」とされており、町内の学校給食においても、「生きた教材」の指導となるよう献立を工夫され、取り組んでおられます。

議員がおっしゃいますように、安全でおいしい地元の食材を利用する地産地消を進めたいという気持ちは持っておりますが、美里町で生産された食材を通年で学校給食に提供することは、生産や時期、そして保存等の問題から、今なお困難な状況にあります。ただ、主食となるお米につきましては、県の学校給食会との連携により、美里米を提供されており、励徳小学校におきましては、地元企業からこどもたちに、おいしい地元のお米が提供されているところです。

また、町内の農業生産団体からも、こどもたちに美里町の特産品を知ってもらい、消費拡大につなげる意味でも、食材の提供をいただいているところでございます。

今後とも可能な限り、町内産あるいは熊本県産の食材を利用し、地産地消に努めていきたいと思っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、教育長の話の中で、米なんかは美里町産のやつに替えてるということであります。合併前にですね、中央町の時代でありますけれども、常任委員会で給食米について調査をしたことがあります。というのはですね、こどもた

ちと言いますか、児童生徒が給食のご飯を残す人が多いということで話を聞きました。それで調査をしたわけでありすけれども、聞いて見たら、地元のお米じゃなくて、違う所から入れてたということであります。それを、それじゃダメだろうということで、町のほうと話をして、J Aと相談して、年に44俵かな、キープをしていただいて、それをこどもたちに食べてもらった。ところが、その結果は、やはり残すのが少なくなったというような話も、話というか現実な話ですけれども、ということがありました。

先ほど教育長が言われたように、全ての食材を調達するのは無理でありますけれども、町内で調達できるものは極力町内産を利用してもらいたいなというふうに思います。これはもう徹底されているので、安心してるところでありますけれども、1つ心配なのは、それを供給していただく町内の商店、これがですね、以前に比べて少なくなっているの、なかなか供給が滞るといときも私は聞いておりますけれども、そういうところがありますので、この辺りもですね、ちょっと心配しているところでもあります。この辺りもちょっと学校教育課の中でも考えておく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、この学校給食というのは、国で定めた摂取基準というのがあるそうです。これは熊日新聞に大分県教育委員会への取材で、大分県内の学校給食の摂取基準、これについて調査した記事が掲載をされておりました。

この学校給食摂取基準というのは、いろんな制約があるんですけれども、その中に、多くの栄養素の区分、これが10種類以上あります。これを全て満たしていくには大変なことだと思いますけれども、その中で、代表的なエネルギーの摂取、これについて、美里町はどうなっているのか、お聞きをしたいなと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

国が令和3年4月に示した、学校給食摂取基準は、全国的な平均値を示したものであり、「適用に当たっては、個々の健康、生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること」となっています。

本町の学校給食については、国の基準を参考に献立を作成しているところですが、摂取基準の中の一つ、今、議員がおっしゃいましたエネルギーの摂取基準値を見ると、小学生3、4年生の平均1食当たりのエネルギーが650キロカロリーとなっているのに対し、昨年度の本町の小学校の平均の摂取値は633キロカロリーで、充足率で表しますと、97%となっております。また、同様に、中学生の平均1食当たりのエネルギーが830キロカロリーとなっているのに対し、昨年度の本町の平均摂取値は783キロカロリーで、充足率約94%となっている状況でした。

本町では、国が示すエネルギーやほかのたんぱく質、脂質、ナトリウム、カルシウム等の栄養素の値の８０％以上をキープし、国の基準と乖離が生じないように努力しているところでございます。

この背景には、先ほど議員も新聞記事の中で紹介されましたが、近年の物価高騰の影響や、摂取基準の改定により、これまでと同じ献立でもカロリーが不足したことも基準値を下回る理由の一つではないかと推測されます。

今後も引き続き、摂取基準値に近い数値になれるよう、国やいろいろな補助などを模索して、栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○８番（福田秀憲君） 最近のこの物価高騰ですか、これによって、同じ品物でも以前買えたやつがもう買えなくなるというようなことがいろいろあると思っております。

それには、やはりですね、それだけ金がかかるようなかたちになると思います。今回も補正予算の中で、今提案されている給食の食費の補助というのが出ておりますけれども、どんどん金額的に高くなっていくというような感じがしておりますので、なかなかですね、この摂取基準を満たすのは難しいのかなというような思いがしておりますけれども、できるだけ予算の範囲というか、将来的にはその食費、その辺りも適正かどうかもうやっぱり見極めていかなければ、私はいけないなという思いがしております。

続きまして、この学校給食の施設、これはもう、私は経年をしていると思いますけれども、それと調理用具、それも同時期に入れているので相当ですね、劣化と言いますか古くなって、なかなかもう使えなくなっているのが出てきてるんじゃないかなというふうな思いがしております。

この給食室の建てられた建設年度と言いますか、建設、どれくらい経っているのか、わかれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君）

○８番（福田秀憲君） 続けてちょっとなんですと、この建設年というのは、学校が造られたのと同じ時期に造られているんじゃないかなと、私思うとですよ。と思うんですけども、離れた場所に造ってあるやつはちょっと違うやつもあるんじゃないかなということで、お聞きをしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

町内の学校の給食施設は、新しい建物で、中央小学校の平成１１年建築で２５年

を経過し、次に新しい建物で、砥用小学校の平成2年建築で34年を経過しております。励徳小学校、砥用中学校、中央中学校は、それぞれ昭和57年の建築であり43年目を迎えているところです。

どの施設もかなりの年数を経ており、衛生管理面で特に気を配る作業環境にあります。また、調理に従事される調理員の転倒防止や、微生物の繁殖や汚染の広がりなどを防ぐため、ドライ運用を行っており、作業環境の整備と定期的な清掃・消毒を行い、常に清潔な状態を保っているところです。

議員もおっしゃいましたように、今施設の修繕等が必要になった場合には、適切な対応を行っているところであり、今後ともそういうふう to 努めていきたいと思っております。

また、給食の備品等につきましても、経年による故障や修理が多く、中には部品の製造がされていないものもありますので、新たに購入等を行い、対応している状況でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今聞いてみますと、ほとんどがもう25年以上、古い所はもう43年ということで、ということは、その老朽化による施設自体のですね、補修と言いますか修繕、それも結構出てくるわけであります。それと、今給食室の話が出ましたけれども、給食室もですね、一定の広さじゃないと思うとですよ。学校によって違うんじゃないかなという思いがしております。今、造る基準があるのかどうか、私は知りませんが、作業をするのに動線というのがあって、作業しやすいようなその設備と言いますか、設備の配置、とか何とかある、広さだとかですね、その辺りもあるので、いろいろその場合は、今後、また後でお話ししますけれども、考えていかなければいけないのではないかなという思いがしております。

この備品についてはですね、今度の補正の中にも備品の購入が出ておりますし、当初の予算でもですね、備品の購入費で相当出ております。両方合わせるとですね、600万超えるような予算になっている。これ、毎年ですね、こういう予算が出てるわけなんですよ。その辺りをちょっと今頭に置いていただければと思います。

今、調理室の建設年度を聞きましたけれども、この5つある給食室の中で、一番広いのはどこが一番広いんですか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 町内の学校の給食室の延べ床面積で言いますと、中央小学校が166平米で一番広うございます。他の学校につきましては、砥用小学校が164平米、励徳小学校が90平米、砥用中学校が140平米、中央中学校が121平

米となっております。

先ほど議員がおっしゃられました、動線等の確保については、それぞれの給食室で調理員の皆様が気をつけていただいて、作業に支障がないようなかたちでの運用がなされていると思っているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 中央町の公共施設のマネジメント計画の中を見ますと、この給食室というのはマネジメント計画の中には入ってないんですね。これはもう、施設自体が学校と一緒にというような考えであの中に入れてないという考えでいいんですかね。

それでは、次に質問をいたします。

この合併当初から、給食調理員は新たに採用しないという方針で今日まで来ているわけであります。将来的な人材不足や施設の老朽化、調理用品の劣化などにより、取替えを考慮すると美里町の学校給食のあり方をもう検討する時期に来ているのではないかと思うわけであります。すぐすぐ検討してできるというわけではありませんで、何年かはかかりますので、検討をする必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

議員がおっしゃいますように、その辺りの検討が必要かと思っております。特に、今後の町の学校給食調理員の退職等にも伴いまして、現在、自校方式、そして町で行っております小学校においても学校給食調理の検討会などを開いて、外部委託にするのか、自校方式を維持するのか、あるいは一部配送方式を取り入れるのかを検討していく必要があると考えております。また、先ほどもおっしゃいましたように、全部の施設の老朽化も視野に入れまして、センター方式の導入についても検討を行い、今後の学校給食のあり方を考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今の答弁で、給食のやり方はいろいろあって、その中で給食センターの設置とか、それぞれの所に1か所設けるとか、いろんなやり方が私はあると思いますけれども、それはもう今検討されているということでもありますけれども、例えばセンター方式にしてからつくったときにですよ、建設にも時間がかかりますし、それに合わせて退職者もおられるし、人員なんかの確保もありますし、するには早くですね、その検討をしてこういうふうにしたいという方針を、私は出したほ

うがいいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） 議員がおっしゃるとおり、その辺りの検討については今年度から少しずつ始めて、できるだけ早急に方針を出していければというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 私としてはですね、センター方式にして、センターを造ってやったほうが効率的で、現在に近いかたちで児童生徒にも給食が提供できるんじゃないかなという思いがしておりますので、その辺りを考慮していただければと思っております。

給食センターを設置して、人件費、また学校管理費、調理器具等の集約、食料品の調達など、効率化が図られてですね、経費の節減にも私はつながっていくと思います。

私には資料が乏しいのでよくありませんけれども予算書を基にして、私がちょっと試算してみましたところ、イニシャルコストは別にして、ランニングコストを考えたときにですね、人件費、その辺りの節減なんかを考えたときにですね、センター方式にしてつくって運営していけば、私の試算ではですね、給食費がこれは無償化ができるんじゃないかというふうな思いがしております。この辺りはですね、町のほうでもちょっと検討していただいて、多分ですね、相当な経費の節減にはなると思います。

続きまして、宅地開発について質問いたします。

今まで人口減少対策として、定住人口を増やすために、住宅問題を取り上げてきました。結婚してから住む家、移住してきて住もうとするときなど、住む家がないということで美里町に定住ができない。これを解消するためには、宅地の開発というのが欠かせないと思っております。

私も家を建てるための土地を探しましたけれども、探すのに苦勞をした思いがあります。最近、見聞きしたところでは、堅志田の町内、また中郡地内に宅地が開発されております。そういうやつを見ますと需要というのは結構私はあるんじゃないかなという思いがしているわけであります。

前回、町長が宅地開発を進めるというような形で答弁をされておりますけれども、何回もこれ質問するようですが、その進捗状況というのがわからないので、今回また質問させていただきます。

6月の定例議会で、まちづくり構想宅地開発計画作成の委託というのを予算が可決をされております。中央北地区に宅地を開発して、流入人口の増加を図りたいと

いうことであります。有安地区の旧工場跡地やその周辺も含めて、中央北地区の宅地開発について、どのように開発を進めていくのか、宅地開発のその大まかな構想とスケジュールがわかればお伺いをしたいと思います。

ここの有安工場跡地とか、その周辺、また地区の開発計画についてはその後また詳しくお聞きしたいと思いますけれども、とりあえず、大まかな構想とそのスケジュールあたりを教えていただければと思います。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

1点目、スケジュールということであったと思います。ご承知のとおり、本町では中央北地区水道事業の令和10年度供用開始を目指し、現在急ピッチで工事を進めているというところでございます。宅地開発計画については、この水道事業と歩調を合わせて進めていくものと考えております。

6月補正予算で計上しました、まちづくり構想宅地開発計画図作成委託料については、宅地開発の基本構想を策定し、農用地区域からの除外と農地転用の手続きを進めるための経費であり、現在、委託発注に向けて仕様の整理を行っているところです。今後のスケジュールとして、まずは今年度中に開発に向けた基本構想をまとめ、農用地区域からの除外に向けた県との協議を整えることを目指し、庁内関係課連携して取り組みを進めていきます。

構想の大まかな概要というところでございますけれども、中央北地区の一体的なバランスのとれた開発ということを目指して進めてまいりたいということでございまして、個別の有安の話、それから中央北地区全体の話ということについては、また後ほど、ご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、水道整備事業につきましては、その計画や進捗状況等、議員の皆様にご報告をさせていただいているところでございます。宅地開発につきましても、これは美里町の将来に大きく影響を及ぼす事業であると考えておりますので、その計画、あるいは進捗状況につきましても、同様に報告する機会を設けていければと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 将来的に、開発はもうなくてはならないということでもあります。個々のお話になってきますけれども、有安地区の旧工場跡地、これはもう既に下のほうは造成をされておりますので、あとは区画化すればもう宅地になせるような状況になっているわけでありまして。今まで企業誘致に努力をされてきましたけれども、

思うような企業に出会うことができずに来たわけであります。この状況を踏まえて、町長は宅地化したいというような発言をされているわけであります。それには、私も賛成であります。簡易水道も10年から6年、先ほど説明ありましたように、10年から6年に工期も短縮され、遅くとも4年後には水道水が供給されてくるわけであります。

もうあと区画化すれば、販売できるというような体制まで来てるので、その辺りは開発業者も巻き込んで、早く検討をして、どうするのか決めたほうが私はいいんじゃないかと思えますけれども、その辺りの説明をお願いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 有安地区旧工場跡地周辺は、町内でも一等地と言える利便性が高いエリアでございます。まずは宅地開発を第一優先順位として位置づけ、民間プロジェクトの誘致に向けた動きを進めていくこととしております。

ただし、当該エリアは、旧工場跡地だけでも約1.8ヘクタールありますので、宅地としての需要や民間の開発意欲を踏まえ、適正な開発規模、戸数がどの程度なのか、また民間プロジェクトを誘致するために、行政としてどのような支援が必要なのかということも含め、現在検討を進めているところでございます。

なお、工場跡地はですね、最近の法の改正と言いますか、浸水の想定区域に若干入ってしまう所がありますので、今のまま宅地開発ができるのか、それとも少し嵩上げをしなければいけないのか、そういったところも慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

一方で、ここにきまして、工場や事業所用地としての問い合わせも入ってきておりますので、地域の雇用や税収見込み等を含め、町の将来にとって何が最善の選択となるのか、総合的に判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 今、宅地開発についてもいろいろ努力をされているようであります。これはやっぱり民間を巻き込んでやっていかないと、なかなか私は先に進んでいけないんじゃないかなというような思いをしております。そして、浸水地域なんていうのを初めて私もお聞きしたんですけれども、そういうのがあれば、早めに検討して、本当に宅地ができるような状態には私はする必要があるんじゃないかなと思います。ここは農振も外れておりますし、その計画さえ作れば、早く進められるというような思いがしているわけであります。

この工場跡地につきましては、もう相当な年月が経っているわけであります。当初買ったときからするとですね、もう12年ぐらいになるんですよ。そすと、途中売却してしたんですけれども、町民の人は、買ったときからもうあんまり変わらな

いんで、もうそのまま放っているんじゃないかなというような思いをされている方が多いわけでありまして。早くどうかしないと、というような、そういう思いをされている町民の方もおられますので、早めにですね、こういうふうにご利用するんだというのを決めて、町民の方に安心していただくというか、こういう使い方しますよというようなかたちで示したほうが、私はいいなというふうに思います。ぜひですね、その検討するやつも早めに検討していただいて、早めにその結果を教えてくださいなというふうに思います。

続きまして、その旧工場跡地もありますけれども、前も話をしましたけれども、その川越しに、もう1つ今パチンコ屋の跡地辺りも含めてですね、あの辺りも美里町にとっては一等地になりますので、よそから来た人があそこを通ったときに、空いてると言いますか、そういうのを見たときに、何かがパッと目立つものがあればですね、印象もまた違ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

何とか、そこも含めて何か開発ができないものかというふうに考えているところでは。

なかなか相談ができるのかできないのかわかりませんが、ぜひですね、あそこをどうにか購入するか、業者さんと一緒になってやるか、本当の中心部でありますし、あそこにですね、町民の人が集まれるような場所とかいろいろ、できればですね、また見方も違ってくるかなと思っているところであります。

そして、結婚してすぐ家建てるというのは、なかなか無理なところがあるんですよ。だから、その旧工場跡地にも住宅を建てるような措置をされたとしても、なかなかそれを買って入ろうという若い人は、なかなか難しいのかなという思いがしておりますけれども、私も以前、お話ししましたが、甲佐にですね、子育て支援かなんかの住宅が造られて、あそこにですね、結構人気があって、入っておられる方がおられます。確かですね、いろいろ制約があって、子育てをして18歳のこどもがいなくなったらここを出て行ってもらうとか、いろいろそういう制約があるみたいですが、こっちの美里地区からも、向こうのほうに入られてる人もおられますし、そういうやつをですね、一応検討されるときには、そういう住宅も考慮に入れて考えていただければなというふうに思います。

それと、その民間のアパートですよ、ああいうのもあれば、今まであったアパートはなかなか古いので、若い人たちが入りませんので、若い人たちが入るようなアパート辺りもその計画の中に入れていくというふうにすると、よそに出ていくとか、そういう人は少なくなるんじゃないかなというふうに思っています。

結婚してからですね、美里町に住んでもらえるのかと思ったら、出ていくんですよ。あれをなんとか止めようじゃありませんか。

その次にですね、有安地区の話をしてしまいましたが、それ以外にも宅地の計画をされているということで6月定例会において、先ほど言いましたまちづくり構想の宅地開発計画の図面を作成するという事になっておりますけれども、その北地区のどの辺りに、またその予定地域とどれくらいの規模になるのか、その辺りがわかりましたら、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在のところ、どの辺りになるのかということの問いに対しては、なかなか個別具体的なまだ場所というのは提示をできないというような状況でございます。ただ、全国的にも、これは町内におきましても、少子高齢化の流れが進んでいく中で、少しでも人口減少を食い止めるためには、本町の現状に応じた施策を総合的に推進していくことが必要であると考えてございます。

特に、今後町の中核となり得る中央北地区のあり方につきましては、しっかりと考えていく必要がございます。中でも、先ほどからお話がっておりますとおり、この宅地開発につきましては、人口流出を防ぎ、町外から定住人口を呼び込むために、極めて重要な取り組みであると考えますが、マーケットにそぐわない過大な投資をするわけにはいきませんので、まずは需要を踏まえる必要があります。

その上で、整備エリアと開発規模の確定と具体的な構想を策定し、農用地区域からの除外、農地転用の手続を行うことが必要となってまいります。

なお、農用地区域からの除外につきましては、その可能性や方法等について、熊本県と頻繁に意見交換等を行っておりますが、中央北地区のほぼ全ての農地が農地法上の第一種農地であるため、様々な課題をクリアする必要があるございまして、なかなか簡単には進まない状況であります。

そのような状況でありますので、ここを外すとか、今なかなか言えない状況でありまして、これから外しやすい所からしっかりと外しながら、将来的に広げていける、そういった戦略的な農地転用が必要になってくるんじゃないかなと考えておりますので、今個別具体的に「ここ」というのはなかなか言えないというような状況でございます。

そのような中、町では町政の基本方針となる美里町第二次振興計画と、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、来年度改定することとしておりまして、今年はその準備期間と位置づけておりますので、中央北地区のあり方につきましても、まちづくりのグランドデザインの中でしっかりと考えていくこととしております。

先ほどおっしゃいました子育て支援住宅であったり、民間アパート、もちろんこれも構想の中には入っております。ただ、繰り返しになりますが、しっかりとその建てられる場所を確保すること、また、そこに水が来ること、これは大前提となる

と考えておりますので、まずその課題をクリアした後、並行しながらですね、そういうものも進めていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 町長が言われましたように、宅地化するには、農地であればですね、農振と言いますか、農業振興地域の整備に関する法律の規定があるわけでありまして、その指定を解除しないと宅地化ができないというふうになっているわけでございます。

令和5年度から、農振を外すのには基本調査もやって、本年度にその申請をやられると、今お話をされているということでしたので、令和7年度からはそれが運用が開始されるんじゃないかなという思いがしておりますけれども、そのためにはなるべく早くまとめなければいけないですよ。その開発計画をつくるにしても、農振が外れないと、その開発計画の中になかなか入れ込めないと私は思うんですけれども、その農振の除外と、その計画作成、その辺りは一緒にならないと私はいけないと思うんですけれども、農振を外すのの進行具合といいますか、それと、図面の作成もそれに合わせてやられると思いますけれども、なるべく早く計画をされたほうが私はいいと思うんです。この前の話では、宅地だけじゃなくて、それだけの土地が確保できれば企業誘致の土地にもするんですよという話だったと思いますけれども、その辺りどうですかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 正におっしゃいますようにですね、これは早くやっていかないといいませんし、何のために農振を除外をして、そういう土地を求めるのかという計画ももちろんつくっていかなければいけないというふうに考えておりまして、今鋭意それに向けてですね、努力をしているところです。

ただ、これはちょっと町村会のほうでも熊本県辺りにも要望しているところなんです、県北の町では、「簡単に」と言ったらあれですが、大きな工場が建つので、一気に何ヘクタールも農振を外していると、そういった中で、じゃあこれからですね、食料農業農村基本法の改正によりまして、それだけの農地を確保しなければ、例えば熊本県で確保しなければいけないとなったときに、そのしわ寄せを、例えば美里であったり、県南地域とかにですね、しわ寄せを持って来ないでほしいというような要望もですね、併せてやっています。

なんか、あっちの方を見てると、簡単に外れているような気がするんですけど、こっちが宅地をつくろうと思って相談してもなかなか難しいということで、かなりの頻度で交渉をやってますし、かなり強い口調でですね、やり取りをさせていただいているというような状況です。

いずれにしても、せっかく水道を引くわけでありますので、そこに家が建つ、アパートが建つ、それから企業が進出できる、やっぱりそういう環境をですね、造っていかねばいけないという思いで頑張っているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） その開発の状況については、過程というのが今わかりましたけれども、先ほど言いましたように、宅地開発と農振というのが一体になっているわけであります。農振の指定解除ができて、開発計画が進むわけでありますけれども、その後、地権者との折衝とかですね、宅地開発業者との折衝とか、いろんな時間を要するんで、水道が4年で来たんですよと、水道は来てるんですけども全然手付かずというようなかたちに、私はならないようにしていただきたいなというふうに思っているところであります。

そして、先ほど企業の話が出ましたけれども、T S M Cが第3工場をまた誘致してくるというようなこと、それに伴って、それに関連する企業というのはいっぱいあると思うんですけども、何かその辺りを一つですよ、こっちの美里のほうに何とかできませんかというような話をさせていただいてですよ、そうすると人口の減も止まっていくかなという思いがしておりますけれども、その人口減少と町の活性化のためにもですね、早期に宅地開発ができるように、望んでいるところであります。質問終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、福田秀憲議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時5分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一議員の一般質問を行います。吉住淳一議員。

○3番（吉住淳一君） 3番、吉住でございます。通告に従って質問をいたします。

今回は、最初に防災対策への取り組み強化について、次に、町が維持管理している道路と職員の配置について、それから最後に3番目、今後増えてくるとされる外国人への対応と取り組みについて、ということで、以上3項目について質問をいたします。

まずはじめに、防災対策への取り組み強化ということですが、防災対策につきましては、これまでも情報伝達であったり、車中泊も含めた避難所のあり方、

また防災拠点の設置などについて質問をさせていただきましたが、この防災についてはですね、終わりはないと私は思っております。そういったことから、今回も違った視点から質問をしたいというふうに思っております。

まず最初に、高齢者対策への取り組みということで質問をいたします。

ご承知のように、近年、地球温暖化により環境は変化し、地震も含め、台風や局地的な大雨による自然災害が多く発生するようになりました。梅雨時期だけでなく、1年を通してあらゆる災害リスクが高まってきていると感じております。

それに合わせ、一人ひとりの防災意識も以前に比べれば高まってきているのかなと思っております。

ただ、高齢者においては、災害時に直面する問題が多くあると思っております。特に、一人暮らしや在宅介護のご家庭、また認知症の症状がある方など、環境の変化やストレスに敏感な方をどう守っていくか、家族や近所の方の手助けも必要ですが、災害発生時はそれぞれが混乱しており、対応においてはなかなか難しいと思っております。

また、夏場の猛暑においても、近年は災害級と言っても過言ではないくらいの気温の上昇が見られますし、そういうところにも目を配っていかなければなりません。そういったことから、様々な対応はなされているかとは思いますが、高齢化が進む中、今以上の取り組みが必要だと思いますが、今後の考え方や方針について、まずはお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

まずは、本町の高齢化率でございますが、令和6年8月末現在で48.2%と、県内でも高い水準にあります。また、直近の調査では、75歳以上の高齢者一人暮らし世帯が439世帯、80歳以上の二人暮らし世帯が177世帯と、全世帯の約15%を占めております。

議員ご質問のとおり、近年、高齢者を取り巻く住環境の変化につきましては、気象の変化による災害を含めた様々なリスクや社会環境の変化による少子高齢化、地域の担い手不足など、様々な問題があると認識をいたしております。

そういった中で、防災に関してどのような施策を行っていくかということですが、これまで高齢者を含む要配慮者、また要配慮者の中でも特に避難行動に支援が必要な避難行動要支援者への取り組みとしまして、令和4年5月に改正しました町地域防災計画において、広域的避難や予防的避難の積極的な実施、また要配慮者が利用する施設の避難計画の策定や訓練の実施、さらには高齢者や障がい者など、配慮が必要な全ての全世帯での要支援者個別計画の作成、検証等の項目を追加しまして、

嘱託員・嘱託補会議や自主防災組織の研修会時などに説明を行っております。

さらには、昨年度より町内全域を対象に、命を守るマイタイムラインの普及や、地区防災計画の作成、推進などの取り組みも行っております。

しかしながら、要配慮者や避難行動要支援者への取り組みは、福祉や健康支援、地域支援の観点が必要となり、総合的に行っていく必要があります。当然、そういった観点でも要支援者名簿の作成や、情報共有、民生児童委員会議での防災講話など、取り組みを行っていただいております。

また、日頃からお伝えをしておりますが、こうした避難につきましては、町民それぞれが防災を自分のことと捉え、自分の身は自分守るを基本とし、防災意識を高めることが重要であります。今後も引き続き、こうした取り組みを進めていくとともに、関係部署と連携を図りながら、地域防災計画の見直しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 関東大震災からですね、100年が経過し、政府の地震調査研究推進本部では、昨年の1月時点ですでに、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は70から80%、首都直下型地震が発生する確率は70%と評価をしております。

そういう中、先月8日には宮崎県南部で震度6弱の地震が発生をいたしました。震源地は、南海トラフ巨大地震の想定震源域内とし、発生する可能性が相対的に高まったとして、臨時情報を出しております。

一方で、台風や大雨による自然災害も多発しており、先ほども申しました温暖化による気候変動を原因に、この傾向が継続する可能性は極めて高いと思われます。

そして、過去の災害においては、人的被害に高齢者の占める割合が非常に多い傾向にあると思っております。その原因は、身体能力の低下、判断力の低下、情報収集の困難さ、事前の準備不足、社会的孤立など、多岐にわたっております。高齢化が進むにつれ、平時での防災・減災対策及び発生時の避難行動等へ対応力に不安がある世帯が今後も増えていくものと考えられます。

こうした点に行政や地域コミュニティが可能な限り対応することで、誰一人取り残さない災害対策を進めることが重要であると考えます。

行政、いわゆる公助による発災前の取り組みとしては、自助・共助の取り組みに対する運営支援、あるいは経済的な補助などがあると思いますし、また各種情報発信、災害時の情報提供も重要だと考えます。

高齢者の地域コミュニティへの参加状況からも、自然体では取り残されていく高

齢者が発生する恐れがあるため、自治体がこうした状況を把握し、地域コミュニティ、いわゆる共助が機能するような、適切に手を差し伸べる必要があります。

今後も、自治体による機能が一層発揮されることを期待したいというふうに思っておるところです。

次に、2 番目の防災会議等における女性の参画増についてということで、質問いたします。

最初の質問でもお話をいたしました、昨今の異常気象による災害リスクの脅威は大きくなる一方であります。そのため、防災会議等においては、様々なことを想定しながら進めていかなければなりません。それには、女性の参加増も今後は重要になってくるのではないのでしょうか。災害対応能力を強化する女性の視点、また男女共同参画の視点からも部署への配慮も含め、検討していく必要があると思っております。

他県の例では、長崎県の場合、男女共同参画の視点から防災に関する研修会を開催したところ、受講者の反応が良く、男女共同参画と誰もが重要であると認識している防災の視点と掛け合わせることで、多くの人に伝わりやすく理解しやすいことを感じたとしています。

本町においても、経験や資格を持つ女性の参画は重要な役割を果たすものだと考えますが、町としてどう考え、取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年6月に、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」が決定をされました。この方針の中に、市町村防災会議等の委員に占める女性の割合を引き上げる目標が明記されており、令和7年までに女性が登用されていない組織数をゼロにするとともに、委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指すこととなっております。

なお、本町の令和6年度防災会議委員は41名で、そのうち女性の委員は4名となっております。委員全体に占める女性の割合は約10%と非常に少なく感じており、国の定める目標、早期の15%も達成していない状況であります。町といたしましては、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応するためにも、女性の参画を促進していきたいと考えておりますし、防災にかかわらず、様々な場面で女性の視点を活用していただくべく、女性の登用や採用を積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 手元にですね、参考資料をいただいておりますが、本町における女性の登用状況ということで、役場職員が155人中、課長職が2人、それから

係長職が10人、そして地域の嘱託員・嘱託補が86人中1名、防災会議など、各付属機関の会議や協議会においては、20団体358人中61人となっております。全体的に見て、かなり少ないのかなというふうに感じておるところです。

内閣府の調査によりますと、47都道府県が災害対策本部を立ち上げた際、本部会議に出席する女性職員の割合は、全国平均で10%でありました。また、防災・危機管理部局に配置されている女性職員の割合も12.3%とされております。県内45市町村では、防災会議等で女性比率が7割を超えている自治体はゼロで、そのうち最も高かったのが荒尾市と芦北町の18.8%で、女性が一人もいなかった自治体が4町村あったとしております。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を破壊し脅かします。そういう中であって、国内人口の半数以上を占める女性の声が災害対策において反映されているとは、必ずしも言えないと思っておりますし、こどもや高齢者、また障がい者の方などの多様な声に応えることは難しいと思っております。

自然現象による災害は、それを受け止める側の社会のあり方により、被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには社会優位による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要であると思えます。

災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定の現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなど、十分に配慮された災害対策を行うことが大切であると考えます。特に、避難所における様々な問題や課題に対し、女性の視点に立った被災者及び要配慮者へのきめ細かな支援の体制づくりが重要であると考えます。

災害から全ての人を守る第一歩として、女性の視点をしっかり踏まえた防災・減災を進めていってほしいと思っております。

次に、3番目の、森林伐採による災害のリスクが高まると思うがどう考えておられるかということで質問いたします。

山の多い日本では、台風や大雨などで土砂崩れが発生しやすい国土環境にあります。また、近年では集中豪雨などにより、道路や民家が巻き込まれるニュースやその被害を目撃する機会も増えてきていると思えます。こうした災害が起きたとき、山地の森林伐採が土砂崩れの原因につながっているのではないかと不安を抱いている住民の方もおられます。また、樹木の生い茂った斜面がそのまま崩れ落ちることも珍しくありません。

町内では、近年になって皆伐が多く見られるようになり、一部では小規模ではありますが、土砂が崩落している箇所もあります。そのため、中山間地では地震や大雨による災害のリスクが高まってきていると感じております。

大規模な土砂崩れが発生した場合、沢や川がせき止められ、天然ダムとなり、土石流発生の原因になる場合もあります。今後も森林伐採は増えていくものと考えますが、町としてはどう考えておられるのか。

それから、また森林の整備促進の財源に充てるための森林環境税がありますが、これについては市町村において、個人住民税均等割と併せて一人当たり年額1,000円が徴収されていると認識をしております。

また、森林環境譲与税がありますが、この2つについての詳細、それから使い道についても併せてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 安達森づくり推進課長。

○森づくり推進課長（安達浩一君） ご説明申し上げます。

まず、議員ご指摘の伐採による災害リスクについてですが、そもそも山地、特に急傾斜地として土砂災害警戒地区に指定された土地につきましては、前線の停滞や台風、集中豪雨による災害リスクが高くなります。さらに、土地の形状や地質が大きな要因となります。これらは自然的な要因と分類されますが、これに人為的な要因、議員が指摘されました森林伐採や林地開発などが災害の拡大要因となります。

この森林伐採による要因につきましては、一時的に山林の持つ保全機能が低下し、山地災害の誘発リスクが高まることが懸念されます。

しかしながら、山林の伐採を行わず手入れをしない場合、樹木が痩せ、風倒木の原因となるため、これらにより谷への集水路閉塞の発生が危惧され、集水路が閉塞し、違う谷に雨水が流入した場合、土砂災害のリスクの違いなどから、大規模な災害が発生する可能性もあります。これらのことから、いかにリスクを低減させながら森林を保全していくかが重要となってきます。

低減方法としまして、適切な伐採計画を行うことや地山の形状を変えない、集水しない方法の検討を行うことが挙げられます。このようなことを実施しながらリスクと向き合い、森林の本来持つ土壌・保水機能を維持していくことと考えております。

ただ、急傾斜地を多く抱える山間部につきましては、災害リスクの対応が不可欠でありますので、山地災害や土砂災害のリスクをハザードマップなどで確認いただき、自宅で安全が確保できないのであれば、早めの避難をお願いしたいと思います。

次にお尋ねの、森林環境税と森林環境譲与税についての詳細、使い道についてですが、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から、個人住民均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。森林環境譲与税は、市町

村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業従事者数及び人口による基準で按分して譲与されています。

その観光譲与税の活用についてであります。本町では、森林所有者に対してアンケート送付による意向調査を行い、その調査に基づき、同意を得られた森林の現地調査を実施し、その結果森林整備が必要な山林に対して、町独自で策定いたしました美里の山除間伐推進事業での除伐、間伐、搬出を行っているところです。

なお、この環境譲与税を活用した森林整備面積は、令和5年度までの実績で、美里町が約75ヘクタールになっており、県下一となっております。

また、専門員及び会計年度職員の報酬と自伐型林業の普及のためのチェーンソー研修等に活用しております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 森林伐採についてはですね、戦後植林された木が伐採期を迎えていること、適切な管理の必要性から伐採して植え替えることが重要だとの説明がありました。また、伐採の範囲についてもですね、所有者の権利でありますので、規制はなかなかできないとのことであります。

このことについては、私も理解をしておりますが、ただ防災の観点から言えばですね、昨今の温暖化による異常気象で、地震や大雨のリスクが極端に大きくなってきている中で、皆伐された山が崩壊し、災害を引き起こすリスクも昔よりはるかに高くなっていると感じております。また、皆伐後植林されても、20年間は根が十分に張らないため、そのリスクは長く続くものと考えます。

海においては、地震による津波の心配がありますが、同じように山においても山津波という言葉があります。地震や大雨によって山間部の土砂が急激に崩れ落ちる現象のことです。

2020年7月の熊本豪雨では、人吉市・球磨を中心に、この山津波や球磨川の氾濫により、災害関連死を含む67人が犠牲になり、行方不明者2人を出しております。そして、球磨村や八代市坂本町では、伐採業者によって広範囲に皆伐されていた跡地から大量の土石流が発生したそうであります。被害に遭われた方によると、命は助かったが自宅は全壊し、業者からの謝罪や保証は一切なかったと話されております。

本町の皆伐された場所を見ますと、急斜面の所が多く見受けられます。そして、それに沿って川が流れ、集落の家が点在しております。今後も、森林伐採、いわゆる皆伐は広がっていくものと予想され、それによって、地震も含め、猛烈な雨が降った場合、土砂災害のリスクがかなり高くなると予想され、地元で生活されている

住民の方の不安も募っていると思っています。

もう一つは、先ほど答弁でもありましたが、皆伐だけでなく定期的に手入れをされた人工林が少なくなっているのも原因の一つではないでしょうか。１９８１年をピークに、林業の産出額が減少の一途をたどっていることに加え、林業離れによる後継者不足や労働者の高齢化などもあって、資源として利用できる森林の蓄積は年々増えているにもかかわらず、多くの人工林がそのまま放置された状態にあります。手入れをされていない山の地表面は、日光が届かず、草木の根が張らないため、土が痩せていきます。このような状態で大雨や台風が発生した場合、根が水を吸いきれずに、伐採していない所でも土砂崩れのリスクがあるということになります。

国内林業の採算悪化や人手不足などの問題はありますが、説明がありました森林環境譲与税の有効活用を図り、環境整備を行っていただきたいと思いますし、本町においては、美里の山除間伐推進事業を独自に策定し、森林の整備を行っていることでありますので、引き続き取り組んでいただくとともに異常気象による土砂災害のリスクを少しでも減らすため、行政としても注視していただいて、できる限りの対策をお願いしたいというふうに思っております。

次に、２番目の、町が管理している道路の状況と職員の配置についてということで質問してまいります。

まず最初に、本町が認定管理している道路の本数と状況はどうなっているのかということでお尋ねをいたします。

毎年８月１０日は道の日ということで制定をされておりますが、これは１９２０年のこの日に、国内で最初の道路整備に関する標記計画がスタートしたことから始まったとされております。そして、現在まで道路においては、様々な形で維持管理がなされてまいりました。しかし、人口減少や高齢化に伴い、昨今の道路事情は厳しくなっており、今後将来に向け考えていかなければならない重要な課題だと思っております。

７月１９日の熊日に「市町村道の維持」という記事が掲載されておりました。それによりますと、市町村道に関する件内の自治体に向けたアンケート調査では、国や県に対して、社会資本整備総合交付金の補助率高上げ、舗装の打ち替えの補助金、交付金、維持的事業に適応できる自由度の高い交付金、除草対策や支障木伐採への財政支援など、様々な要望が挙がっております。また、一口に道路と言っても、国道や県道、市町村道は、道路法で規定され、国土交通省の所管に対し、よく目にする農道、農免道については、土地改良法に基づく農業道路として整備され、農林水産省の所管であります。

そういったことで、本町においても多岐にわたり様々な取り組みがされているか

とは思いますが、改めて本町が認定・管理している道路の本数と災害時による復旧工事等の状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 増永建設係長。

○建設係長（増永和浩君） ご説明申し上げます。

町で認定・管理している道路としましては、町道・農道・林道がございますが、取りまとめて私のほうから説明させていただきます。

まずはじめに、建設課で認定・管理しております町道は、路線数が387路線、実延長が296.21キロメートルとなっております。また、今年度の工事の発注状況につきましては、令和5年度からの繰越予算並びに令和6年度の現年度予算を合わせまして、工事竣工済みの件数が改良工事で4件、維持工事で7件、災害復旧工事で12件の合計23件となっております。現在、工事施工中の件数が、改良工事で6件、維持工事で5件、災害復旧工事で6件、橋梁補修工事で1件、合計の18件となっております。

次に、農業政策課で認定・管理しております農道関係としましては、一定要件農道として、町管理の農道が28路線、実延長は10.65キロメートルとなっております。また、工事の発注状況につきましては、現在は一定要件農道の改良工事や維持工事、災害復旧工事は実施していない状況でございます。

次に、森づくり推進課で認定・管理しております林道関係としましては、林道が21路線、実延長が87.30キロメートルとなっております。また、工事の発注状況につきましては、令和5年度からの繰越予算並びに令和6年度の現年度予算を合わせまして、工事竣工済みの件数が災害復旧工事2件となっており、現在工事施工中の件数が、開設工事1件となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 我が国ではですね、社会インフラへの投資は主に高度経済成長期の1960年から1970年代に本格化し、この時代に構築された社会インフラは、2010年ごろから維持管理更新の目安となる50年から60年に達しております。そのため、効果的な維持管理と、利用者に対する安全安心の良好なサービス水準を確保することが社会的な要求として求められているとしています。

しかし、高度経済成長期に建設され、更新時期を迎えている中で言えば、道路や橋梁を効果的に改修していく計画作業が遅れているような気がしております。このままいきますと、既存の道路に代表される社会インフラの適切な維持管理を行い、更新していくことは難しい社会状況になっていくのではないのでしょうか。とりわけ、中山間地において重要な農道や農免道においては、県も状況を把握しておらず、全

体像を容易につかめないとしておりますが、農業県熊本を支える重要なインフラであると認識をしております。

本町においては、橋梁について今月から町内の38か所を点検するとこのことでありますが、限界集落や孤立可能性のある集落を災害から守るという課題も山積する中で、町道や農道・林道の管理は大変重要であると思っておりますので、今後も継続的な維持管理をしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。

次に、2番目の、中山間地域の環境保全についてということでお尋ねをいたします。

本町においては、長年地域の環境保全を目的に、道路脇の草刈りや河川の清掃等を地区の住民が行っております。町としても、そこに燃料代や機械代を支給し、地元の人たちで管理が継続できるよう図っておられるかと思いますが、ただ、中山間地においては、高齢化や人口減少の波が押し寄せ、管理が難しくなっている地区が出てきております。また、施設の老朽化や水源の枯渇などにより、生活水の確保が困難になってきている地区もあります。

将来を見据えたとき、そこに住む人たちの暮らしや環境は保てないのではないかと懸念されます。また、本町に限らず、そういった流れが他の市町村でも起きております。

水俣市はこれまで地域住民に市道の草刈りをしてもらっていた箇所が、高齢化で作業が困難になり、市への要請が増えたと。また、南小国町でも、高齢化や人口減少で道路の除草が困難になりつつあり、町による除草路線の増加や費用の増大が懸念されると苦慮されております。

こういったことから、本町においても、今後取り組んでいかなければならない重要な課題だと感じますが、将来に向けた考えをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 平川管理係長。

○管理係長（平川浩一君） ご説明申し上げます。

建設課から、主に町道に関する環境保全についての現状について、ご説明申し上げます。

建設課では、地域の環境保全のため、町道の環境整備を主に2つの方法で実施しております。

1つ目は、建設課が直営で行う業務で、維持管理上の環境整備になります。2名の会計年度職員を年間を通して雇用し、道路パトロールを定期的を実施し、通行に支障となる木の伐採や草刈りなどを行い、安全な通行の確保に努めております。また、夏場の草の繁茂期には、5名の環境整備作業員さんを約6か月間雇用し、道路パトロールなどにより、現地の状況を把握しながら、町内全域の道路の除草作業な

どの環境整備を行っております。

2つ目は、各地区の奉仕活動（区役）により、実施していただいている環境整備で、町道の環境整備の大半を担っていただいております。昨年度の区役の実績としましては、79地区にて、年間に1回から4回ほど活動していただいております。行政区の数が86になりますので、町内のほとんどの地区で活動していただいている状況でございます。

しかしながら近年では、区役に参加されていた地区の方々の高齢化や人口減少が進み、作業範囲が狭くなっている現状もあり、一部を建設課にお願いされることもあります。また、地区によっては、区役自体できなくなるのは時間の問題ではないかと相談をいただくことも出てきており、地域を取り巻く状況が著しく変化していると感じているところでございます。

町道などの環境整備を行う上で、地域の環境保全として、区役は非常に大切な重要な役割を担っていただいております。できる範囲でご協力をお願いしつつ、実施方法も重機等を使用していただき、可能な限り機械化を図るなど、各地区に応じた持続可能な区役として、他の自治体の取り組みも参考にし、今後も継続して活動できるような区役のあり方について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、特に中山間地に位置する集落では高齢化等による人口減少が顕著であり、集落機能や景観の維持が限界に達しつつあることは承知をいたしているところでございます。

できれば、そこに住まわれる方々のご子息等が帰ってきていただきまして、引き続き集落機能を維持していただければ大変ありがたいですし、移住者等がそのような集落に移り住んでいただいて地域の核としてご活躍いただければとても助かります。しかしながら、現実的な話として、そのような状況が生じることは非常に難しいと考えております。

町としては、どんなに集落人口が減ったとしても、そこに住む方々に対する住民サービスがおろそかにならないこと、また、できる範囲で最低限の景観を維持することなどを指すとともに、誰一人取り残さず、最後まで安心して暮らしていける環境を構築していく必要があると考えているところです。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 中山間地における集落はですね、もう既に小規模化が進み、高齢者の割合が高い集落も増加してきていることから機能が低下し、維持していくの

が難しい集落が多くなってきております。

このまま少子高齢化が急速に進むと、2035年から2040年には過疎地域の人口は、全国と比較して減少率がさらに大きくなると予想されています。

本町においても、地域における諸活動を担う人材不足により、先人たちが築いてこられた伝統行事や伝統文化の維持継承、草刈りや鳥獣害対策などの集落環境の維持管理が難しくなってきており、地域コミュニティ自体の存在も危ぶまれております。

そういったことから、自治体も現状をしっかりと把握し、過疎地域をはじめとする中山間等に暮らす人たちが、伝統行事やそこに根づく文化、そして自然や食など、豊かな地域資源を守り活用しながら、誇りを持って安心して暮らし続けることができるよう、今後さらに地域コミュニティの維持・活性化を図る努力と、担い手不足に対応するための人材の掘り起こしや育成、また外部人材の活用等に係る支援の充実に力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、3番目の、現場での技術力不足や専門知識を持つ職員の減少にどう取り組んでいくかというところでお尋ねをいたします。

地域住民の生活に密着した行政サービスを行う町職員においては、与えられた業務を適切に処理するための知識や技能を有するのは、これはもう当然のことだと思っています。特に近年では、ICT化が進み、情報処理能力がほとんどの業務で求められるようになってきております。それに合わせて市町村においては、自己責任の高まりとともに重要性が一層増してきていると感じております。

一方で、現場対応で重要な道路管理や土木技術者といった専門人材が不足してきているのも現状あるのではないのでしょうか。予算も含め人材や技術力が低下すると、あらゆる面で支障が出てくると思います。

町としての現状と今後の課題について、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

全国的に少子化が進み、自治体の職員採用試験の受験者数は大きく減少しており、専門的な技術を持った人材を採用することがなかなか難しくなっているとも言われております。

また、本町におきましても、土木職や医療職などの技術職・専門職の確保は特に困難になっている状況でもございます。

議員お尋ねの、本町で採用している職種別職員の状況でございますが、令和6年4月1日現在で、看護・保健・医療職では保健師が6名、栄養士が1名、福祉職では社会福祉士が1名、保育士が1名、技術職では土木技師が2名、任期職員にはな

りますが、森林専門員が1名となっております。

そのほか、一般行政職におきましても、水道の管理について、技術上の業務を担当させる水道技術管理者や、家庭の複雑な課題に対して支援や関係機関と調整に当たる子ども家庭ソーシャルワーカーや、社会教育を担う者に対する専門的・技術的な助言・指導に当たる社会教育主事などの、業務を行う上で必要な資格取得を行っております。

また、様々な研修を通じて、職員の能力向上を図り、地域住民の福祉や地域振興に資する職員の育成を行うため、中央研修機関であります自治大学校や市町村アカデミーなどを受講し、専門的な知識の習得を行っております。しかしながら、職員等で対応できない専門的な業務等につきましても、民間企業や他の組織と協力を得ながら業務の遂行に当たる必要があります。

今後も、職員の技術力や専門知識の向上を図り、地域社会に必要な行政サービスを安定的に提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 現在の自治体を取り巻く環境には、様々な課題が山積していると思っております。中でも、最も大きな影響を与えるのは人口減少に伴う税収減ではないでしょうか。そして、この問題は公務員の定数にも少なからず影響してくると思っております。また、自治体次第では高齢化も進んでおります。しかし、職員数が減少しても、カバーすべき事務量は変わらないですし、住民の数が減っても全体の事務量は減らないと思っております。

こうした状況を乗り越えていくためには、デジタルを活用した新たな取り組みが必要になると、専門家は指摘をしています。そして、それに合わせ、道路の管理や建築・建設の専門資格を持つ技術職員や看護・福祉などの専門職が求められるようになってきていると思っております。しかし、免許や資格を持った職員はさほど多くはないのではないのでしょうか。これから求められる地方公務員としては、デジタルで代替ができないつなぐ能力、現場能力、高度な専門性など、これらを持った人材の確保や育成、また能力発揮を支える仕組みづくりが重要であると思っております。そして、職員の誰もが意欲能力が発揮できる働き方の実現を目指していったほしいというふうに思っております。

次に、最後になります、3番目の今後増えてくると思われる外国人への対応ということで質問させていただきます。

まず最初に、現在、本町において在留されている外国人の数は把握されておられるのかということで質問いたします。

国内においては、近年、在留外国人の数において右肩上がりに増加してきていると感じております。出入国在留管理庁が令和5年末に発表した資料によりますと、在留外国人数は、中長期在留者数と特別永住者数を合わせて341万992人となり、前年末の307万5,213人と比べ、33万5,779人、率にして10.9%増加したと公表しています。県内においても増え続けており、総務省の調査によりますと、今年1月時点での外国人の数は、前の年に比べ、約5,000人増で、率にして24.2%と、全国都道府県で最大の伸び率になっております。また、コロナ禍以降、インバウンドも増加し、各地の観光地は外国人であふれている所もあります。

本町においても、インバウンドは別として、住み込みなどで働いておられる外国人がおられるかと思いますが、人数など把握されておられるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮崎住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎博文君） ご説明申し上げます。

本年3月31日現在で、住民基本台帳に登録されている外国人の数は、男性58人、女性47人、合計105人となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） わかりました。地方圏においては、いずれの規模の市町村においても近年、住民に占める外国人の割合が増加しており、特に人口3万人未満の市町村において増加が顕著であると言われております。

また、戸籍別に見ても、自治体の規模により分布が異なり、大きく変化しているようであります。

本町においては、男女合わせて105人が登録されているとのことですが、周囲を見ますと、いずれもアジア系の方が多いようであります。そして、いずれの規模の自治体でも高齢化が進んでいる市町村ほど少ない傾向にあるようです。

地方圏には、外国人に関連する施策をまだ十分に実施していない市町村も多く、急速に変化する状況に行政が追いついていない現状もあるのではないのでしょうか。

本町においても、ほかの市町村に比べれば少ないほうかもしれませんが、地方創生に向け、今後加速すると思われる在留外国人の共存のための環境づくりが求められるようになってくると思いますので、今後のさらなる取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

次に、2番目の在留外国人の対応に向けての町の考えということで、お尋ねをいたします。

先ほども申しましたが、今年に入り在留外国人の数は全国的に増え続けております。在留資格別で言いますと、技能実習がおよそ40万5,000人で、前の年より8万人増え、専門の技術があると認められた外国人に与えられる特定技能がおよそ20万8,000人で、7万8,000人増えたということであります。

県内においても、台湾企業TSMC等の進出により、今後、県全体に在留数の増加が予想される中、各自治体においても対応が求められてくると思っております。

本町においても、人口減少が進む中、町外からの移住・定住者を増やす試みがなされているかと思いますが、そこに外国人の受け入れ等も考えていかななくてはならないと思っております。

そういったことも踏まえ、今後どう取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

人口減少、少子高齢化が加速度的に進んでいく中、本町の基幹産業である農業や建設業においても後継者不足・人手不足という問題が発生しています。

このような中、知識・技能を習得し、自国へ持ち帰ることを目的に来日される技能実習生の皆様が果たす役割は次第に大きくなっており、今年3月末時点で、町内で技能実習をされている方は69人、最長10年間国内に滞在できる特定技能の資格で滞在をされている方は15人となっています。

そのような中、在留外国人の皆様に、町での生活になじんでもらうということも課題となっています。

現在、町では、町内の事業所が技能実習生向けの勉強会を実施される際に、役場職員が事業所に出向き、日本の文化や町での暮らし方についての説明を行うなど、その都度対応を行っているところです。

議員ご指摘のとおり、今後TSMCの影響が県下全域に拡大していくことが期待される中、仮に本町への半導体関連企業の進出等があれば、在留外国人の数は一気に増加するということも考えられます。

このような情勢を踏まえ、町としては今後、窓口における多言語対応や住居の確保、文化・生活面でのサポートなど、多方面における受け入れ環境の整備を進めていく必要があると考えております。

以上でございます

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 今、日本では外国からの移住者を積極的に受け入れていることから、地方においても今後在留外国人の増加が見込まれる中で、受け入れ態勢の取り組みが急務だと感じています。

そこで重要になってくるのが多文化共生であります。これは日本だけに限らず、今後世界中で重要な課題になってくると思っております。多文化共生とは、異なる国籍や民族の人々が、互いの文化的な違いを尊重し、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に生きていくことを指すものであります。

近年になって、グローバル化や少子化に伴い、国内でも外国からの移住者の数は増加傾向にあります。熊本市は外国人を雇用する法人に対して、市営住宅を賃貸することを決めました。しかし、そこには、共有する価値観や習慣・伝統・芸術・言語など、長い時間をかけて形成された文化が存在します。目には見えないものであり、具体的な形也没有ありません。例を挙げれば、時間に対する考え方、コミュニケーションの取り方、食事のマナーなど、文化によって大きく異なります。先ほども申しましたが、地方においても外国人との接点がさらに増えることが予想されることから、自治体としても多文化共生について理解を深め、積極的に取り組んでいくことが重要になってくると思っております。

本町においても、将来を見据えて課題に取り組んでもらいたいと思っております。

それでは、最後の質問になります。町職員の採用について、今後外国人枠を取り入れる考えはないかということでお尋ねをいたします。

外国人の場合、日本の公務員試験を受けて合格しても公務員になれないと考えている方も少なくないと思いますが、警察官や自衛隊、国家公務員の一部例外を除き、地域を支える地方公務員であれば、管理職を除き日本国籍を必要としない職も多くあるとのことであります。

本町においても、将来的に外国人の人が増えてきた場合、いろいろな問題や課題に対応できる優秀な人材職員を取り入れる必要が出てくると思いますが、将来を見据え、どう考えていかれるのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、本町の職員採用試験におきましては、試験公告において受験できない者として「日本国籍を有しない人」との規定を設けております。これは、地方公務員法第16条、いわゆる欠格条項には国籍について明文の規定はございませんが、人事院規則において、「日本の国籍を有しない者は受験できない」と規定されていることから、日本国籍を有することを受験の要件としてきたところであります。

国が発出した行政実例では、「公権力の行使、または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする。それ以外の公務員となるためには、日本国籍を必要としない」とされております。

公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員とは、一般事務等の職にある公務員とされているところです。議員ご指摘のとおり、地方公務員の中でも国籍要件を付す必要のない職もあり、自治体次第ではすべての職種において国籍条項を撤廃した所もあるように聞いております。

ただ、管理職試験において、日本国籍を有しないことで受験できなかったのは労基法違反であるとの訴えにおいて、最高裁は「違憲ではない」と判決を出しております。

本町において、外国籍の人を採用できる職種を考えてみますと、専門職の保健師等や給食調理員などの技能労務職になるのではと考えますが、保健師に関しましては、将来的に管理職や公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わることも想定されるため、国籍条項を撤廃することは難しく、技能労務職に置きましては、新規採用を見合わせているところですので、現時点では職員採用試験におきまして外国人枠を取り入れることは考えておりませんが、今後、国や他自治体の動向というものを注視してまいりたいと考えています。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） わかりました。国は、人口減少と深刻な担い手不足という問題を解消するため、改正出入国管理法を2019年4月から施行いたしました。これにより、新たに創設された特定技能という在留資格によって、向こう5年間で最大34.5万人の外国人労働者の受け入れが計画されております。

既に多くの外国人が、日本で働いており、今後さらに増加が見込まれる中、地方での公務員職を目指している方もおられるのではないのでしょうか。先ほども申しましたが、国家公務員の場合は、現行法の制度では公務員になれないようになっておりますが、地方公務員の場合は多少状況が異なっているように思います。

元々、各自治体の職員に対する人事権は、政府ではなく各自治体に委ねられております。そのため、地方ごとに置かれている状況に合わせて判断されているようであります。すなわち、自治体の判断によっては、外国人でもその職に付ける余地があるのではないかとということであります。

シリコンアイランドと称されるこの九州は、今後熊本を中心に、外国人が急増すると予想されます。本町においてもその影響は少なからず出て来るものと考えられ、教育や文化を含め、それに対応できる外国人の職員を取り入れていく必要があるかと思っております。難しいところもあり、クリアすべきところは多々あると思いますが、将来を見据えた取り組みは必要だと考えます。取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を午後１時５分とします。

—————○—————

休憩 午後０時０２分

再開 午後１時０５分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、６番、坂田竜義議員の一般質問を行います。坂田竜義議員。

○６番（坂田竜義君） ６番、坂田竜義でございます。

今回は、４項目質問をいたします。１項目目は、改正地方自治法における国の地方に対する「補充的な指示」について、２点目が、食料・農業・農村基本法改正について、３点目が、２０２４九州農業レポートについて、４点目が、「やまびこの家」の活用について、質問いたします。

まず、１点目の改正地方自治法における国の地方に対する補充的指示についてですけれども、非常にこれは町民の皆様からすればちょっと難しいなど、何のことかなということで、考えれる方も多いと思いますけれども、地方自治に携わる者にとっては非常に大きな課題が提起されておるというふうに捉えております。

１つは、この２０２３年の１２月２１日に、第３３次の地方制度調査会の答申というのがございまして、これは簡単に言えば、新型コロナウイルス感染症対策の対応をめぐっていろいろ問題が出てきたということで、それについて国と自治体のあり方についてどうするかということから議論が始まったというふうに思っております。

その答申を受けて、この２０２４年６月１９日に改正地方自治法が成立をいたしますけれども、その主な骨子は、１つは公金収納事務のデジタル化、２点目は地域での生活サービス提供に係る多様な人々の連携強化、３点目が大規模災害や感染症蔓延時などにおいて、国の地方に対する補充的指示を可能とすること、この３点が今回の改正の特徴でございます。

国の自治体に対する補充的指示権で言いますと、従来の一般ルールといたしましては、自治体に対する国の関与を必要最小限度に留めるというのが一般ルールでありまして、これを今回超えて、国に自治体への指示権を与えようとしたにもかかわらず、その指示権がどのような状況で行使されるのか、全く説明されておられません。どのような事態が想定できないか、国に強い権限を与え、何らかの事態に幅広く備えようというのは机上の空論で、立法事実がどこにあるのかということで議論がさ

れたところでございます。

災害等の際、事態の把握や緊急の判断を求められるのは自治体でありますけれども、被災地から離れた国の判断に誤りがないという前提で自治体が指示に従うように義務づけるということは、全く合理的ではありません。国の判断が優先されることにより、当該自治体の主体性や自発性を損ないかねず、むしろ指示権をその時間や実態のそぐわない指示が住民の命を脅かすという状況もあるわけでございます。

事例で言いますと、この前の熊本地震のときに、益城町の事例が出ておりました。罹災証明等の、一生懸命役場職員が対応しているのにですね、国のほうは一方的にその期限を切って「何日まで取りに来んともうだめですよ」ということでやったので、非常に窓口が混乱したと。結果として国に指示に従わなかったことがよかったわけですが、非常にそういうこともですね、いろいろと想定されるというところでございます。

そういうところで、この今回の国の地方に対する補足的指示の基本的な町としての受け止め方、あるいは問題点をどう考えておるのか、お尋ねいたします。この③がですね、関連いたしますので、指示の対象が自治事務である場合の代執行についても併せてお尋ねをいたします。考えをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、国の地方に対する補足的指示の基本的受け止め、問題点はどうかということに、お答えをさせていただきます。

今回の地方自治法改正は、第33次地方制度調査会、これ議員おっしゃいましたとおり、その調査会の「ポストコロナ」の経済社会に対応する地方制度のあり方の答申を踏まえまして立案されたものと認識をいたしております。新型コロナウイルス感染症対応におきましては、個別法では対処できない事態が発生し、その都度個別法の改正が行われてまいりましたが、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に十分に対応していなかったのではないかと考えております。

地方分権との関係につきましては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態におきましても、それぞれの地方公共団体が地域の実情を踏まえ、様々な対応を行ってきましましたように、地方自治の重要性は変わるものではないと認識をいたしております。特例とされる今回の規定は、国又は都道府県の関与について、要件や手続きを定めたもので、地方分権改革の考え方に沿ったものであると認識しておりますし、そうでなければいけないと考えております。

今後も、個別法の規定では想定されていない事態で、国民の生命・財産の保護の措置が必要となる事態は発生すると思われます。こうした事態に備え、国による地方公共団体への補足的指示は必要と認識をいたしております、ただもう少し、地方

6 団体等との詰めた議論もやってほしかったという思いは残ります。

なお、熊本県も先の県議会定例会の一般質問の答弁におきまして、木村知事が「コロナ禍の当時、国による統一的な方針や対応を求めていたのはむしろ地方の側だった」と発言をされていますし、「国による地方公共団体への補充的指示は必要」との認識を示されているところでございます。

一方で運用に当たりましては、補充的な指示は、これも先ほど議員がおっしゃいましたが、目的達成のために必要最小限の範囲に、私は留めなければいけないと思っております。地方公共団体の自主性、それから自立性に配慮をし、地方分権一括法で実現した国と地方公共団体の対等な関係が損なわれることのないよう、町村会等を通じて必要な対応を国に求めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、その指示の対象が自治事務である場合、代執行はあるかということについてでございます。

今回の地方自治法改正で懸念されている 1 つに、補充的指示権行使後のプロセスにおいて、地方自治法上の一般ルールが準用されるのではないかとということが挙げられております。

自治事務に対して、指示はもちろん代執行という国の関与が可能になるのではという懸念でございます。これは、代執行は、地方分権改革の経過においてはなことが前提となっておりますが、条文では曖昧な表現になっていること、地方自治法第 245 条の 3 では、自治事務に対する代執行はできる限り行わないとなっておりますが、読み方によってはその余地を残しているように見えることから来るものと推測をいたしております。

これらの考え方につきましては、国が 8 月に発出しました通知では、「補充的な指示の対象となる事務が自治事務である場合は、地方自治法第 245 条の 8 に基づく代執行の対象とはならない」とされており、「補充的な指示の対象となる事務が法定受託事務である場合においては、事務の管理・執行が法令の規定や各大臣の処分に違反している、又はこれを怠っていること、代執行以外の方法によっては是正を図ることは困難であること、放置することにより著しく公益を害することが明らかであること」という第 245 条の 8 第 1 項に規定されている各要件を満たす場合に限り、同条に基づく代執行の対象となる」と整理されておりますので、自治事務に関する代執行はないものと認識をしているところでございます。

○6 番（坂田竜義君） 一応この 2000 年に地方分権一括法というのが通りまして、従来は国と地方の関係というのはもう、上下関係ということだったんですけども、国の機関委任事務というのがありまして、そういう上下関係から 2000 年の分権一括法の制定によって横並びの協力関係に位置づけられたわけでございます。

その中で、今回の法改正というのは、また従来のようないわゆる上下関係に戻るんじゃないかというですね、非常に危惧されるような議論もあったように聞いております。そういうことで、分権法の精神というのは当然生かして、横並びの対等の関係ということでございますので、そういう立場でぜひ今後も対応をお願いしたいというふうに思います。

それから併せて、国の国会での答弁によりますと、「実情を踏まえた対応が可能となるよう自治体の声を伺いながら各府省が取り組みます」ということで答弁があっておりまして、この前の改正時の衆議院・参議院の附帯決議というのが、衆議院で11項目、参議院においては15項目にわたって附帯決議がされまして、かなり縛りはかかっているというふうに思いますけれども、今後の対応については今言われましたように、対応間違いないようにお願いをしておきたいと思います。

また、この国の補充的指示権については、国と地方の関係を地方分権改革以前のですね、先ほど言いますように、以前の状態に巻き戻そうという動きがですね、あったように見えました。そういう危機感が多く自治体の関係者も、あるいは有識者からも挙げられたということは間違いないことだと思います。知事会も、地方自治の本旨や国と地方の対等な関係を損なう恐れもあるということで、知事会、あるいは市長会、町村会、同じような懸念を示されているところでございますので、今後の対応については、十分注意深く見守っていただきたいというふうに思います。

続きまして、公金収納事務デジタル化は町にどう影響するかについて、お尋ねいたします。

今回、3つの主要な改正項目の1つとして、公金収納事務デジタル化というのがございまして、自治体情報システムの標準化などにより、自治体に大きな負担が強いられております、現在でも。今回の改正によって、新たな自治体に対する負担は起きないのか、もし起きたとすれば、新たな財源負担が起きるとすれば、必要な財源措置については、ちゃんと国から措置がされるのか、そういった点についてどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 島田会計課長。

○会計課長（島田昌臣君） ご説明申し上げます。

現在、地方税の大半がe L T A Xを介して、金融機関を経由したダイレクト納付等が可能となっており、住民の利便性向上が図られております。

そこで、今回の改正地方自治法において、税以外の公金についてもe L T A Xを介して納付が可能となることから、さらなる利便性向上が図られると考えております。また、併せて既存のシステムの有効活用にも寄与するものと考えております。

なお、e L T A Xとは、地方共同機構が運営する共通納税システムのことであり

ます。

今後のスケジュールとしましては、来年度連携するシステムの改修を行い、連動試験を行った後、令和8年9月よりe L T A Xを活用した公金収納を開始できればと考えております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当課長のほうから説明がありましたが、確かに利便性の向上に寄与するということは理解はできますけども、現在、地方公共団体情報システムの標準化等の取り組みによりまして、地方公共団体に大きな負担が生じている中で、このような取り組みは新たな負担を招くのではないかと懸念をいたしております。

国におきましては、附帯決議に明記されておりますように、公金収納のデジタル化に伴うシステム改修につきましては、必要な財源を確実に措置し、過度の負担を強いることのないよう留意していただきたいと考えております。

ただ、今寄せられている資料では、いずれも検討中というふうになっておりますので、今後町村会等を通じて、必要な対応を国に求めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 新たな負担がないようにですね、取り組みをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、第2項目目の、食料・農業・農村基本法改正についてお尋ねをいたします。

農政の憲法と言われます食料・農業・農村基本法の改正が、この令和6年6月9日に施行されております。農家の減少、国際情勢など農業を取り巻く環境の変化、1995年の現行法の施行から25年経ってですね、今回の改正ということでございます。主な仕事を農業とする基幹的農業従事者は、年々減少いたしまして、2000年の240万人から、2022年には128万人と半減をしております。うち、60歳未満が20%、高齢化が加速しております。大規模農業法人が増え、スマート農業などによる生産性向上が進んでおります。県内においては、同じ傾向が見られ、県の調査直近の基幹的農業従事者は5万2,000人ということで、2000年に比しまして40%の減と、農業法人が逆に3.5倍増えまして1,290件と、こういうことになっております。国際情勢の影響、貿易自由化の流れは当初から続き、TPPの締結などが加速をしております。近年は新型コロナ禍での農作物の需要減、異常気象や紛争、円安による肥料や飼料・燃料の高騰が農業経営を圧迫していると、こういう状況でございます。

今回の基本法の改正につきまして、今度は政治的な要素というか、食料安全保障というのが出ておりまして、国会議員の政治のほうから改正が提起されたように流れとしてはなっております。

そういうことで、既存の基本的な国の考えというのはですね、先送りとか、従来の記述の内容とあまり変わらない、そういった中身になっているように見えます。そういうことで、今回の法改正と町の農業政策の関係、これはどう整理しておられるのかお尋ねいたします。

これについても、3番目の町の政策はどうなるかと重なりますので、①と③について、併せてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が令和6年5月29日に成立し、6月5日に施行されました。

今回の改正につきましては、以前の基本法の制定から四半世紀、議員おっしゃられましたように25年が経過し、近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行や国の人口減少、その他食料や農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに関連する基本的施策を定めることを目的として法律の一部改正が行われたところでございます。

改正基本法の主な内容といたしましては、基本理念が見直され、食料安全保障の確保を掲げ、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人ひとりがそれを入手できる状態」と規定されました。

また、新たな基本理念といたしまして、環境と調和のとれた食料システムの確立を掲げ、食料供給の各段階で環境負荷低減に取り組むことで、環境との調和を図ると、追加規定されたところでございます。

農業政策に関係してくると思われる法律の改正が基本法関連三法で、1つ目が食料供給困難事態対策法、2つ目が農地関連法、3つ目がスマート農業技術活用促進法です。この中の2つ目の農地関連法が本町に関係してくると思うところでございます。

この農地関連法には3つの法律がございまして、1つ目が農業振興地域の整備に関する法律の改正、2つ目が農地法の改正、3つ目が農業経営基盤強化促進法の改正でございます。特に関連してくる法律は2つございまして、まず1つ目が農業振興地域の整備に関する法律の改正で、国・都道府県において、確保すべき農用地の

面積目標達成に向けた措置の強化とされております。2つ目の農地法の改正につきましては、農地の違反転用に対する措置の強化とされています。2法とも公布の日から1年以内に施行するとされておりますので、今後の動向に注視していきたいと思っているところでございます。

以上でございます

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 内容についてはわかりました。改正基本法は、理念に食料安全保障の確保というのが出されて、言われるとおりでございます。国民一人ひとりが十分な食料を将来にわたって入手可能な状態と、こういうことで言われております。

農水省では、国内の食料需給率が2000年代は40%程度でしたけれども、2023年にはカロリーベースで38%に低下をしております。また、2030年までに45%を目標とするということで、農水省の指針には出ておりますが、これもなかなか状況的には厳しいかなというような状況でございます。

改正法におきまして、海外からの安定的食料確保が必要として、輸入相手国への投資の促進、こういったものを出されております。また、情勢の影響を受けやすい輸入に頼るのは危険だという警鐘を鳴らす識者もたくさんおられます。

そういうことで、輸出の関係はですね、2034年が3,402億円と、2023年が、20年後ですけども、1兆4,547億円ということで、かなり、4倍に増えております。県内においても、2022年度は100億円を突破したということでございまして、輸出の関係でですね、直接町の産品で輸出に関わるような品目というのはあるんでしょうか。お尋ねします。例えば肉牛とか、そういったものはないとですか。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

町のほうでですね、一応輸出関係におきましては、現在、肉用牛とかあるかもしれませんが、把握をしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） あとの農業レポートにも出てきますので、ちょっとまたそちら入れようと思いますけれども、今回の法改正を受けまして、熊本県ではですね、今回の法改正に対してコメントをしております。県農業の転換期と捉えておるのが県のコメントですけども、異常気象への対応や物流の2024年問題ですね、物流の2024年問題等に加えて、県内では進出が相次ぐ半導体事業と農林水産業

の共存という課題も重なって、次世代にいかに関承していくかが県としては課題ですよということで言われております。

先ほども質問がございましたけれども、T S M C がらみで、菊陽町・大津町、そういった関連では、ものすごい農地の転用が進みまして、逆に農地が大変不足しているということで、大変逆に問題が出ております。

そういうことで、熊本県もそういう半導体が来れば農地が減りますから、そういった問題との兼ね合いも含めて、非常に農業の転換期とは言っておりますが、どうしていくのか、その先の細かなことまで言っておりませんので、非常に不安を持っております。

いずれにいたしましても、この大きな動きの中で、町の農業についてもですね、対応をきちっとしていただくようにですね、お願いしておきたいと思います。

続きまして、九州農業レポートについてお尋ねをいたします。

2024年7月16日に、九州農政局が作成いたしました九州農業レポートというものが出されました。2023年では過去最高の輸出額ということで、九州管内で1,559億円と、前年比6.5%増ということになっております。アジアを中心に市場が拡大をして「見たい！知りたいたい！九州農業」という所にまとめてありまして、輸出が増えた理由として、新興国の経済成長や人口の増加を挙げておられます。アジアを中心に市場が拡大して、日本産の需要が高まっているということで、内訳としては農産物799億円、前年比のプラス15.5%、それから水産物が547億円、これはマイナス0.9%、林産物が213億円、マイナス3.2%等と例示してございます。輸出先としては中国が367億円でトップ、それからあとはアメリカ・韓国・台湾と、こういった輸出先になっております。

国内需要に応じた生産に加えて、輸出拡大を回ることが農業の生産基盤を維持する上で重要だということで言われております。

農水省ではですね、輸出に取り組む生産者・事業者を支援する農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）というのが展開されておりまして、J A 熊本経済連関係の補助事業等活用して、イチゴとかメロンについてそういう事業が展開されております。

外国人が好む品種の導入や、輸出先の残留農薬規制に対応できる代替農薬の検討を進めているということでございます。熊本県におきましては、22年度に主な輸出品目は木材が33億円、これが最多でございます。それから、輸出先としては、タイとかですね、そういった所になっております。牛肉は29億円、輸出先としては中国・韓国・米国・台湾、こういった所になっております。

そういうことで、今関連で先ほどお尋ねしましたので、これは聞きませんが

も、非常に県内においても輸出が増えてるということで、町においてもそういう何か関係の品目があるだろうと思って、先ほどお尋ねしたところでございます。

それから、2022年の九州農業産出額は1兆8,200億円ということで、前年比の1.7%、畜産が8,978億円、49.3%、これは九州管内ですけど、熊本がその内3,512億円ということで全国5位、全国2位が鹿児島、全国6位が宮崎ということで、非常に九州の3県は全国的にも上位にですね、なっているところでございます。

こういう九州農業レポートを受けまして、この本レポートの要点を町としてはどう捉えておられるのか、また町の政策でこの活用すべきような事項はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

まずは、本レポートの要点をどう捉えているかというご質問に対しましてご説明申し上げます。

2024九州農業レポートにつきましては、平成30年度から「九州食料・農業・農村情勢報告」に代わりまして、「見たい！知りたい！九州農業」を九州農政局におきまして作成されておられます。九州農政局が担当する7県で、農業産出額を算出し、令和4年度においては、熊本県におきましては鹿児島県に次いで2位という結果で、産出額は先ほど議員がおっしゃられましたとおり3,512億円となっております。

また、熊本県の上位5品目につきましては、1位が肉用牛、2位がトマト、3位が生乳、4位が米、5位が豚となっております。

熊本県は、高冷地から平坦地まで多様な地形や気候を活かし、畜産や野菜・果樹などを中心に農業が展開されており、特に肉用牛やトマトの生産が盛んとなっております。20年前と比較してみますと、肉用牛やトマトなどが増加している一方、い草や葉タバコは減少しておるところでございます。また、部門別に見ますと、畜産が38%、野菜が36%、果実が10%、米が8%、花き（花でございますけれども）が3%、その他が5%となっております。

本町の農業生産額等の金額につきましては、先ほども申し上げましたように、現在は把握できていない状況でございます。今年度、農林業センサスのほうが実施予定とされておりますので、その結果等を活用できないかと思っているところでございます。

「見たい！知りたい！九州農業」は、各県における食料・農業・農村の現状及び主要施策への取り組み状況や課題、また最近の取り組み事例の公表などが掲載され

ておりまして、広く関係者にも認知され、各地域農業の様々な取り組みが掲載されている大変参考になる取り組み事例と捉えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、町の政策で活用すべき事項はあるかというお尋ねでございますので、それにつきましてご説明のほうを申し上げさせていただきます。

現在、町の農業に関連する計画としましては、美里町第2次振興計画（後期）で、農業の振興及び環境保全・整備・美化の推進といたしまして、基本方針やそれに対応する施策、成果指標を掲げて取り組んでいるところでございます。

2024九州農業レポートの「見たい！知りたい！九州農業」に掲載されておりますが、本町におきましても中山間地域総合整備事業による補助整備や多面的機能支払、中山間地域直接支払、環境保全型農業直接支払など、日本型直接支払交付金を活用した農地の保全や国・県の補助金を活用した鳥獣被害防止対策などに取り組んでおりますが、本レポートには各地の農業の様々な取り組みや最近の取り組み事例などが創意工夫された取り組み等が掲載されておりますので、本町の現状や地理的な条件などを考慮し、高齢の方でも無理なく農産物を育てられ、安定した収入が得られるような農産物を選定できればと参考にしながら今後も活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいました輸出に関してでございますが、肉用牛は、美里は赤牛を生産される方が非常に多い地域でございます。規模的には、そこまで大きくないものですから、その牛がですね、どこに流れているのかというのはなかなか把握できていないところですが、一度そこら辺は探してみたいと思いますし、おっしゃるような何か美里の産物が、その輸出に適しているのか、そういう俎上、台の上に乗るのかということも、この九州農業レポート辺りを参考にしながら少し研究をさせていただければというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） また九州農業レポートでは、今後の課題についても触れております。農業の担い手、農家の減少ということの状況を受けまして、食料安全保障の強化に向けて農地の集約などで生産性を高める必要があるということで、県内の事例を挙げておられます。

事業の多角化と農地の大区画化で、雇用維持や作業効率化に取り組む法人を紹介しております。あとで紹介します、鷹本農産という、これは玉名ですかね。そういった法人を紹介されております。

また、農業を主な仕事にする基幹的農業従事者の平均年齢は、九州では66.4歳ですけれども、全国比で1.4歳若い、九州はですね。それから、2010年より1.9歳上昇したと、高齢化が進んだと、こういうことになっております。

23年の個人・団体の農業経営体数は14万3,000ですけれども、20年と比較して13%減少と、うち法人経営体は6,000ですけれども9%増加と、そして農業の大規模化は進展したと、こういう分析がされております。法人経営の優良事例として、従業員を雇用するため、ミニトマトの作付や無人ヘリの防除作業、受託など、そういう仕事を増やして事業を多角化した鷹本農産、これ玉名のほうだと思います。それからあと一つ、秋津の営農組合というのが、熊本地震で被災した農地を大区画化したと。区画を広げて、離農によって非耕地化した農地を受け皿として大区画化で集めたと。こういった事例がですね、この九州農業レポートに出ておりまして、非常に今後の農業にとって大きな指針というか参考になるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

それで、一応この半導体の関係については先ほどもお尋ねいたしましたけれども、TSMCの半導体の企業の進出によって、菊池地域の2市2町で161ヘクタールの農地が転用されたと。こういうことで、先ほども質問・答弁がありましたように、大きな問題になっているような状況でございます。

以上、九州農業レポートに関しての質問を終わります。次の「やまびこの家」の活用についてお尋ねをいたします。

まず、この町の公共施設マネジメント計画及び個別施設計画上の位置づけはどうなっているかということでお尋ねしますけれども、一応この公共施設マネジメント計画は、令和4年ですか、見直しが行われたということで、私はその当初の計画書しか見てなかったもので、後で聞いたんですけれども、このやまびこの家については、この当初の本計画ではこのD評価ですね、それから個別施設計画上はDと、当初はなっておったということであります。それから、令和4年の見直しによりまして、本計画上での位置づけがCになっております。それから、個別施設計画上の位置づけがDになっておりまして、この辺りの経過というか、いきさつについてはどうということだったのかお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

町では平成29年3月に、次世代に継承可能な公共施設等を引き継いでいくため、そのあり方及びまちづくりに向けた基本的な考え方、取り組み方針を示しました公共施設マネジメント計画を作成しております。また、個別施設計画につきましては、施設ごとの更新や長寿命化、複合化、除却などの取扱いについて具体的な方針を定

め、公共施設全体の管理運営の効率化を図るため、策定をいたしております。

議員お尋ねの、やまびこの家（東部活性化施設加工場）の両計画上での直近のですね、位置づけでございますが、議員おっしゃったように平成29年3月の際にはですね、最初、当初の場合は、公共施設マネジメント計画上ではD評価、個別施設計画上ではD評価となっております。その後、令和4年3月に改正しました公共施設マネジメント計画上では、施設の性能や利用・運営状況から見て、複合化や転用が必要とされるC評価（見直し）のほうに位置づけられています。また、個別施設計画上では建物の性能や利用・運営状況ともに低いD評価に位置づけられております。

なお、公共施設マネジメント計画と個別施設計画上での位置づけの差異、違いでございますけれども、これにつきましては、1回目のときの平成29年3月に策定しました計画とともに、今回個別施設計画と公共施設マネジメント計画の差異でございますが、施設の性能や利用・運用状況を点数化しまして、公共施設マネジメント計画上では、町が保有する全体の施設を相対的に評価した結果で、一方、個別施設計画につきましては、各々の施設ごとに評価した結果となっており、差異が生じているような状況でございます。

以上でございます

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 理屈では今説明がございましたけれども、ただ一般的には、本計画でCで個別施設計画ではDというのは、ちょっと違和感を感じるわけですね。やっぱり、基本的には個別施設計画のほうが私はきちんとした評価だと私は思いますけれども、それならそれで、いろいろ複雑な計算方法だろうと思いますけれども、どっちかにやっぱり、DならDに合わせたような形にしておかないと、何かその、片方はC、片方はDと、「どっちがほんなこつや」というようなことになりかねないと思うんですよね。ですから、それを今度、今はそういうことでも、令和4年見直しになっておりますからあれですが、この次の見直しまでに、あるかどうかわからんけど、そこはやっぱり整合性をですね、取った方がいいと、これは私の意見です。そういうことだと思います。

それから、登記はどうなっているかということでお尋ねをいたします。

実は、昨年9月の議会に置きましてですね、5番議員、高田美千子議員がですね、公共施設のやまびこの家について質問をされておるわけです。それに対する町長の答弁がですね、「現在やまびこの家は行政財産として町が所有している。土地は国土交通省の所有であり、民間への払下げは難しいとの国土交通省の回答があったと。町が修繕を行った場合は、その費用に見合う賃貸料をいただくことが基本で、

建物を解体して、別な土地に移築すれば払下げも可能となる。既存の加工施設を利用してほしいと。云々」ということで答弁をされております。

色々調べてみますと、その後ですね、これは昨年の9月の高田議員に対する町長の答えです。今年の7月に全員協議会でですね、町長の説明では「もう既に町の名義になってました」というような説明がございました。

ずっといろいろ聞いてみますと、平成16年の7月に、国土交通省から合併前の旧砥用町に譲渡をされていたと。そして、令和5年の6月に美里町に登記上の所有権移転がされたと。これは後で確認しますけれども、そして、登記上の所有権移転がされているのに、9月の町長答弁ではそうでないような答弁になってるわけですね。

それから、今年になってから、6月頃だと思いますけれども、行政財産を普通財産に替えて、7月の全協と。こういう流れがあるわけでございます。

そういうことで、この所有権移転の手続きのためには、当然公共機関ですから、司法書士とかを介さずに登記嘱託ということでやるはずでしょ。そういうことで、登記嘱託をするときに、当然その所管課から決裁が上がって町長が決裁をして、当然町の所有権移転手続きとこうなるとるはずですよ。にもかかわらず、そのことがもう忘れられたかなんか知らんばってん、高田議員の質問に対しては、まだ国交省の所有の前提で答えがあってるわけですね。その辺りのいきさつについて、ちょっとどうなっとるのかお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） やまびこの家につきましては、これは昭和63年に農産物加工施設として設置をされております。やまびこの家の用地は国有財産との認識から、昭和63年、それから平成8年、この2回は公文書が確認できないため推測となります。それから平成18年、平成28年、この2回は公文書で確認が取れております。この計4回、10年更新で緑川ダム管理所へ占用願を提出をしているところでございます。ただ、平成16年7月にやまびこの家の用地は、道路法に基づきまして、多くの国有財産とともに用途廃止の上、国から旧砥用町へ譲与されておりましたので、緑川ダム管理所、それから美里町双方ともにその認識がないまま、占用願の提出を行ってきたということになっております。

昨年6月、町道内園花定野線付近の土地改良事業に伴いまして、国から譲与された畝野地内の25筆を美里町へ所有権移転登記を行いました。実は、この25筆の中にやまびこの家の用地が含まれておりましたが、全ての地目が公衆用道路であったため、嘱託登記を行った際にもそのことを把握できておりませんでした。やまびこの家を行政財産から普通財産へ用途変更を行いました時期につきましては、先の

6月議会定例会でございますが、この条例改正につきましては、建物の用途変更を行ったものでありますので、この時点では用地が本町に所有権移転されていることには気づいておりませんでした。本町に所有権移転がされている旨の報告を受けましたのは本年7月の10日でございます。6月下旬に、担当者が公募の準備をする中で、改めて登記を確認したところ、本町へ所有権が移転されていることに気づき、報告を受けたものでございます。その後、7月22日に開催されました議会臨時会後に、全員協議会を開催していただき、やまびこの家の所有権につきまして、昨年9月議会定例会の高田議員の一般質問の答弁と齟齬があり、経緯とお詫びを申し上げたところでございます。

現在は、8月1日に宅地への地目変更を済ませ、町内向けに一般競争入札により貸付公募を行いました。応募者がいなかったため、この後、町外に向けた公募を行うよう予定をいたしております。

やまびこの家の貸し付けに伴う経緯は、以上ようになりますが、結果として、令和5年9月議会定例会の高田議員の一般質問において、間違った答弁になってしまいました。この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。

今後は、譲与物件を所有移転登記する際は、国からの譲渡契約、地籍図を確認しつつ、町に関係する施設がないかなど、情報共有を行い、横の連携を密に取り組んでいきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 決裁の文書をちらっと見せてもらいましたが、確かに私が決裁する立場でも、ただ番地がズラッと並んでるだけだから、どこの土地なのか全然私もわかりませんでした。だから、やっぱり決裁を回す方がですね、ちゃんと字図とか、公共の建物があるならその建物がある写真とか、今後の問題ですよ。そういうものをきちっと確認した上で決裁を回すようにしないと、誰でもやっぱりそういう間違いが起こるのかなというふうに思ったところでございます。

それから、高田議員に対する質問が間違っったということですが、この議事録上はどうなりますかね。議事録の、普通ならですよ、例えばその誤った答弁があったというときには、その会期中か次の議会の本会議等で、その修正も指示して、そして確認して議事録を訂正するというようなことになるかと思いますが、こういう場合は、間違った部分はそのまま議事録で残すわけですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 対応につきましては、議会事務局としっかり話し合いをしてですね、どうするかというのは決めさせていただきたいと思っております。また、その結果につきましてはご報告をさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） それから、あんまり嫌味は言いたくありませんけれども、令和5年6月に番地だけ出てきた決裁が上がって、6月に内園の土地改良事業云々という話もございましたが、それに絡んで、所有権移転の登記がされたということで、9月には高田議員の質問ということですが、その途中で、例えば決裁を回した起案者というか、担当課というか、町長がもし誤った答弁があった場合にですよ、それは終わってからでも「町長、あれは間違っていましたもんね」で。「訂正をしてください」というような申し出とかなかったのかなと私はちょっと不思議に思ったんですよ。起案した人間はですよ、わかってるとじゃないかなと。それを、町長が誤った答弁したとき、「町長、あれは間違っていましたよ」で。「すぐ訂正をしてください。したがいいですよ。」というようなことはなかったんですか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、これを登記した人間も、実は職員でありまして、やはり議員おっしゃいますように、番地が出てきてただけ、それから公衆用道路ということで、その人間もですね、気づいてなかったということでございます。ので、そういった報告と言いますか、そういう提言というものはございませんでした。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 次の、町有財産で無償貸し付けをしている物件はありませんでしょうか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの、町有財産で無償で貸し付けてる物件につきましては、多くが地区の公民館の施設や敷地だったり、消防団の施設を無償で貸し付けている状況でございますが、そのほか、施設では中央中学校下の正門横にあります、中央自立支援会が運営されています「いぶき」の土地と建物、あと、社会福祉法人智育会が旧にしき保育園園舎において運営されています障がい児通所支援事業所「わんぱく」の土地と建物、そのほか、佐俣の湯の香苑の敷地に隣接しますところに建ててあります特別養護老人ホーム「こもれば」の敷地の一部を無償で貸し付けている状況でございます。

以上でございます

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） やまびこの家もですね、先ほどの質問もありましたけど、もう建てて20年以上経ってますし、建物の価値としてはもうほとんどないようなところだろうと思うですね。そういうことなら、いろいろ入札だ何だとするよりも、地

域にただでお貸しされたらどうかということでお尋ねしたけど、もう応募がなかったということだけんもうこれでやめますけれども、今、無償で貸してる状況についてはわかりました。

当初から、全協とか何かの中でですね、「公募をします、公募をします」ということの説明はあっておりますが、入札というのは防災無線で入札という言葉聞いて、「えっ」と思ったんですけども、結局、大きな意味で言うと一緒かもしれませんが、公募と入札の違いというのはどういうふうに捉えておられますかね。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

公募と入札の違いということでございますが、「公募」とは広く一般から公募することとしており、「入札」は売買や請負等の複数の契約希望者がいる場合に、発注機関にとって最も優れた条件を出した希望者に決める仕組みとなっております。

今回、やまびこの家の貸し付けにつきましては、借り主を募集するに当たりまして、複数の方から用途が多岐にわたる相談があったため広く公募し、町にとってメリットがあるよう競争性を持った一般競争入札にて借り主の募集を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 言いたいことはありますが、時間がありますので最後の質問に移らせていただきます。

最後の質問、今後の農産物加工所はどう位置づけていくのかということでお尋ねですが、実は3月議会でしたか、今田議員がですね、加工所について質問されておりました、その答えがずっと出ております。一応、この販売目的の加工所については、令和3年ですか、食品衛生法の改正もありましたし、それに伴いますところの厳格な衛生管理手法、こういった厳しい条件がですね、付されているということでございまして、経過措置が5月30日までなんですかね。ほかに個人で加工所を持っている方が美里町に19人おられて、その時点で10人は条件をクリアしておられますが、9人が進行中であつたということですが、今の時点では19人全員がクリアされただろうというふうに思いますが、これでずっと答弁を見ておきますと、これだけ食品衛生法が改正されまして、厳格な衛生管理手法が取られ、販売目的の場合は非常に厳しくなったということで、もうこれはなかなか加工所は、町としてはなかなか難しい、しませんというか、非常にやりづらいというふうに答弁が見えるんですが、今後、佐俣の湯に1か所あるだけで済ませるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、美里町には食品加工ができる施設といたしまして2つございます。1つ目が畝野の「美里町農村婦人の家」、それから2つ目が、道の駅美里佐俣の湯の敷地内にある「美里町農産物加工施設」でございます。この2つの食品加工施設を幅広く活用していただければと、現在のところは考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 時間がありますから、一応今の答弁受けましたけど、今後当然、付加価値を付けてですね、農産物を売って、農家の所得をやっぱり増やしていくためには、どうしても必要な所というふうに思いますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は終了しました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日12日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時05分

第 3 号

9 月 1 2 日（木）

令和6年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月12日（木）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1		各常任委員会報告及び質疑 (1) 総務文教常任委員会委員長 (2) 産業厚生常任委員会委員長
日程第2	議案第58号	令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第59号	令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第60号	令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第61号	令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第62号	令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第63号	令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第64号	令和5年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第65号	令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）
日程第10	議案第66号	令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第67号	令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第68号	令和6年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第69号	令和6年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第70号	令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第71号	令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第72号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第17	発議第2号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出について
日程第18		議員派遣の件について
日程第19		各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
日程第20		議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（10名）

1 番 村 崎 公 一 君
 3 番 吉 住 淳 一 君
 5 番 高 田 美千子 君
 7 番 濱 田 憲 治 君
 9 番 今 田 政 行 君

2 番 平 野 保 弘 君
 4 番 隈 部 寛 君
 6 番 坂 田 竜 義 君
 8 番 福 田 秀 憲 君
 10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君
 教 育 長 宮 寄 幸 仁 君
 美しい里創生課長 澤 山 誠 君
 住民生活課長 宮 崎 博 文 君
 健康保険課長 中 川 利 加 君
 森づくり推進課長 安 達 浩 一 君
 上下水道課長 酒 井 博 文 君
 学校教育課長 中 川 幸 生 君
 こども応援課長 隈 部 尚 美 君

副 町 長 吉 住 慎 二 君
 総 務 課 長 坂 村 浩 君
 税 務 課 長 松 永 栄 作 君
 福 祉 課 長 谷 口 信 也 君
 農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君
 建 設 係 長 増 永 和 浩 君
 管 理 係 長 平 川 浩 一 君
 会 計 課 長 島 田 昌 臣 君
 社 会 教 育 課 長 長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。日程に入ります前に、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

昨日の坂田議員との一般質問でのやり取りの中で、誤って答弁をした際の議事録を修正する必要はないかというご指摘をいただいたことについてのご報告でございます。

会議終了後、議会事務局並びに県の議長会に確認をしましたところ、過去の議事録は修正できないということで、今回改めて行いました答弁をもって修正するという結論に至った次第でございます。ここにご報告を申し上げます。

なお、国からの譲与物件等に関しましては、昨日ご指摘もいただきましたし、しっかりと同じようなミスが起きないように、横の連携を密にしてやっていきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の発言を終わります。

—————○—————

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治議員。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） おはようございます。令和６年第３回美里町議会定例会総務文教常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

令和６年９月１０日火曜日、午前１０時より中央庁舎議会委員会室にて開会しております。参加者とし、福田副委員長、上田委員、隈部委員、平野委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、澤山美しい里創生課長、島田会計課長、松永税務課長、宮崎住民生活課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会しております。

議題としまして、令和５年度美里町一般会計決算書について説明を受けております。各課、歳入では調定額と収入済額の金額が大きい項目や、歳出では、不用額が大きくなった項目等の説明を受けております。

その中で、総務課では公有財産購入費で予算を繰り越された湯の香苑隣接駐車場の件、会計課では公金ステーション等の利用数の件、住民生活課ではプラスチック

ごみがリサイクル可能であるか調査をされておる内容、学校教育課ではスクールタクシーの運行状況等の説明を受けております。

次に、令和6年度一般会計補正予算（第7号）について、各課の説明を受けております。

まず、総務課では、委託料のD X人材育成業務委託料とし、職員のD X推進リーダーの育成に要する経費として、ワークショップやセミナーを予定をされております。財源は、特別交付税（7割）で補完されるということになります。

次に、美しい里創生課では、観光振興費の普通旅費とし、11月にある大台南国際トラベルフェア出店に伴う職員の派遣費用を組んでおられます。甲佐平トイレ新設工事設計業務委託料とし、登山者や今後町有地をキャンプ場として利活用の計画もあるので、新規トイレを設置する設計業務委託料を組まれております。

住民生活課では、県のプラスチックごみ分別収集支援補助金があり、住民への普及啓発とし、ごみ出しカレンダー及びプラごみ収集のルール変更に伴うルールブック作成等に使用をされます。

学校教育課では、学校管理費の備品購入で、ごみ収納ボックスを購入されますが、本年度より町内学校も事業所ごみ扱いとなるため、これまでのごみ箱では収まらないので購入されると説明があっております。

社会教育課では、カントリーパーク駐車場支障木伐採手数料とし、北側駐車場下段にあります駐車場で、隣接する宅地へ悪影響を及ぼしている雑木3本の伐採費用（処理等を含む）予算でありました。

次に、現場調査をしております。

初めに、町道船津・今村線船津隧道で、議案第53号の事故箇所を確認しております。トンネル上部に擦れた箇所を確認し、現在では道路標識も設置をされておりました。

次に、甲佐平旧国体広場町有地の調査をしております。甲佐平トイレ新設工事設計業務委託料として、設置予定地の調査であります。設置予定場所は、現在駐車場として利用している所で、車で登り上がってすぐ左側（東側）にある箇所になりますという説明です。上段の旧国体広場、町有地ですが、今後キャンプ場の整備計画を考えておられ、登山者やキャンプ場利用者を想定し、トイレを設計されるものがあります。今後、キャンプ場として土地の利活用計画も進められるとの説明でありました。

次に、ランタンフェスティバル花火打ち上げ場所の確認をしております。主会場の南東側で、コンクリートがされている場所になるそうです。安全に打ち上げられる場所であると選定の理由になっておられました。

次に、屋内ゲートボール場では、委員より指摘のあった屋内ゲートボール場の屋内照明と東側入り口の軒天の天井部分の落下箇所を確認しております。照明は現況では3か所がつかない状況でありました。軒天の落下部分では、人身事故にもつながる恐れがあると思いますので、早急にネット等で落下防止対策を施工すべきだと感じたところであります。車窓越しではありますが、ランタンフェスティバル会場の、これは国土交通省が工事をされている箇所とB&G海洋センタープール屋根の撤去及びテニスコートの現況を確認しながら、午後4時中央庁舎に帰り、散会をしております。

以上で報告としますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんから補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に留めることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義議員。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） それでは、本定例会中に産業厚生常任委員会活動を行いましたので報告いたします。

9月10日午前10時より、大会議室におきまして、高田議員、今田議員、吉住議員、村崎議員、坂田。執行部より谷口福祉課長、隈部こども応援課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、建設課、増永・平川両係長出席のもと、会議を開催いたしました。令和6年度一般会計の補正予算を中心に、特別会計を除いて一般会計のほうを中心に行いました。

まず、福祉課では、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、介護ロボット、ICTの導入ということですが、これに5,383万円、宇城圏域の市町相談支援事業委託料141万円、相談支援・基幹相談支援事業消費税等補償金889万円、

老人福祉センターの修繕費等について説明がございました。それに対して若干の質疑がありました。

子ども応援課では、保育所等ＩＣＴ化推進事業費補助金３４１万円、児童手当１，７５１万円、償還金等について説明があり、質疑がありました。

健康保険課では、がん患者アピアランスケア推進事業費補助金、予防接種委託料２，５８３万円、同じく同補助金２４６万円等について説明があり、質疑がありました。

上下水道課では、公営企業会計の仕組みについて冒頭説明があり、生活排水事業会計補助金１，４４５万円、簡易水道事業会計補助金１，７７７万円等について説明がありました。

農業政策課では、有害獣被害防止対策事業費補助金６０万円、みどりの食料システム戦略緊急支援事業補助金７．８万円、町単独土地改良事業費補助金３５６万円、土地改良施設突発事故復旧補助金２８７万円、大井早のポンプ場であります。それから、農用地等災害復旧事業（Ｒ６年災害分）１００万円等について説明があり、若干の質疑がありました。

森づくり推進課では、美里の山除間伐推進事業補助金１２４万円、その他について説明がありました。

建設課では、主なものとして町道維持工事２，５００万円、舗装補修４００万の減額、生コン、側溝蓋、ブロック等に１５３万円、社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）では２００万円の減、単独改良事業４００万円、社会資本整備総合交付金事業（一般改良）の１，０００万円の減、道路新設改良用地購入費２００万円、立木等の補償費２００万円の減、河川維持工事２００万円、町営住宅修繕料３７７万円、公共土木施設災害応急対応等手数料２２０万円、公共土木施設災害復旧工事９００万円等について説明があり、若干の質疑がありました。

現場調査といたしまして、まず町道勢井下福良線の改良工事及び送水管布設工事現場、下福良地区内でございます。そこに行きまして、２番目は、Ｂ＆Ｇの海洋センターのプール屋根等の撤去工事の現場を見ております。３点目は、中央北地区簡易水道工事（水源地整備送水管布設）第１工区、小筵水源地の所ですけれども、これ本山建設がやってる所が６，２００万円、同じく第２工区菊池組がやってる所が１億円、これについて現場調査を行いました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第58号 令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第58号、令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

説明は終わっておりますので、質疑を行います。

なお、決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方は、ページと款・項・目・節を指定の上、発言をお願いします。質疑ありませんか。

7番、濱田議員。

○7番（濱田憲治君） それでは、議案第58号決算の認定についてお尋ねをします。ページ数は159ページでございます。

款が7、項が2、目が2の11の役務費、支出済額が848万1,910円でございます。昨日一般質問の中で、内容が若干ありましたけども、町道路線の維持管理に使われた費用だと思っております。昨日の説明では、町道387路線があるということでございましたが、この金額の内容に対する実績の路線数、路線の数をまずはお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 平川管理係長。

○管理係長（平川浩一君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の内容は、昨日の一般質問の中でありました、建設課が説明しました町道の路線数387路線の中で、町道に関する環境保全について町道の全路線中、町直営でどれだけの路線を維持しているのか、またその係る費用は5年度決算においてどれだけの額なのかというご質問だと思います。

建設課では、直営による道路の維持管理、環境整備を行った作業内容は、作業を

した現場の作業前・作業後の写真とともに、作業日誌を記載し、建設課内で情報共有するようにしており、その作業日誌を確認すると、草刈り作業及び側溝清掃作業を直接作業した路線数は387路線中48路線を管理していることになります。

また、主に管理している路線は、行政区を3地区から4地区とまたぐ広域的な路線、または路線が山間部を通っていて、常に倒木等が多い路線などになっております。なお、直営による町道の維持管理、環境整備に係る費用は159ページ下段にあります、款の土木費、項の道路橋梁費、目の道路維持費、節の10需用費の支出済額124万107円及び役務費の支出済額848万1,910円及び12節の委託料の中の町道維持管理委託料50万2,000円が町直営による維持管理、環境整備に係る主な費用で、大きいもので言いますと11節の環境整備作業手数料、作業員さん5名への労務に対する支出496万3,500円で、直営で道路の環境整備に係る費用の合計は、1,022万4,017円となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 詳しくご説明をいただきました。直営で管理をされている箇所387本中の48路線ということで、地区をまたぐ町道等をされておるということでございました。路線にはいろいろ高さがあったり、いろいろな箇所があると思うんですけども、その法面の高さとか何とかという基準はあるのでしょうか。その1点をお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 増永建設係長。

○建設係長（増永和浩君） ご説明申し上げます。

先ほどの草刈り等での伐採とかの町道の管理するべき高さということでございますけど、一応町道としまして、建築限界等の4.5メートルがあります。その4.5メートル以下に来る分は、当然支障木として管理をいたします。町道によって、車両が、どういった車が通るかというのもございますけど、高さの基準というものはですね、一応はございません。ここまで草が来ていれば切るとかですね、そういったのはございませんけど、あとは道路敷きの境界とかそういったのがあります。町で買ってる分については、当然町が管理するべき範囲とは認識をしております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田議員。

○7番（濱田憲治君） 高さにはそういう基準的なものはないということでございますけども、区役的にはほとんどの箇所が2メートルぐらいしか道からされていないような状況であると思いますので、支障を来す所があれば、随時確認をしていただいて、できる・できないも含めて検討をしていただければと思ったところです。

以上で終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2 番、平野議員。

○2 番（平野保弘君） 決算書ですね、126 ページ、127 ページになります。款の4 衛生費、項の1 保健衛生費、目の2 予防費ですけれども、不用額が2,109 万円余りというふうになっております。予算現額の約4 分の1 ほどになっております。かなり大きいなというふうに思いますけれども、中を見ますとですね、予防接種関係になっておりますが、そんなものなのかと思ひまして、過去の令和4 年度、3 年度も見ましたが、大きくはありますけどそこまでは多くありませんので、今年に限っては何か特別な事情があったのか、そんなものなのかということについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） ご説明申し上げます。

5 年度決算において、予防費のほうが不用額が昨年度より多いということで、お尋ねだと思いますけれども、実際ですね、予防費の中で不用額が多いものは、12 の委託料、129 ページの委託料になります。そちらのその中の備考欄にありますけれども、予防接種委託料、こちら1,625 万5,128 円が実績として出ております。また、下から2 番目のコロナワクチン窓口対応業務委託料（ワクチン接種体制確保分）、こちらが999 万6,294 円として、実績として出ております。

予防接種のほう令和4 年度までは集団接種ということで、経費と時間外と実績がありましたけれども、令和5 年度は集団接種がなくなり、時間外をはじめそのほかの経費が抑えられたというところと、あと予防接種になりますので、実際ご本人さんが受けられるということになりますので、その受けられた人数の実績が前年度より少ないということで、不用額が出ております。また、3 月まで接種可能ですので、補正等で減することができませんでしたので、不用額として残っております。

また、不用額として残ったその分に対しては、令和6 年度の補正予算で国のほうに、県のほうに実績報告をした後の返還金として戻すことになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2 番（平野保弘君） 大変よくわかりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに、質疑ございませんか。

6 番、坂田議員。

○6 番（坂田竜義君） 1 つ不用額について、今質問ございましたけれども、生活排水特別会計及び簡易水道特別会計については、地方公営企業法の適用によりまして打

ち切り決算ということで、不用額が増えているということでございます。また、その他の部分についても年度末の把握は非常に難しいというのは事情はわかりますけれども、この理由についてお尋ねいたします。

それから、不用額の結婚新生活支援補助金というのが創設されておりますが、2年続けて未執行になっております。その辺りの理由というか、今後の制度の内容も含めてどうであったのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 坂田議員、申し訳ございません。ページ数と款・項・目・節の明示をお願いします。

○6番（坂田竜義君） あー、ちょっとそれは。わかるでしょ、内容的に。

○議長（上田 孝君） もしくは、今、令和5年度一般会計の歳入歳出決算を行っておりますので、特別会計のほうはまた後ほど。

○6番（坂田竜義君） はい、わかりました。なら、不用額の中の、特別会計はまた後で申しますけれども、結婚新生活支援補助金が2年続けて未執行になっております。これはどういうことか。制度内容に問題があるのか、その点お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

結婚新生活支援事業でございますけれども、ご指摘のとおり過去2年、実績はなしということですね、私どもとしましては、より使いやすい制度というところでは思っているところでございます。幸い今年はですね、1件申請が既に出てきております。制度、なかなか使いにくいというところはあると思いますが、その改善については引き続き検討してまいりまして、さらに、今年1件出ておりますけれども、伸びていくようにということで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続きまして、契約・入札関係でお尋ねします。

まず、指名競争入札というのが基本だろうと思っておりますけれども、建設工事関係におきましては随意契約が18件、コンサルタント関係についても12件ということで、随契がかなり多いように見えます。基本的なそういう指名競争入札ということは、こういう随契でやった部分についてできなかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 増永建設係長。

○建設係長（増永和浩君） ご説明申し上げます。

質問の内容としましては、随契で行った工事の内容と委託の内容と、それが指名競争入札でできなかったということについて答えさせていただければと思います。

工事の随契としましては、緊急性等で行う部分が大半にはなります。その中で、

金額も少額、そして緊急性を要するものというものについては、地方自治法に則ったかたちで随契を取らせていただいております。どうしても指名競争入札ですと、一月ほどの入札期間を経ないと発注ができない、契約に至らないということがございますので、工事等については主に緊急性については随契を活用させていただいているところでございます。同じく、委託業務にしましても、主に随契する部分につきましては、災害復旧事業等を随契でしております。理由としましても、同じように災害の査定が国から期間を限られてきます。それに間に合うような業務をしないといけないので、同じく入札期間等経てしまうと、その査定に間に合わないそういうかたちで随意契約にて期間の短縮、緊急性を、地方自治法の中の緊急性の中でさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） わかりました。ただ、安易にですね、同じ業者がしとったからとかですね、期間がないとか、いろいろ言い訳はされますけれども、基本的にはやっぱり指名競争入札で行くんだということはですね、原則として押さえておいていただきたいと思います。

それから、続いていいでしょうか。

○議長（上田 孝君） どうぞ。

○6番（坂田竜義君） この収入未済額ですけれども、今町民税が707万8,000余りございます。これは前年度比で263万ほど増えております。全体的には徴収率は、国保のほうは92.8で低いほうで、大体98とか99.幾つとか非常に高率の徴収率ですから、そんなには問題ではないと思いますけれども、また上下益城郡の5町での合同搜索とか、そういう成果が挙げておられます。この個人住民税の特別徴収完全指定の取り組みについては、令和5年度は1,238事業所ということで6事業所増えておりますが、全体の対象となる事業所が幾つあるのか。それで今後、その指定になってない所の対策はどうしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

今特別徴収の対象となっている事業所ということでよろしいでしょうか。ちょっと今手元にその資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明をしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 後でお願いします。

続きまして、不納欠損についてお尋ねします。不納欠損は、一般会計でもですね、

115万ということで、昨年より16万余り増えております。税の公平ということから、基本的にできるだけ不納欠損というのは少ないほうがもちろんいいわけですが、いろんな合同搜索とかいろいろ努力をされてですね、最小限に抑えられているという努力は認めますけれども、今後、そういうできるだけ不納欠損を減らすということで、日常的な取り組みについては、どうされるのかですね、放置するということはないでしょうけれども、不納欠損をできるだけ減らす方策というのは、日頃どうされているのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松永税務課長。

○税務課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

滞納者に対しましては、今現在も対応しているところでございますけれど、まず小まめに担当者が連絡を取っているところでございます、また、滞納処分につきましては、厳正に事務を進めているところでございます。これからの方針ということですが、そういった地道な作業を進めていくことだろうというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 続いて、町営住宅の使用料についてお尋ねをいたします。

町営住宅の使用料については、収入未済額が2,117万円ということで、前年度比の115万円ほど増えております。いろんな事情があるとは思いますが、コロナ禍におきまして、この令和3年度から3年間で483万円ほどですね、増えておるところでございます。この町営住宅の使用料、あるいは保育所の保護者の負担金については、無償化に伴いまして現年分はありませんけれども、過去分の滞納分が残っておるわけでございます。そういった滞納、町営住宅の使用料等についてですね、今後どのように取り組みを進めるのかお尋ねをいたします。

○8番（福田秀憲君） 議長、できるならですよ、ページ数を聞いていただくと、私たちも見やすいんですけども。よろしくお願いします。

○議長（上田 孝君） 坂田議員、ページ数は。

○6番（坂田竜義君） 書いてありません。

○議長（上田 孝君） 平川管理係長。

○管理係長（平川浩一君） ご説明申し上げます。

一般会計決算書の歳入の部の35ページをよろしくお願いします。令和5年度の決算に関する指摘事項でも記載がありました住宅使用料の収入未済額2,117万6,150円につきましては、平成18年度が最も古いもので、毎年収入未済額が積み上がったものです。近年での各年度の徴収率につきましては、令和元年度より96.3%、2年度におきましては95.5%、3年度が93.5%、4年度が9

1.1%、5年度におきましては94.5%と推移しているところでございます。

また、その中でご摘されている、特にコロナ禍となった令和3年度からの3年間で483万4,776円の増というようなご指摘を受けておりますけれども、コロナ禍でありましたので、家賃未納者への対面による自宅訪問、夜間の家賃徴収などができておらず、未納者への住宅への訪問を控えていたというような状況にありました。しかし、令和5年10月より、毎月未納者の住宅を夜間に訪問し、本人の現状を把握した上で、納付計画を立て、納付誓約を取り交わして計画的に未納額の減少につながるよう、家賃の徴収に取り組んでいるところです。

また、公営住宅法では、入居者が家賃を3か月以上滞納したときは、入居者に対して明け渡し請求ができるとされておりますが、本町においては明け渡し請求をした事案は今のところございません。千葉県内においてはですね、家賃を滞納した母子世帯において明け渡しの強制執行当日に心中を図られたというような事案等もありまして、公営住宅の家賃滞納者への対応につきましては、国のほうより「公営住宅の管理の適正な執行について」という通知文書が発出され、慎重な対応が求められているところでもございます。

そのため、訪問や連絡を定期的に行い、未納者の生活の状況を把握しながら、未納額の減少につながるよう指導を行い、相談記録などを時系列的に残していくことが重要で、他の入居者との不公平を解消する観点からも慎重に対応していかなければならないと思っていますところでございます。

また、公営住宅の使用料の滞納に対する処分や事後の取扱いにつきましては、民法上の取扱いになるところもございますので、手続きの方法等につきましては、町の顧問弁護士さん等とも相談をしながら慎重に検討・対応していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（上田 孝君） 坂田議員。

○6番（坂田竜義君） 最後に1点お尋ねします。本町の財政状況の報告がございましたけれども、その中で経常収支比率がですね、前年度の91.6から96.5に上がっているわけでございます。今後の問題としましても、この上がった理由として、交付税は増えたけれども公債費、補助費、物件費等の増加でこういうふうになったんだということのようではございますけれども、今後この91.6から96.5に上がったということは非常に問題だと思いますし、今後その、できるだけ下げていく、標準的な数字に下げていくためにはどうしていかれるのかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

経常収支比率につきましては、本町の財政状況を圧迫する中の一つの指標となりますが、今後は、経常的な支出を抑えるために、事務事業評価等を実施しながら事業の見直し等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（坂田竜義君） はい、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。8番、福田議員。

○8番（福田秀憲君） 質疑ではありませんけれども、一応最初にですね、ページ数とちゃんとここをやりますよというようなかたちで発言を続けていく決まりがあります。議場というのは、議長の指示に従ってやっていくもんですから、その辺りは守っていただくようお願いしたいなと思います。答えるほうもやはり大変だと思うんですよ。私たちも、どこをやっているのかと、見ていきたいところがありますので、その辺りは今後、議長のほうからよろしく願いをしておきます。

○議長（上田 孝君） はい。じゃあ再度申し添えます。質問に当たりましては、ページ数と款・項・目・節の明示をお願いいたします。

引き続き、質疑に移ります。質疑ございませんか。

1番、村崎議員。

○1番（村崎公一君） 152ページ、153ページ、款の6商工費、項の1商工振興費、目の1商工振興費の負担金、補助及び交付金の地域通貨補助金（物価高騰）についてお尋ねいたします。

ここ数年、地域通貨事業自体は毎年行っていておりますけれども、ここ数年はですね、コロナ対策であつたり物価高騰ということで、全町民の方に配布という形をとられていると思います。また、住民の方の要望から大型店舗等で使えるよというということで、地域のお店で使える専用券とそれを含めた大型店舗のほうでも使える共通券という形で配布をされていると思いますけれども、昨年度の地域通貨の発行数に対しての回収率ですね、枚数なのか金額でも結構なんですけれども、幾ら発行して幾ら回収されているのか、と、もしそういった専用券・共通券の割合というか、どういうふうに使われているのかというのが具体的に、そういうのがわかるのであれば、ご質問いたします。

○議長（上田 孝君） 澤山美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（澤山 誠君） ご説明申し上げます。

発行数と回収率ということでございますけれども、大変申し訳ございません、今、手元に資料ございません。これにつきましては、確認をしましてお答えをしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎議員。

○1番（村崎公一君） 地域通貨事業、多分商工会等通してされてると思いますので、多分そういう発行部数に対しての回収とかあると思います。と、そういった地元の事業者と大型店舗等の割合等あると思います。以前は、地元の事業者しか使えなかったんですけど、やっぱり住民の方の要望ということで大型店舗のほうでも使える地域通貨のほうを発行してると思いますので、よければその辺りの傾向とかもわかればですね、いろんな意味で今後のやり方にも反映されると思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第58号から議案第64号までの採決は起立により行います。

議案第58号、令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第58号、令和5年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第3 議案第59号 令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第3、議案第59号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第59号、令和5年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第4 議案第60号 令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第4、議案第60号、令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号、令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第60号、令和5年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第5 議案第61号 令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第5、議案第61号、令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号、令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第61号、令和5年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第6 議案第62号 令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第62号、令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 令和5年度美里町生活排水特別会計決算書の366ページ、367ページです。

款の3国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1浄化槽整備事業国庫補助金。当初予算で1,800万余り、それから補正予算で減額をされて、予算現額が1,105万5,000円となっております。そのまま収入未済額が1,105万6,000円で、収入済額がゼロになっています。

それから、歳出のほうで、372ページ、373ページですけれども、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の27繰出金で、その金額がですね、一般会計繰出金というふうになってはいますが、この流れと言いますか、理由を説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

まず、歳入の国庫補助金につきましては、1,150万6,000円、これにつきましては、総事業費の補助基本額として補助を受け入れる予定としていた額であります。先ほどから出ていましたとおり、公営企業会計移行に伴う3月打ち切り決算ということで、補助金が3月まで入ってきておりません。ですので、収入未済額として計上しているものです。

続きまして、373ページ、繰出金としてしていますのは、打ち切り決算のため、一般会計のほうにも3月まで入ってきておりませんので、一度繰り出して、公営企業会計にその補助金を入としまして、今度は一般会計へ繰り出すというなかたちにしております。未払い金として、公営企業会計は一般会計へ支払いをしているというかたちになりますので、一般会計繰出金というふうになっております。

特別会計へ一般会計から繰り出すというなかたちになっております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

生活排水特別会計ではございますけども、一般会計からの繰出金、一般会計への繰出金の件でございますので、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、特別会計から本来一般会計のほうに繰出金として戻すべきところではございますけれども、先ほど打ち切り決算の話がありましたので、その分財源が不足します。本来一般会計に戻すお金をそのまま特別会計で保持しておく、持つておくというようなかたちで残してあるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 言葉としてはわかったような気がするんですけども、できればですね、図解したようなかたちでまた説明をしていただければというふうに思います。終わります。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） 説明不足で大変申し訳ございませんけども、特別会計のほうで打ち切り決算になりますので、実質一般会計へ戻してしまうと赤字になってしまう。赤字をなくすために一般会計へ戻さずそのまま持つて行くということです。これに関しましては、後ほど詳しい図解で示したものをお示ししたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第62号、令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第62号、令和5年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

ここでしばらく休憩します。再開を11時15分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第7 議案第63号 令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第63号、令和5年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 3 号、令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第 6 3 号、令和 5 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 6 4 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(上田 孝君) 日程第 8、議案第 6 4 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 4 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第 6 4 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 6 5 号 令和 6 年度美里町一般会計補正予算(第 7 号)

○議長(上田 孝君) 日程第 9、議案第 6 5 号、令和 6 年度美里町一般会計補正予算(第 7 号)を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。

質疑ありませんか。

7 番、濱田議員。

○7 番（濱田憲治君） 議案第 6 5 号、1 7 ページの 1 8 の負担金、補助及び交付金についてお尋ねしたいと思います。

3 4 1 万 3, 0 0 0 円、保育所等 I C T 化推進事業費補助金とございます。内容の説明を求めたいと思います。

○議長（上田 孝君） 隈部こども応援課長。

○こども応援課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

お尋ねの、保育所等 I C T 化推進事業の内訳、中身につきましてですが、こちらは、各 4 園、堅志田保育園、中央青葉保育園、青空保育園、はちす保育園、この 4 園に対して、業務の効率化を図るためのパソコン等の購入費用に関する補助になります。

なお、はちす保育園に関しましては、外国人の方の入園があるということで翻訳機等の購入をされるということで、それに対しての補助を出す予定にしております。

以上でございます。

○7 番（濱田憲治君） 議長、わかりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

8 番、福田議員。

○8 番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第 6 5 号について質問いたします。ページとしましては 1 8 ページ、款の衛生費、それと目の予防費の中で予防接種委託料というのと補助金というのが出ておりますけれども、この予防接種委託料とその補助金についてちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長。

○健康保険課長（中川利加君） ご説明申し上げます。

衛生費の予防費の中の委託料の 2, 5 8 3 万円の分と予防接種補助金 2 4 6 万円の違いのお尋ねだと思いますけれども、こちらはですね、新型コロナウイルスワクチンの予防接種になりますけれども、まず委託料に関しましては、町内の医療機関で受けられた場合の委託料になりまして、町と町内の 6 医療機関と委託契約をします。そちらで接種数に応じて医療機関に支払うものでございます。補助金に関しましては、町外のほうで個人の方が予防接種を受けられた場合、まずご本人が全額お支払いされて、補助申請をすることによって、ご本人さんに町が自己負担を除いた部分を個人さんに補助金として支払うものになります。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） 総務課長から説明いただいたときには、予防接種の委託料が2,100名だったですかね。それと予防接種の補助のほうは200名と、そして何ですか、負担金、これは大体全部で7,000円ぐらいかかるのかな。すると、町からの助成も高齢者にはあるわけでしょ。その助成の額と何名を対象にしておられるのか。というのはですね、もう大体の数でいいですけども、というのはですね、コロナが落ち着いたので、「もう受けていっちょこ」という人が多いので、啓発か何かしないとあれですけど、予定はどれくらいの人数、予定されてるんですか。

○議長（上田 孝君） 中川健康保険課長

○健康保険課長（中川利加君） ご説明申し上げます。

接種の予定人数のお尋ねだったと思いますけれども、一応全体では2,300人と積算しておりまして、こちらの数字というものは季節性のインフルエンザ接種を今まで受けられた方の実績に応じて出しております。2,300人のうち2,100人につきましては町内で受けられるということで委託料で2,100人分、あと、町外のほうで200人分、町外で受けられるということで補助金のほうで200人分を計上しております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

財源の内訳の話があったかと思いますが、財源につきましては、ページがですね、歳入の12ページをお開き願いたいと思います。款の20諸収入の所に説明欄の下から3行目にワクチン生産体制等緊急整備基盤補助金1,900万計上してあります。これが歳入でございます。歳出につきましては、先ほど健康保険課長から説明がありましたとおり、ページ数が18ページですね、の委託料と予防補助金のほうに充当をするところでございます。

なお、個人負担につきましては、両方とも3,000円の個人負担がございます。以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田議員。

○8番（福田秀憲君） このワクチンの接種もありますけれども、コロナが流行ったときにですね、基本的な予防措置として、うがいとか手洗いとかああいうのをやりました。ところが、それが5類に移って段々薄れてきて、今はですね、それがもう習慣化されないで、うがい・手洗いをしない人が増えてきたように思うわけです。私はその期間から習慣的になって、風邪を引いても鼻風邪ぐらいで病院にかかるの

が少なくなったというようなあれがありますので、健康保険課あたりでもですよ、基本的なうがい・手洗い、これはですね、まだ続けて啓発して、私はいったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それとですよ、せっかく防災無線もありますので、あれも使ってですよ、基本的なやつやりましょうと、たまには放送したほうがいいんじゃないかなと私は思っています。

今、医療費の国保は段々増えてきているわけですよ。基本的なことをやるだけで、相当な軽減に、私はなってるんじゃないかなと思うわけです。いろいろ「ジェネリックに替えなさい」とかいろいろやってますけれども、基本的なやつをやっただくようにうんと啓発したほうが、私は削減の効果が出るんじゃないかなという思いがしております。

それとですね、19ページ、款の衛生費、項の保健衛生費、水道施設整備費ということで、この公会計に変わって、今までのこちらからの繰出金というのは、補助金に変わってきているわけですが、この一番上の簡易水道の施設の整備の補助金というのがここに出ておりますけれども、整備の補助金なんかは、簡易水道事業の会計の補助金の中に含まれても、私はいいんじゃないかなと思ったんですけれども、何か特別にこれは、今回は補助があるのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 酒井水上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

この簡易水道施設整備補助金と言いますのは、町営水道給水区域外の組合営の水道施設、ポンプであったり、原則5個以上のポンプとか、そういったものの補助ということになりますので、この分につきましては一般会計で補助をしているということになります。

以上になります。

○8番（福田秀憲君） わかりました。議長、終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、平野議員。

○2番（平野保弘君） 補正予算書の16ページです。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の2高齢者福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ということで、総務課長の説明で介護ロボットということだったと思いますけれども、これを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

この介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ですけれど、大きなものは今議員おっしゃいました介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットICTの導入

経費になっておりますが、そのほかにですね、医療介護総合確保法第5条の市町村計画に定める地域密着型サービス施設等の整備ということで、これは介護予防の拠点になりまして、三加地区公民館、岩下地区集会所、高齢者コミュニティセンター筒川荘、この3施設のですね、畳からフローリング改修でありますとか、あと空調設備改修ですとか、LED化への改修等といったものも含まれております。

こちらの部分が5,382万8,000円計上しておりますうち、387万4,000円というふうになっております。

それと、当初予算で計上しておりました介護医療院の間部病院、移動式簡易陰圧装置2台分につきましては、事業者からの申し出によりまして、全て減額、638万円の減額をこの中でしておるところでございます。

ほかは、ICT化に伴う経費になっております。

以上でございます。

すみません、付け加えさせていただきまして、介護ロボットICTの導入経費でございますが、これ社会福祉法人千寿会陽光園、特別養護老人ホームの施設になります。これはそれぞれ定員ごとに補助基準単価がございまして、陽光園本館のICT化で補助基準単価が45万8,000円でございます。これの30床ということで1,374万円。それから、そこのショートステイ9床に係る、それも45万8,000円の基準額で412万2,000円、それと東館、陽光園の東館になりますが、こちらが定員30なので、先ほど本館と同じ1,374万円、それと、グループホームひだまり、こちらが定員18なので、こちらも基準額は45万8,000円で、824万4,000円。それと、小規模多機能型居宅介護事業所、通称みんなの家という所になりますけれども、ここも7床の定員がありますので、45万8,000円の掛けた320万6,000円、それと特定施設コミュニティハウスみんなの家ということで、これはもう居住部分があるところですが、こちらが29床、こちらが45万8,000円の補助基準になりまして、1,328万2,000円、こちらが小計しますと5,633万4,000円がこのICT化の導入経費となっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 私は介護ロボットってそういう大きなものを導入する経費なのかと思っていたんですが、一般的なICT化の経費ということでよろしいですか。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） 今申し上げた感じでは、何か介護ロボットが入って来るんだろうというような感じを受けますけれども、実際には、去年のこの同じ事業でL

AN配線工事をですね、されておられます。LAN配線を使ってですね、例えば、食堂でありますとか居室辺りの安全確認のために、カメラと言いますか、そういったものの装置を設置されていくというようなかたちになっております。センサー関係も当然そこに入ってくるかと思っております。

内容については、そのICT化に伴うものであれば、事業者のいろんな考えで対応されているというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） わかりました。

次、19ページです。款の5農林水産業費、項の1農業費、目の2農地費の節の18負担金、補助及び交付金の下の段の、土地改良施設突発事故復旧補助金287万6,000円ですけれども、大井早揚水組合の揚水ポンプという説明だったと思いますけれども、これ名前が突発事故とついておりますけれども、揚水ポンプで間違いなかったのかというのと、突発事故だったのか、ということについてお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

土地改良施設突発事故復旧補助金ということで、287万6,000円計上している分かと思えます。こちらにつきましては、大井早のですね、田底のほう管理されております大井早揚水機械組合さんというのがございまして、一応施設自体ですね、団体営のですね、事業で製造されました農業用の用排水施設でございまして、一応、この事業を採択するに当たりましてですね、県の突発事故の台帳のほうに記載がされておらなければならないというのが前提にございます。それに掲載されている中で、適切に保全管理されている施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事が対象というかたちになっております。一応、事業採択につきましてはですね、国費が55%、県費が14%、町費が13%ということで、ガイドラインのほうも設けられている事業でございます。残りの18%につきましては、大井早揚水機械組合のほうがお支払いをしていただくというかたちになっております。

一応69%国費と県費分につきましてはですね、69%分242万円になるかと思えますけれども、その部分につきましては、歳入のほうでですね、組ませているところがございます。

以上でございます。

追加して、説明させていただきます。

不具合につきましてはですね、揚水ポンプ2基、一応ございまして、その内の1基のほうですね、故障をしたということで、一応内部の部品等もですね、分解し

て一応確認したところですね、経年劣化等もございまして、なかなか対応ができないということもございまして、その1基部分全てにおいてですね、修理をかけるというかたちになっております。この揚水ポンプ自体がですね、特注ということもございまして、今現在11月末ぐらいが納期となっておりますので、今1基ですね、農繁期を乗り越えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野議員。

○2番（平野保弘君） 終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番、吉住議員。

○3番（吉住淳一君） 23ページをお願いします。下の段で教育費、保健体育費の所です。体育施設の中で14番、節の14になります。B&G海洋センタープールの屋根撤去工事についてですが、今屋根を撤去されている、撤去されたところですか、だと思います。プールについては、このままもう今の状態で使っていくということなんでしょうか。

あと、また整備されて、例えばプールの防水をし直すとか、そういったところも考えておられるのか、お伺いをします。

○議長（上田 孝君） 長井社会教育課長。

○社会教育課長（長井一浩君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、B&G海洋センタープールにつきましては、ご質問いただいたとおり、今現在としてはですね、屋根の部分の撤去等は終わっておりますけれども、今後さらに利活用するためのですね、整備としてですね、計画を進めてまいりたいと思います。というのが、今屋根の部分は撤去いたしておりますけれども、現在老朽化でろ過機等の機能の不全等も確認されておりますので、その部分等の設計費等はまた今後計画を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住議員。

○3番（吉住淳一君） わかりました。終わります。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。なお、議案第65号から、議案第71号までの採決は起立により行います。

議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第65号、令和6年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第66号 令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第10、議案第66号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第66号、令和6年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第67号 令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田 孝君） 日程第11、議案第67号、令和6年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 7 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 6 7 号、令和 6 年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 6 8 号 令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 1 2、議案第 6 8 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 8 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 6 8 号、令和 6 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 69 号 令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 13、議案第 69 号、令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第 69 号、令和 6 年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 70 号 令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 14、議案第 70 号、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 1 号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、令和 6 年度美里町生活排水事業会計補正予算（第 1 号）は、原案

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第70号、令和6年度美里町生活排水事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第71号 令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(上田 孝君) 日程第15、議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第71号、令和6年度美里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第72号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長(上田 孝君) 日程第16、議案第72号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。中川健康保険課長。

○健康保険課長(中川利加君) 議案第72号について、ご説明申し上げます。

②議案第72号をお開きください。

議案第72号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年熊本県指令市町村第23号)の一部

を別紙のとおり変更する。

令和6年9月9日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

以下、変更規定でございますが、新旧対照表によりご説明いたします。

次のページをご覧ください。左の欄が変更前、右の欄が変更後の規定となっております。

第4条につきまして、広域連合の処理する事務の規定でございますが、法律の改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約において、被保険者証の用語を使用している部分について、一部変更するもので、附則、別表第2、第4条関係中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

再度、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約をお開き願います。

附則でございますが、この規約は令和6年12月2日から施行するとしております。

以上で、議案第72号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第72号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 起立多数です。

したがいまして、議案第72号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 発議第2号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出について

○議長(上田 孝君) 日程第17、発議第2号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義議員。

○6番(坂田竜義君) 発議第2号について、説明いたします。

資料はNo.28でございます。

発議第2号、健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出について
上記の議案を下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年9月9日提出 提出者 美里町議会議員 坂田竜義、賛成者 美里町議会議員 福田秀憲 美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

今、安心して使えている現行健康保険証を当面の間について存続させ、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るために、政府の冷静な判断が求められております。このような理由から、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを提案いたします。

令和6年8月14日に熊本県退職者連合及び熊退連宇城地区協議会から議長に対し請願書が提出されました。私が紹介議員となったため、提出者となっております。

マイナ保険証の普及のために、12月2日から現行の健康保険証を廃止することが決定されました。しかしながら、マイナンバーカードをめぐっては、問題が続出しており、マイナ保険証の利用率も昨年12月で4.29%と出ております。

マイナンバーカードの導入に反対するものではありませんけれども、現行保険証を当面の間存続させ、マイナ保険証との選択制を打ち出していた原点に立ち返るよう政府の冷静な判断を強く求めるものであります。

次のページが意見書となっております。読み上げるのは省略をいたします。

2024年9月12日 美里町議会議長 上田孝

提出先は、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、デジタル大臣となっております

ます。

最近では、総裁候補であります官房長官とかですね、石破大臣等もこの見直しに言及されている現状もございます。そういうことでございますので、説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立により行います。

発議第2号、現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第2号、現行健康保険証について当面の間存続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。㊸の資料のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

—————○—————

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第 19、各常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について、及び日程第 20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題とすることに決定しました。

日程第 19 及び日程第 20 を一括して議題といたします。

お諮りします。㊿の資料の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第 8 条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会におきましても、提案させていただきました全ての議案に対しまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問等でも貴重なご意見、あるいはご提案をいただいたところです。非常に、最近の新聞では T S M C 関係で、菊陽町あるいは県北が湧いているような状況でありますけども、この県央に位置する美里町もですね、なんとかその恩恵を受けると言いますか、チャンスをつかめるように、皆さんと一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

まだまだ暑い日が続いております。どうぞお体にはご留意いただきますようご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

大変、お世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、令和6年第3回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 3 回 定 例 会

令 和 6 年 9 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111